高松燒

柄小瓱卅口、鉢六十口、埦卅合、麻笥盤五十口、大盤十二合、大高盤十二口、椀下盤卅口、椀三百卅口、壺坏一百口、大筥坏三百廿口、小筥坏二千口、

〔陶器考附錄〕讃岐　高松燒　利兵衞ト云モノ、仁清ニ陶法ヲ習フ、コレヲ利兵衞燒トイフ、作ブリ仁清ニ似テ厚シ、安南ヲ寫タル茶ワン、朝センヲ寫タル茶ワンナドアリ、

一土白、薄赤、黃、　一藥白、淺黃、

伊豫砥部燒

〔愛媛面影四浮穴郡〕伊豫砥

砥山昔より砥石を出す、伊豫砥と名づく、名產也、此石の出る山をすべて砥部と云、又近世此山より掘出す石をもて陶器を製し、諸國に商ふ事夥し、俗に砥部燒と名く、

土佐尾戸燒

〔茶家醉古襍一〕土佐　尾土燒元祖松柏、是ヲ松柏ヤキト云、

〔尾戸燒物師談〕尾戸燒物

尾戸は、高知御城下士小路の名なり、寬永の頃、大守忠義君、大坂高津より松伯と云燒物師の上手を呼下し、燒物をやき習はせらる、土は城南石立郡の內能佐山にて取る、能佐山より外に土なし、尾戸燒、凡何形の物にても出來せずといふ事なしとなり、取別き茶碗の類、極めて良なり、年貢賀盃は尾土燒土器を三ッ重にして用ふ、土器に鶴龜松竹を畫き、或は壽の字などを燒付たり、或曰、尾戸或は尾土に作る、古記に大高坂鄕小津村といふあり、然れば尾戸は小津の轉音にて、後に尾戸と書なせるか、

筑前

山崎平內を森田久右衞門弟子に被仰付、御國中土見分に被遣候、能佐山、石立山、なばり、野根山麓にあり、上藥は幡多郡藤村サンダと云所にある和らかなる石を取り用ふ、松伯時代の燒物を見るに、多くはサンダ藥を用ふ、其後筋野村にて、かたき石をとりはたき上藥にす、上品なり、

〔延喜式二十四主計〕筑前國去府(大宰府)行程一日

井戸燒高取燒

調、○中略大甕九口、小甕百九十五口、瓮一百九十五口、麻笥盤五十六口、水椀三百廿口、

〔筑前國續風土記二十七土產〕鷹取瓷器　鷹取燒は、朝鮮軍の時、加藤主計頭清正、彼國にて瓷器を製する者を連來り、肥後にて瓷器を作らしむ、其者の名を井戸新九郎と號せらる故、其製せし器を井戸燒と云、後に長政公○黑田より招て筑前に呼寄、家臣手塚氷雪に命じ、氷雪が居城鞍手郡鷹取にて瓷器を製せしむ、よつて鷹取燒と名付て今に是を稱す、慶長十九年の比より、鞍手郡內が磯と云所にて瓷器せり、長政公より八藏と云者に命じて燒しむ、其後忠之公の時、寬永七年の比、穗波郡合屋の中村の內、白旗山の麓に移りて燒物を製せり、寬文七年より、上座郡鼓村にて陶器を作る、其製精して高麗瓷器におとらず、今の陶工は新九郎が裔孫なり、

筑後柳川燒

〔瓢翁夜話二〕高取燒の始は、征韓の役、黑田長政に從て歸化せし韓人八藏と、加藤清正に從て歸化せし韓人新九郎の二人にして、八藏は新九郎の婿なりければ、長政わざ〳〵肥後より新九郎を呼寄て、陶器をこの二人に命じて造らしむ、この二人は、彼邦に於て名高き陶工なりしとぞ、世これらの造りし品を古高取と稱へて珍重せり、其後寬永中、長政の子息忠之、八藏及其子○八郎右衞門を小堀遠州の許へ遣し其敎を受しむ、これより高取燒の術一層妙境に入り、遂に國燒中、並ぶものなきに至れり、

〔茶道筌蹄四〕國燒之辨

鷹取筑前燒　古鷹取と云は、太閤時代なり、唐物と同樣にて左糸切なり、

〔本朝陶器攷證一〕筑後國柳川蒲池村土器師家長彥三郎家系

一天穗日命神孫出雲臣野見宿禰苗裔、宇庭嫡男古人、淸公弟淸英、桓武帝御宇延曆二十年、屬田村將軍征東夷、此時有軍功、於美濃國惠奈郡賜采地賞祿、自是以惠奈爲家號、

是より十二代の家譜、鎌倉三代足利公に從仕、及龍造寺鍋島家に扶持せられし事あれども、

陶器に用なく、其事繁多なれば省く、

文祿元年朝鮮征伐之時、屬鍋島加賀守高麗渡海、其時在陣中燒物師召捕、得燒物之口授、依之燒物師數輩遣肥前名護屋、以增田右衞門尉長盛、謁見秀吉公、獻從朝鮮持來燒物珍器等、訴燒物師等擧來、公許之於名護屋、先半多土鍋土器細工仕立、太閤獻上、最無比類手際也、公賞美厚、因則是鎭西名護屋之產物也、送帝都、自此時於九州名護屋可爲司御朱印頂戴、以老臣山中吉內家名被下、則家長彥三郎、神君樣始、利家公、秀長公、輝元公、隆景公御目見、獻土器、各有賞、自是肥前伊萬里高麗之燒物師居置、次第細工ヒロメ、燒物土器同前仕立、後高麗燒物師不殘御歸相成、其後太閤御歸洛、爲祝賀每年兩度上洛、於大阪伏見御城獻上半田土鍋土器、是吉例也、于時慶長九年、筑後國賜田中兵部少輔吉政公、依之當國之產物撰、肥前國土器燒物、太閤以來將軍家江獻上ノ嘉例アルニ因テ、鍋島家江御所望、仍之當國來ル、于時慶長九年十一月ナリ、肥前國燒物司役、弟右京亮方倶ヘ相讓ル、佐嘉郡藤木村ニ居住、總領ナルニ依テ、太閤御朱印系圖等所持致シ來ル、吉政公御目見ノ上、筑後國燒物司役、不可有相違ノ御書物被下置、三潴郡蒲池村ニ居住シ、獻上御用相勤ル、是ヨリ半田土器土鍋、筑後ノ產物ト成ル、每歲春秋兩度獻上ノ品ニ定ル、然ルニ宗茂公（立花）奧州ヨリ御歸國御目見ス、其後宗茂公以御意、任先例領內燒物司役、不可有相違御判物被下置、主膳公ヨリ三池領分司役御判物被下置、御用相勤ル、家長彥三郎方親、同彥三郎方也、同彥三郎方道、同彥三郎方幸、同利兵衞方重、同彥三郎方義、同彥三郎方滿、同彥三郎方信、同彥三郎方敬、宗茂公ヨリ以來、御代々御判物頂戴、獻上御用相勤ル、方親ヨリ當代迄十代、

〔立花家舊臣文書〕土器手際見事候間、於筑後之內可申付候、猶草野熊介可申者也、

慶長九年十一月十七日　　當主　家長彥三郎　菅原方幸記之

吉政

半田燒

豐前上野燒

伊萬里燒

肥前

土器師　家長彥三郎

〔筑後志略地〕半田土鍋　下妻郡水田村ノ製スル所、東都へ獻上ノ一品ナリ、

〔筑後志略地〕風呂前土器　上妻郡熊野村ノ製、是モ獻上ノ一品ナリ、

〔陶器考附錄〕豐前　上野燒　上野ハ、日用ノ雜器ヲ燒キタル唐人、コノ所ニテ茶具ヲ燒ク、コレヲ渡左衞門ト云フ、初メ八代ニテ燒後コノ所へ來ルナリ、子孫渡唐ヲ氏トシ、豐前小倉侯ニ仕ヘ、今ニ渡唐五左衞門トイフテ燒モノヲナス、一遠州○小堀政一茶具ヲ渡唐氏ニ燒シム、

〔肥前風土記佐嘉郡〕山川上有荒神、往來之人、半生半殺於茲縣主等祖大荒田占問、于時有土蜘蛛大山田女狹山田女、二女子云、取下田村之土、作人形馬形、祭祀此神、必在應和、大荒田卽隨其辭祭此神、神歆此祭、遂應和之、

〔伊萬里陶器傳〕諸州數品有中にも、肥前國伊萬里燒と云を本朝第一とす、此窯凡十八ヶ所を上場とす、大河內山　三河內山　和泉山　上幸平　本幸平　大樽　中樽　白川　稗古場　赤繪町　中野原　岩屋　中原　南河原上下二所　外尾　黑牟田　廣瀨　一ノ瀨　應法山

此內大河內は鍋島の御用山にして、他に貨賣する事を禁ず、伊萬里は商人の輻湊せる津にて、燒造るの場には非ず、凡松浦郡有田之內にして、其內中尾、三つの股稗古場は同國の領違ひ、又廣瀨抔は青磁物多くして上品なし、都合廿四五所には成共、十八ヶ所は泉山の脇にありて、是土の出る山也、

〔日本山海名產圖會五〕陶器

諸州數品有、中にも肥前國伊萬里燒と云を本朝第一とす、此窯山、凡十八ヶ所を上場とす、○中略

堊土　泉山に出て、國中の名產、本朝他山に比類なし、中華は、中國の五六處にも出せり、是土にして土にあらず、石にして石にあらず、其性甚堅硬し、拳鑿をもつて打かき、金杵の添水、碓に是を舂

しむ、杵の幅一尺計、厚さ一尺五六寸、長さ一間半計、最水勢つよくあたかけて、碓の數多く連らね、よく末粉となりたるに、又他の土の柔軟なるを二三品和し合せて、家の內の溜池に漂し、度々拌通し、よく和したるを、飯籮に漉し、又外の溜池へ移し、よく澄し、其上に浮たるものを細料とし、中を普通の上品に用ひ、底に下沈たるは取捨て不用、さて其水干の土を素燒窯の脊に塗附、內の火力を借りて吸乾かす、最これによき程を候ひみて掻き落し、重て清水に調和し、かの團子の如く粘和して、工人に與ふなり、是まで婦人の所爲なり、

造瓷坯器　凡瓷坯を造るに兩種あり、一には印器と云、方圓數品、瓶甕爐合の類、屏風燭臺の類にも及べり、是等は凡そ塑成して、或は兩に破り、或は兩に截り、又再び白泥を埏りて範に摸し、或はそのまゝに印を押すもあり、又おなじ土に銹水を和して塗り合、取付などもするなり、一には圓器といひて、凡大小億萬の杯盤は、人間日用の物にして、其數を造る事十に九なり、此圓器を造るには、先陶車を製す、其圓盤上下二ツにして、下の物少し大なり、眞中に眞木一根を竪て埋む事三尺許、高さ二尺許、上の車の眞中に土を置て造る也、○略中

素燒の窯は家の內にあり、本窯は斜阜山岡の上に造りて、必平地にはなし、皆一窯宛一級高くし、內の廣さ凡三十坪、是を六つも連接して、悉く其接目に火氣の通ずる窓を開く、然れども火は窯ごとに焚也、○略中

赤繪の物を錦樣と云て、五彩金銀を銹に施すこと、是一山の秘術として口外を禁ず、故に此に略す、是には、かの硝子銹を用ゆといへり、

總て南京燒の古器は、いまだ其白璽を得ざる時なるにや、土は土器土に似て甚軟なり、其上藥に硝子を加ふるゆへに、自ら缺損す、是を今虫喰出などゝ賞すれども、用に適しては今の物に劣れり、但回青繪の上銹は、銹の上より書たる如見ゆるは、南京物の妙也とは云へ共、硝子藥の助なり

唐津燒

日本の青繪は、藥の下に沈みたるが如く見ゆるは、硝子を用ひざる故にして、是又適用の爲に勝れり、

〔嬉遊笑覽二下〕和蘭人は、萬國の產物を交易することを務とし、物の性質を見ることも委しきに、此方の伊末里の瓷器を賞して、海內第一といへりとぞ、殊に五郎七柳右衞門等が燒たるものは、まことに珍翫すべきものなるに、他國のよからぬ器物を貴ぶは、隣の糟粕のたぐひにひとし、

〔譚海十一〕いまり燒は肥前なり、いまりの柿右衞門といふが燒たる皿、稀にあるものなり、至て高價なり、世間に絕てなきものなり、故に珍重とす、錦手燒の類なる者なり、

〔本朝陶器攷證三〕唐津

一唐津燒、高麗左衞門ニ始ル、與高麗ト稱スルモノハ、朝鮮忠淸道ノ西北ニ唐津監アリ、唐ノ船付ニテ此地ノ燒物ナリ、土藥ヲ見ルニ、朝センナリ、古唐津ハ似テ違ヘリ、

一朝鮮カラツニ二手アリ、土藥トモニ朝鮮ノ物アリ、朝鮮カラツナリ、唐津土朝鮮藥アリ、朝鮮藥唐津ヤキナリ、和訓同ジキ故ニ物ヲ一ツニシタル也、堀出シ唐津ノ內ヨリ、色々ノ蠻物ヲ見出セリ、トヤモアリ、

一日本、昔ハオモニ外國ノ燒ヲ用ユ、皆當座日用ニツカフ故ニ殘ル物マレナリ、唐津ハ元唐ヨリノ船付ナレバ、持來レル品ノ內、ワレユガミタル物ヲ、ハヂ出シテ埋ミタルナリ、堀出シ唐津ノ內、朝鮮、南蠻、呂宋、井戶ノ下手物見ユ、此品々モ上手ノ物ハ知レドモ、下手モノヲ見知ラヌ故ナリ、其時ノハヂモノ有故、幸ニ古物ノ殘レルナリ、肥前ノ土、長崎詰ノ茶漬茶ワントテ、珠光青磁ヲ數持タルヲ近頃買來レリ、是ニテ古來外國ノ品ヲ用ヒタルコト明白ナリ、故ニ珠光青磁三島ノカケタルヲ堀出スナリ、

〔萬寶全書八〕一唐津燒物之事　肥前國なり、茶碗、水さし、水こぼし、花生、鉢皿、德利の類あり、其中に

古き茶碗花生に重寶の物あり、土色はざんぐりとすねたるやうにて、藥につや少し有、細かなるくはんゆう有、大方は色薄もよぎのあさぎにして、鼠がゝりなる色なり、又薄かき色に朱をさしたるやうなり、あかきたすき筋あり、かならずの事なり、總じて肥前燒の類、土かたくして何に用てもつよし、諸道具多き中に、茶碗茶壺は別してすくなし、

〔茶道筌蹄 四〕國燒之辨

唐津　遠州○小堀政一時代古唐津は茶入なし、いにしへは茶碗のみ燒しなり、

〔茶家酔古襍 一〕肥前唐津　古唐津、極古キヲ云米斗、小眼繪唐津辻平戸等品々アリ、

平戸燒

〔松屋筆記 六十二〕平戸燒の陶器

平戸燒のせとものは、もと三河内燒（ミカハチヤキ）といへり、高麗國より、老媼歸化て、肥前國平戸中野村に住居し陶器を造る、これを平戸燒とも中野燒とも呼て、其古器の今に存れるは、其體高麗にひとしく、いと古色にて、茶人殊に賞翫せり、老媼後に松浦郡三河内村に移住す、男子一人ありて家業を繼、其子孫尚三河内村に今村某とて陶製の業怠らず、細工巧妙、天下にもてはやさゞるものなし、老媼死後、三河内の山上に葬り、小祠を建て陶家の神とす、尾張の瀬戸燒は、この三河内の今村が家につかへし奴隷が、其法を得て燒始たる也、今は瀬戸燒大に行はれて、陶器を瀬戸物とさへ呼こと、なりぬ、

〔本朝陶器攷證 一〕肥前平戸

一平戸領早岐鄕三河内山陶器ノ草創ハ、慶長三年、朝鮮ヨリ御歸陣ノ節、松浦式部卿法印鎭信、熊川ノ陶器師巨關ト云者ヲ連レ歸リテ、平戸島中野村ニテ、始テ陶器ヲ製セシム、是ヲ中野燒ト云、其風ハ高麗ノ風ナリ、今其地ヲ稱シテ皿燒ト云、

一巨關ノ子三之丞ト云者、今ノ今村家ノ祖　中野村土ノ宜キヲ得ザルヲ以、領内所々ニ移リ、日宇村早岐ヨリ一里　藤原山ト云所ニテ燒タリ、是ヲ藤原燒ト云、今至テ稀ナリ、風ハ三島手ノ如シ、

一慶安三年ヨリ今ノ三河内ニ移ル、三代ヲ彌次兵衞ト云、今村ヲ氏トス、法體シテ如猿ト云、是ヨリ南京風ノ白手ヲ染付テ燒、筑前ノ國竹原五郎七ト云者ニ學ブトモ云、五郎七燒ト云物、今アル物ハ、青磁等ノ上ニ青畫ナルモアリ、又白手ナルモアリ、如猿燒ト云テ賞スル物ハ、南京古染付ノ風アリ、然レバ染付ノ風ハ、五郎七ガ傳ノミニモアラズ、來舶ノ唐人ニ習ヒ、アルイハ工風ヲナシ、瓦ニ其奇巧ヲ交意シテ成レルモノ歟、

一五郎七ト云者ハ、佐賀領南川原ニ至リ、其地ノ祖トナリ、今ニ於テ連綿ス、○略中

一朝鮮風、高麗手などゝ申候燒方と、只今之染付物風に相成候事は、何故にて候哉、何之年號頃より今之通に相成候哉、

高麗手は、朝鮮傳にて可〻有之候、又筑前之竹原五郎七と申者、佐賀領南川原に參り、白手の燒物を燒候ゆゑ、三之丞其燒を習度存じ、其弟子になり燒候よし、是が染付物之始と相見え申候、夫は三川内に皿山取立候より以前之事のよし、左候得ば三川内にては、最初より染付物も燒候義と相見え申候、

一木原江永山などと申候ものは、三川内より分れ候物に候哉、

三川内より之分れにて可〻有之候得共、其儀は玄かと相わかり申さず候、

熊川之產巨關、燒物製作仕候よしにて、朝鮮より召つれられ候よし申傳候、

〔甲子夜話 三編 二〕予○平戸藩主松浦清ガ領邑ニテ造ル陶器ハ、世ニハ平戸燒ト稱スレドモ、居城平戸ノ島ヨリハ十三里ヲ隔テ、領界早岐（ハイキ）ト云ヘル所ノ三川内（ミカハチ）ト云フ山里ニテ燒ナリ、コノ所ハ世ニ謂フ陶器今里（イマリ）燒ト稱スルモノ、出ル隣境ナリ、今里モ亦平戸ノ比ニシテ裏海（ウラミ）ノ津ノ名ニテ、其陶ノ製作所ハ有田ト云ヘル山里ナリ、今里ノ津ヨリ賣出スユヱ、是亦斯ク云テ、還テ有田トハ呼バズ、

早岐ヲ平戸ト云ガ如シ、サテコノ今里早岐三川内ハ、境ヲ接シテ小山ヲ阻テタルノミナリ、然レバ領邑ハ殊ナレドモ、地所ハ同山里ト知ルベシ、又コノ三川内ノ陶工ヲ支配スル頭ヲ今村某コノ頃ハ彌次兵衛ト稱シキト云テ、代々カクノ如シ、〇下略

龜山燒

〔本朝陶器攷證〕一長崎龜山燒

龜山陶器の發端は、八幡町大神甚五平と申者伊良林郷の山手、垣根山と云所にて、文化元年の頃より、紅毛人年ごと買歸る、水甕を燒そめ、同志の町人山田平兵衛澤屋嘉右衛門、古賀嘉兵衛之三人有しに、水かめ利潤うすく候とて、此人々は外商賣に轉じ、甚五平一人、水甕等の類を燒たりしに、いつとなく龜山一種の窯所と相成、其後文化十一年、白燒を始め、南京渡り染付物等のうつしを、甚五平丹精して新製す、元來垣根山を甕山又は瓶山などゝ申せしを、文政元年頃より、染付物に、龜山と銘書いたす、尤銘名なくても長崎にては、新渡と龜山製は見分出來候得ども、大阪其外國々にては、此差別相分りがたきよしにて、龜山銘書なき品は南京にまぎるゝよし、尤唯今にても無名の品もあり、窯數當時十三あり、初代大神甚五平は、南京うつし染付を重に燒立、二代目當時甚五平、染付物勿論、赤繪物、錦手、金襴手、呉州手、キビシヤウ等の類も注文に應じ燒立申候、唐人持渡り繪藥を公官へ願上、御拂直段を以て、一ケ年買請御免に相成、染付物に用ひ、諸國と違ひ、染付物色合よろしく、新渡より上品に出來候品も多有之候、去かるに近來は佐賀領有田山にて龜山と銘書をいたし、大阪邊へ仕出し候よし、去ながら繪藥色合薄く、尤下品に相見え候よし、

右長崎村上聽松へ聞合せたる所、二代目大神甚五平へ承リ糺し候段申來る、安政二年卯二月、

肥後八代燒

〔本朝陶器攷證〕肥後八代燒

一享和三年、父上野東四郎代に、水戸中納言樣より、八代陶工傳來之儀、委細御承知なされ度との御事にて、書付指出候樣被仰付候節、先祖由來之儀、書記差上候所、則水戸樣江進せられ候御書

うつし、

八代陶工之由來

明主神宗之頃、朝鮮釜山海之城主ヲ尊益ト云、其子ヲ尊楷ト云、神宗萬曆四十二年、加藤主計頭清正、從朝鮮凱陣之時、日本ニ連レ來リ、暫ク肥前國唐津ニ滯留ス、其後尊楷朝鮮ニ渡リ、高麗ノ陶法ヲ傳テ再ビ歸朝ス、慶長七年、三齋忠興〇細川豐前ノ國入封ノ節俸祿ヲ與ヘ家人トナシ、同國上野郷ニテ陶器ヲ製セシム、則郷名ヲ家名ニ免シ、尊楷ヲ改メ上野喜藏ト稱ス、其頃茶道ノ數奇者、小堀遠江守政一等モ茶器ヲ造ラシム、寛永九年、前羽林忠利肥後國遷封ノ時、喜藏幷二子、三齋ニ從ヒ八代ニ來往ス、二子兩家ニ分レ、各家業ヲ勤ム、又正德ノ頃ニ至リ三家ト成ル、皆俸祿ヲ給テ陶器ヲ製ス、喜藏三子ノ內、一子ハ豐前ニ留リ、上野ノ郷ニ在テ家業ヲ勤ム、今十時孫左衛門ト云、右之通ニ御座候、先祖喜藏儀、文祿元年之頃、唐津ニ渡海、今年迄二百五十七年、私迄七代、血脈相續仕居候、以上、

弘化五年正月

上野野熊正英〇花押略

小代燒

薩摩薩摩燒

〔本朝陶器攷證〕肥後國小代燒

玉名郡南賀手永宮尾村住居、北小路又左衞門、葛城安左衞門、此兩人豐前之出生、細川公豐前小倉より肥後へ御入國之後、御跡を慕ひ奉り、肥後へ罷出候に付、三齋公より南賀手永の內、地方一町五反宛、兩人江被下置、名字帶刀被指免候、兩家代々御用承り候、窯元に御座候、兩人之居所小代山の麓にて、小代燒と云、小代某之城跡なり、此山之名ハ摺墨山と云、宮尾村之內、小名龍の原燒ともに云、兩家住所、龍の原也、

〔本朝陶器攷證〕薩摩

一年古シ、同國ニ唐人町トテ、朝セン人ノ末、一ト所ニ居テ、總髮ニテ燒モノヲ業トス、

一椀右衛門燒、白土、白藥、黑ナダレ、小クハンニウ、石州侯箱ニ入、此茶入ヲ得タリ、コノ手ノ茶入、遠州箱ノ品、上京ノ道正菴所藏ス、

一仲次窰、同所ニ藏スルヨシ、未此手ヲ得ズ、

一金繪モノ、色畫モノヽ内ニ、アマカワ渡リノモノ入交ル、

一茶入ノ下作ナル内ニ、尹部出來ノ青黑キ藥ノモノ入交ル、

一サツマトヽヤト云來ルモノハ、新ヤキノトヽヤニテ、琉球人唐ト交易シテ、サツマヘマハリ來タル品ナリト云、

一古薩摩トイヒ來ル、紫土青藥ニ、黃ノ流レタル平茶碗アリ、是安南ノスヽリ天目入交リタルナリ、

右餘、諸ヤキ物、世ニ知ル所ナレバ是ヲ省ク、

古薩摩、土こまかく、鉛色にて、ねんばりとする、藥薄黃色、黑藥、淺黃色、白藥もあり、蛇かつ藥あり、作も品よきものなり、小堀權十郎殿好、甫十と云瓢茶入有、茶入はあれど、茶碗、水指、すくなし、肥後さつまといふあり、同じ藥だちなれども、作形ともあしく、用ひず、

〔府縣陶器沿革陶工傳統誌〕慶長三年、義弘歸化ノ韓人朴平意等ヲ分ツテ、薩摩國日置郡串木野郷ニ移ラシム、平意遂ニ下名村ニ築窯シ、高麗傳ノ陶器ヲ製造ス、同八年居ヲ伊集院郷苗代川村ニ移シ、九年三月其地ニ築窯ス、是ニ於テ串木野ノ窯ハ廢絶ニ歸シタリ、今其古跡ヲ元壺屋ト云當時製スル所ノモノモ、亦芳仲所製ノ品ト、大同小異ニシテ、飴色黑色等ノ諸器アリ、同十九年、義弘平意ヲ召シ、先導者ヲ隨ハシメ、製陶原土ヲ國内ニ搜索ス、平意左ノ數種ノ土石ヲ採テ復命ス、

一薩摩國川邊郡加世田郷小湊村白砂　一同國同郡津貫村京ノ峯釉料石

一同國揖宿郡十二町内山白粘土　一同國同郡成川村白粘土

工具

一同國同郡高野ニバラ白土　一同國同郡鹿籠村釉用檜木

義弘感賞シテ、直ニ苗代川ニ製陶場ヲ建設シ、平意ヲシテ陶器ヲ造ラシム器成ル、義弘曰ク、善ク熊川（コムガヒ）朝鮮地名ノノ製ニ似タリト、是ヨリ平意陶場ヲ統理シ、衆工ニ敎フ、義弘其男忠恒ト屢臨見シ、意匠ヲ貸シテ茶器ヲ造リ、意ニ適スルモノニハ、捺印スルコト帖佐ノ例ニ同ジ、亦御判手ト稱セリ闔村遂ニ陶埏ニ從事ス、是ヲ苗代川ノ創始トス、

〔續西遊記四〕高麗の子孫

薩州鹿兒島城下より七里西の方、ノシロコといふ所は、一郷皆高麗人なり、○中略翌日案内のもの來りて、高麗燒の細工物、幷びに竈を見物す、仰山なる事どもなり、此村半分は皆燒物師なり、朝鮮より傳へ來りし法を以て燒故に、白燒などは、實に高麗渡りのごとくにて、殊に見事なり、日本にて燒たるものとは見へず、夫故に上品の燒物は、大守よりの御用ものばかりにて、賣買を嚴敷禁ぜらる、これによりて、平人の手に入事なく、他國にてももてはやせることを見ず、余○橘南谿も案内者に賴みて求めけれども、白燒は得る事あたはず、やう〳〵黑燒の中の、上品の小猪口一つを得たり、これも余が遠國もの故に、内密にて得させたるなり、携へ歸りて今に秘藏す、其外は下品にて、質厚く色も薄黑く、烈火にかけても破るゝことなし、故に下品は土瓶などに多く造り出す、これは夥敷賣買して、薩隅日の三州は、大方民間にも此土瓶を用ゆ、猶大阪までもうり來りて、薩摩燒と稱して重寶とす、薩摩にては、ノシロコ燒のチヨカといふ、チヨカとは、茶家の心にて、土瓶の事なり、薩摩の方言なり、土瓶といひては知るものなし、

〔名物六帖〕器財二工匠利用陶竈（ヤキモノ、カマ）宋書徐羨之傳、入ニ陶竈中、自諡而死、窰竈（ヤキモノ、カマ）本草、嶺南人皆作ニ窰竈一、瓷窰（ヤキモノ、カマ）天工開物、眞開等郡瓷窰所出色、或黃滯寶光、瓶窰（ヤキモノ、カマ）同上、凡瓶窰燒ニ小器一、缸窰燒ニ大器一、山西淛江、各分ニ缸窰、瓶窰一、餘省則合ニ一處一爲之、缸窰（ヤキモノ、オホカマ）見上

〔藥燒製法書〕黑陶窯

内窯徑六寸許、蓋アリ、蓋ニ一小孔アリ、外窯徑八寸許
右一窯ニ陶器一品ヅヽヲ燒ク、數品ヲ疊積スルヲ得ズ、

他色窯

内窯徑九寸許、蓋孔共ニ前ニ同ジ、外窯徑一尺二寸許
右一窯ニ陶器數品ヲ疊積シテ燒ク
二窯只大小ノ差アルノミ、粟田金窯ノ如ク、皆炭ヲ以テ燒ク、

素燒窯

粟田五條坂ノ製ニ同ジクシテ小ナリ、薪ハ松ヲ用フ、
窯内ニ用フル器械左ノ如シ
此ノ如キ〇圖略三角形ノ端ニ、小尖アル物ヲ跗トナシテ陶器ヲ重積ス、此物大小長短數種アリ、小尖ハ陶器ニ痕ナカラシムル爲メナリ、
窯外ニ用フル器械左ノ如シ
窯蓋揚ゲ〇圖略、下同、　大小長短數種　陶器ヲ取出ス器　同　火箸　同　炭火ヲ搔キ進退スル器　同

成形方法

手指ヲ以テ器形ヲ造リ、剃刀ヲ以テ削リ成ス、但器形ニ依テハ、土型又木型ヲ用フ、

〔樂燒秘囊上〕外竈の圖〇圖略　外竈寸法さしわたし一尺一二寸、たかさ九寸より一尺、但し三枚合せにして、鐵線にてまくべし、土の厚きほどよし、

内竈寸法さし渡七八寸高さ四寸五分より五寸　土厚さ四分半より五分、うすきがよし、〇中略

内外竈成立の圖〇圖略　内竈外竈三四寸ばかり相去なり、此周へ火を入なり、

燒繼

雜載

〔名物六帖器財二工匠利用〕泥輪ロクロ杜預左傳註、陶家泥輪以能成器、文選註、銑曰、鈞作瓦輪者、按是窯工範土器名泥輪、支云瓦輪也、　規車ロクロ杜詩、一氣轉洪鈞、註、邵寶云、鈞窰者造土器之規車、　運鈞ロクロ升庵集、管子云、不明于前則而欲出號令、猶立朝夕于運鈞之上、運鈞泥工圓轉之器也、　旋盤ロクロ正字通、陶者之旋盤、　旋牀ロクロ欒城遺言、作文要使心如旋牀、大事大圓成、小事小圓成、　陶車ロクロ天工開物、陶車根埋土内、　陶鈞ロクロ史鄒陽傳、化於陶鈞之上、註、陶家名模下員轉者爲陶、張晏云、陶冶鈞範也、作器下所轉者名鈞、

〔類聚名物考調度十一〕陶家輪　つちろくろ　土轆轤　運鈞　瓬周禮〇中略

管子、不明於前則、而欲出號令、猶立朝夕於運鈞之上、思ふに運鈞は、泥工圓轉之器と注せり、今俗には、土轆轤と云也、

〔塵塚談下〕陶器燒繼之事、寛政二戌年迄は、江戸に燒繼といふ事はしらざりしなり、京都には其頃燒繼有けるよし、近頃は江戸に燒繼を産業とするもの夥しく出來しなり、この故に瀨戸物屋商ひ薄く成しといふ程なり、

〔經濟問答秘錄二十三征權考〕近年諸藩陶器ヲ始メントスルハ、未ダ物情ヲ知ラザル故ナリ、舊來ノ地ハ已事無レドモ、今始テ興ス事勿レ、中途ニ廢スル事諸處ニ多シ、如何ノ事カ是職務ニ入レバ、其一村風俗不信ニ移リ、服食奢侈狡猾ニシテ、一日ノ賃ハ一夜ニ竭シ、更ニ餘積ト云事無ク、今日ヲ知テ明日ヲ知ラズ、少シ不潤凶歳ニモ及ベバ、上ニ難澁ノミ訟ヱ、又其收ル征稅ハ、農家七八段ノ租ニ比ベリ、其惡弊ノ餘涎近村迄滂流シ、大ニ國家淳美ノ妨ト爲ル、是習弊諸國ノ陶村統テ侔シク、此ヲ販フ大阪横堀ノ商人ニ至ルマデ、皆此風ニ化セラル、是意ヲ考ヱ、古來瀨戸村諸處ニ在ラバ、幽谷ノ山村ニ一處ニ鳩集スル事大ニ便利ナリ、尾州ハ三十年前迄、窯家無免札ユヘ、面々自意ニ燒シニ、凡四百戸ニ及ブ、由之官ヨリ其製物ヲ悉ク召シテ、其好惡ヲ覽テ其良工ヲ擇ミ、七十餘戸ト爲シ、免札ヲ賜フト聞ク、寔ニ下情ニ達スル良法ナリ、是製作ハ始坏燒（スヤキ）ノ時ハ、一戸毎ニ窯ヲ造テ面々燒ケドモ、重テ成就燒ノ時ハ、數十ノ窯竈ヲ一處ニ建テ、精惰貧富共ニ混ジテ、一回ニ燔クユヘ、縱精昏トイヘドモ、惰工一人ニ碍ラレ、竟ニ月日ヲ延スノ職業ナリ、庸吏ノ徒、天道ニ昧ク、明慮

ノ才譋無ク、征榷一潤ノ利ニ眼ヲ舐レテ、數(タビ)副多ク焼クトキハ國益ト思ヘドモ、小ヲ見テ大ニ闇シ、貧工ノ輩騒々ト製工スレバ、悁暴ニシテ其損傷破壊失墜甚多ク、空ク、土石竹木ヲ費スノミ、特ニ飲食奢靡ニ、給銀一日モ自國ニ留ラズ、諺云、焼石ニ水ヲ灌グト云者ニテ、勞シテ功ナシ、大舜河濱ニ陶製シ玉フニ一村化セラレ、其製物嵐マズト云、今ニ於テモ畏敬ノ二字ヲ心ニ修メ、儉約ヲ守リ、天物ヲ暴殄スル所ニ氣付テ製作スルトキハ、隨分其製作擧テ上好ニシテ、估銀相倍スルノミナラズ、損傷破壊モ寡ク、大ニ國家ノ有益ト成ル事、今目前ニ見エシ事ナレドモ、其本ヲ正サズ、唯末ニ走ルユヘ、漏斗(ジヤウゴ)ニ水ヲ入ルニ異ラズ、由是免職ヲ十分二三ニ減耗シ、懶嫰惡狀ノ遊札ヲ取揚ゲ、精昏ノ良民ニ與ヱ、度數ノ多キヲ欲セズ、價銀ハ相倍シ、且天心ニ協フユヘ、災害モ降ラズ、上ニ難澁ニナラズ、大ニ益有リ、是事全其鄕

〔我衣〕瀬戸物店ハ、天和ヨリ正德迄ハ、靈巖島ニ、伏見屋六郎兵衞、伊勢屋清左衞門、白子屋甚兵衞、坂本三右衞門、北川市郎兵衞、辻佐助、花澤清右衞門、永澤傳左衞門、石橋伊兵衞、白子屋伊兵衞、(但白子屋甚兵衞出ルヨリ坂本茂兵衞、三右衞門ヨリ出ル)伏見ヤ吉兵衞、(六郎兵衞ヨリ出ル)北川平右衞門、(一郎兵衞ヨリ出ル)松本次郎兵衞、(坂本三右衞門ヨリ出ル)

茅場町表通ニ、石橋長右衞門、久下田屋吉右衞門、永澤萬右衞門、備前ヤ久兵衞、萬町伊萬里屋、日本橋ニ、唐津屋樋口清兵衞、南一町目伊萬里屋、常盤橋ニ、伊勢屋、伊萬里屋市兵衞、四五人アリ、享保中ゴロヨリ、神田白銀町土手藏ニ、セト物店ムシロヲ敷テ出シタリ、夫ヨリ次第々々ニ繁昌シテ、江戸ニテ一番ノセト物店トナル、

瀬戸物町ニテ、ムカシ南京ヤキ唐モノヲ、瀬戸物屋ニテウリタリ、高麗ヤキ南京ヤキ瀬戸物一式ハ商賣セリ、靈岩島ヘ引コシテノチ、瀬戸物ヤ、唐物屋トワカリタリ、

七寶工

〔嬉遊笑覽二器用下〕瓷器を湯にとをして用るも、漢土の法なり、博聞類纂、十新定器須以沸湯泡過用庶不脆云々、

〔本朝陶器攷證四〕一尾州瀬戸の泰澄院は、遠州秋葉山の役僧にて山伏なり、元祖藤四郎以來、瀬戸窯本の祈禱寺にて、今も燒物窯無事安全の加持を勤るよし、此寺の本尊は不動尊にて、則藤四郎の守り本尊なり、堂前に駒犬大小二頭あり、藤四郎作にて奇代の物なりと、當院に瀬戸の窯印あり、當住洗心洞逸齋より、福井兩洗へ奇贈のよし、

○

〔倭訓栞中編ナ〕なつぼうながし　七寶流の義、大食窯也、典籍便覽に、以銅作身、用藥燒成五色花者、與佛郎嵌相似と見えたり、

〔名物六帖器財五燔窯(シツホヲヤカシ)典籍便覽、以銅作身、用藥燒成五色花者、與佛郎嵌相似、嘗見香爐、花瓶、合類、但可笑婦人閨閣中用、非士大夫文房清玩也、又謂之鬼國窯、見上〕大食窯(シツホヲヤカシ)

〔武江年表二〕正保三年丙戌　金工平田氏祖道仁卒、慶長中、朝鮮人より七寶流の法を傳へし人なり、

〔瓢翁夜話三〕七寶は、元來茶器には用ふべからざるものなれど、古渡のものは隨分雅味ありて、水指なんどに用ふるものあり、我邦のものにても、寛永ごろの製作は古渡の如く、濃き藥にて、かせたる所ありて面白し、當名古屋御城中御上洛の間、襖の引手に七寶藥をながしいれたる所あれど、一種の雅味ありて俗ならざるは、名工の手際なるべし、已れ宗甫公(小堀政一)御好七寶形の引手に、七寶藥をながしみんとて、海東郡の七寶燒に誂へたれど面白からず、これは其人の氣韻によることゝ見えたり、

〔正德六年武鑑〕七寶御細工　御腰物方御支配　十人(ゆしま)二丁目平田長四郎

〔裝劍奇賞四〕彥四郎平田氏、江戸湯島六丁目御七寶工、

今七寶と稱するものは、はじめ海外より來る所にして、七寶とは此方にて名附しにて、正名あるものなるべし、隋帝の七寶碗といへるは、七種の寶玉なるべし、所謂七寶とは、金、銀、琉璃、頗梨、車渠、瑪瑙、珍珠の七種をいふ、但し此七種をあつめて工めると、おほよそをもて七寶と名附にやしらず、されば近世我邦に於て、これを作る人多しといへども、すべて此人におよぶものなし、此人の作れる所、舶來のものにもまされりといはんか、奇工といふべし、

〔裝劍奇賞七〕七寶

舶來のものは至て下品なり、但古渡には甚だ見事なるあれど、今得がたし、只江府平田氏の製、古渡にゆづらず、雲龍牡丹獅子等の作、殊に妙といふべし、

〔鏨工譜略〕道仁平田彥四郎、京師住、慶長年中、依台命朝鮮人ヨリ七寶ヲ流ス傳ヲ受、東都七寶ノ祖トス、御金具師也、正德三年死、就一道仁男、彥四郎、慶安五年死、就久三代目彥四郎、寬文十一年死、重賢四代目彥四郎、平田ト銘、本常ト云、寶曆年中死、就門五代目彥四郎、入道本常ト云、寶曆年中死、就行六代目市藏、明和七年死、就亮七代目市藏、下谷茅町住、文化十三年死、就春八代目友吉、後彥四郎、御彫物師兼帶トナル、上手、就將九代目良藏同、菅長厚就門門、享保八年、七寶流シ傳受ヲ許ス、門人一人ニ限ル、武江淨ルリ坂住人ト銘ス、七寶流ノ事妙也、上方ニモ有トイヘドモ、中々オヨビガタシ、

〔七寶師平田家之系圖〕就將　九代目平田良藏、入道シテ平田彥乘ト云、天保年中之人、下谷茅町二町目之住、　春行　十代目

〔名古屋七寶燒の由來〕天保元年のころ、尾張國海東郡服部に梶常吉といふものあり、常に鍍金を業とす、一日實父市右衞門の家に歸り、元龜元年と記したる舊書中、七寶燒は、珊瑚、瑠璃、璉璪、瑪瑙、琥珀、瑇瑁、水晶の七種を以て製するより、七寶と云といへるを閲し、此器を製せんことを欲せり、偶名古屋の骨董商松岡屋嘉兵衞といへるものより、阿蘭陀燒と唱ふる支那製の銅器を購ひたるに、所謂七寶燒に類するを以て、これを毀ちて悉く其藥法製法を悟り、爾後研究すること五六年、天保八年中、始めて徑五寸の七寶銅器を製し、金五兩を以てこれを鬻ぐ、これ常吉が七寶燒を製せし濫觴なり、尋て筆架、文鎭、緒締等種々の器物を製し、安政三年中、業を同郡遠嶋村林庄五郎といふものに授く、庄五郎又塚本貝助等數人に授くといふ、

〔小堀道具入日記〕波ノ長持御秘藏花入共

甫公〇小堀政一　一七寶釣舟

〔甲子夜話續編五〕天保三年壬辰三月廿三日、尾張大納言殿市谷御屋鋪御立寄〇德川家齊之節、御座敷向御飾附、　書院上段床〇中略　香爐　七寶

古事類苑

産業部十四

漆工　彫漆工　澀墨塗 併入

漆工ハ、漆器ヲ造ル工人ニシテ、ウルシヌリ、又ハ塗師ト稱ス、髹漆ノ術ハ、傳ヘテ景行天皇ノ皇子日本武尊ノ創ムル所ナリト云フ、大寶令ノ制ニテハ、漆部司ヲ置キテ、官ノ器物ヲ髹漆スルコトヲ掌ラシメ、市ニ鬻グ器ニハ、工人ノ名ヲ題セシメタリ、後世ニ至リテハ、此業益〻進ミ、京都、堺、奈良、及ビ江州日野、紀州根來、奥州會津等ノ地、尤モ著ル、

彫漆工ハ、金屬木具ニ漆ヲ厚堆シテ、之ニ彫刻ヲ施ス工人ナリ、彫漆ニハ堆朱堆黑等ノ數種アリテ、其術鎌倉以後ニ盛ナリ、

澀墨塗ハ板塀等ニ澀墨ヲ塗ル工人ナリ、漆工トハ全ク異ナレド、姑ク此ニ併載ス、

名稱

〔下學集上人倫〕塗師（ヌシ）漆人

〔運歩色葉集奴〕塗師（ヌリシ）

〔和爾雅三人物〕漆匠（ヌシ）髹工同

〔東北院職人歌合〕八番　左　塗師

我宿のゑぼうし絹をいかにせむぬる夜すくなき月の比哉

〔人倫訓蒙圖彙六〕塗物師　一切塗色品々これをつくす、但佛塗師、鞘塗師別にあり、

起原

〔伊呂波字類抄宇植物〕桼（ウルシ）俗用レ漆　木汁可ミ以髹ニ器物一也、俗用レ漆非也、漆者木名、亦作レ蕾、俗作レ漆、餘倣レ此、

本朝事始云倭武皇子遊獵宇陀阿貴山(和大)之時、以手牽折木枝、其木汁黑美染于皇子之手、爰皇子召舍人床石足尼曰、此木汁塗干而可獻之、床石塗干而獻之、皇子大悅、取其木汁而令塗翫好之物、以床石足尼任於漆部官、

〔錦屑譚〕世に相傳ふ、漆器は惟喬親王より始まると、今江州日野造漆椀、神祠あり、惟喬を祭るといふ、又勢州多氣郡人杓子を作る、祠あり、亦云惟喬靈、二說相符雖不載實錄、固不誣焉、

職司

〔令義解(一職員)〕漆部司

正一人、掌雜塗漆事、佑一人、令史一人、漆部廿人、使部六人、直丁一人、

〔令集解(四職員)〕漆部司

古記及釋云、別記云、漆部廿人之中、伴造七人、倭國經年役、免徭爲伴部、漆部爲品部、漆部十戶、經年每戶役、免調役也、泥障二戶、革張一戶、右二色人等、臨時召役爲品部、取調免徭役、漆部、取調免徭役、但漆部伴部、並得考、

工人

〔類聚國史(百七職官)〕平城天皇大同三年正月壬寅、詔曰云々、其畫工漆部二司、併內匠寮云々、

〔續修東大寺正倉院文書(二十九)作金堂所解文(斷簡)〕

作金堂所解　申應賜雜色人等物事

合伍拾伍人(中略)漆工三人(丹工一人○中略)

卅九人預冬衣服　十六人間應班給(○中略)

一等(○中略)　丹工漆部枚人(上日百六十○中略)

右九人一等各絁二匹、綿六屯、布三端、

〔享祿本類聚三代格(四)〕太政官符

定內匠寮雜工數事

長上廿三人(○中略)　漆塗二人(○中略)　番上一百人(○中略)　漆塗工十人(○中略)

大同四年八月廿八日

〔山槐記〕安元元年八月十六日甲子、太上法皇(○後白河)明年滿五十御算、仍公家可被行賀禮、(○中略)出納盛道々細工見參(無懸紙)於柳筥、道々細工見參、(○中略)塗師造物所官人代中原有貞、

元曆元年八月廿二日戊寅

一通　大嘗會悠紀所定繪師幷雜工事(○中略)

細工所(○中略)漆工右衞門少尉源良直(○中略)

一通　大嘗會主基所定繪師幷雜工事(○中略)

細工所(○中略)　漆工右衞門少志中原永盛

〔快元僧都記〕天文四年三月十四日、今日奈良塗師七郎左衞門尉、小田原ニ住居久而、屋形恩顧事、亦年久者、廻廊部亦重綠等爲可塗(○鶴岡八幡宮)上倉、此奉行者、九郎殿代太田亦三郎、番帳ニ載者也、

〔備前老人物語〕一織部殿(○古田)茶湯さかりなりし時は、遠國よりも伏見へ登り、逗留して織部殿の手透をうかゞひ、茶湯所望せし也、織部殿の事、氣に合たる塗師の道惠といふ者、都に住みけるが、繼部殿の餘勢によりて、茶湯も家業も上手なりと、京の人々ひたと譽そやしければ、其身も仕合もよく、自慢して居たりけり、

〔茶家酔古襍(一)〕漆工

道志(石州(片桐)遠州(小堀政一)雨家定塗師)　道喜(同)　道圓(同)

〔雍州府志(七土產)〕黑漆器　凡造諸漆器、是謂塗師屋、倭俗凡製造萬物之人、多以師呼之、佛師、鑄物師之類是也、或又工人有泰阿彌、幷清阿彌等之稱號、是古慈照院義政公退老後、在東山東求堂、聚古畫古器、以慰心目、或又隨其所好、新製諸品物、至今有存者、是世謂東山殿御物、其製造多使近侍同朋而從

其事、其裔直爲家業、今某阿彌何阿彌是也、塗師之中、造椀具、折敷、膳、重箱等物、是謂家具屋、倭俗凡椀幷膳專稱家具、洛下道慧道志之製造是爲宜、又盛抹茶之漆器有數品、是稱棗屋、其茶器之形狀有似棗形者、故號之、又有稱藤重者、元樽井氏、而南京之漆工也、是漆工羽田氏之類也、至今藤嚴十一代也、第七世人剃髮號藤重、特爲巧手、自茲後不稱樽井、從倭訓號藤重、是專製中次茶器、其圍五寸餘、高一寸半、徑一寸半、以轆轤削內外、函蓋中分之、故謂中次、其合縫緊密、而不令風濕浸抹茶、斯家又以漆補盛茶磁器之缺、又修罅漏、

〔茶道筌蹄四〕同〇茶入塗物之作者

藤重　藤重は姓也、名は藤嚴と云、利休時代也、塗物は本業にあらず、慰みに仕たる也、名人なりし故、關東へ召出されて江戸に住す、其節亂世後にて、破損せし名器の繕ひを被仰付、其賞としてツクモの茶入を賜ふ、名物也、今に藤重の家藏なり、二代目より御袋師となる、子孫今に在り、

〔德川禁令考四十五衆工〕享保十六亥年四月

塗師蒔繪師相觸候趣

覺

御塗物師　幸阿彌日向　栗本駿河　栗本忠次郎　奈良土佐　鈴木彌次兵衞　榎本又右衞門　圓阿彌丹後　菱田甚右衞門　太田百三郎

右ハ日光御修復御用ニ付、町中塗師繪蒔師、右九人之者ヨリ相觸次第無滯罷出、急度相勤可申候、

四月

〔天保十一年武鑑〕御塗師蒔繪師棟梁　御作事支配三人フチ神田新銀町　鈴木德兵衞　小普請方支配石町一丁メ　澤山孫四郎　御細工頭支配御蒔繪師幷塗師　十人フチ皆川町二丁目　幸阿彌言之丞〇下略

功程

〔延喜式十七內匠〕漆供御雜器

膳櫃一合、長三尺三寸、深八寸五分、廣二尺三寸、下案一脚、長五尺四寸、廣二尺四寸、高一尺七寸、並塗赤漆料、漆一升二合、荏油四合、綿六兩、絁布各一尺二寸、炭一斗五升、功六人半、

手湯戶一口、周五尺八寸五分、高二尺五寸五分、蓋一枚周三尺五分料、漆三升、掃墨五合、貲布九尺、綿一斤四兩、絁布各一尺二寸、油二合、功五人大半、

水槽一口周三尺五寸、高一尺二寸五分、料、漆一升一合、貲布四尺、掃墨三合、綿十兩、絁布各一尺二寸、油二合、炭一斗、功二人、

手洗槽一口周七尺一寸、高九寸、已上四種、木工寮所作、料、漆二升五合、貲布八尺五寸、掃墨五合、綿一斤、絁布各一尺二寸、油二合、炭二斗、功四人、

大椀一口徑八寸六分、深三寸、料、漆一合七勺、貲布一尺、掃墨四勺、綿二兩、功半人、

中椀一口徑七寸八分、深二寸、料、漆一合四勺、貲布九寸、掃墨四勺、綿二兩、功半人、

盤一口徑八寸料、漆一合一勺、貲布五寸、掃墨三勺、功半人、

窪坏一口、徑五寸、深一寸五分、料、漆七勺、貲布三寸、掃墨二勺、功小半人、

朱漆器

臺盤一面長八尺、廣三尺三寸三分、料、漆一斗一升二合、朱沙一斤四兩、帛四尺、綿三斤十二兩、貲布二丈、調布六尺、掃墨二升、油二合、小麥一升、青砥、伊豫砥、其數隨用、下條不顯顆數者、亦准此、炭一石、長功卅八人、中功卅四人、短功五十人、〇中略

酒海一合受一斗五升料、漆一升六合、朱沙六兩、貲布五尺、絁布各二尺、綿八兩、掃墨二合、油一合、長功卅四人、中功卅人、短功卅六人、

花盤一口徑九寸料、漆一合五勺二撮、朱沙一分四銖、貲布九寸、絁布各二寸、綿三分、掃墨二勺、油一勺、長

功一人大半、中功二人、短功二人小半、
飯椀一口徑八寸料、漆一合二勺、朱沙一分、貲布五寸、絁布各一寸、綿三分、掃墨二勺、油一勺、炭一升、長功一人大半、中功二人、短功二人小半、
羹椀一口徑七寸料、漆一合二勺、朱沙一分、貲布五寸、絁布各一寸、綿三分、掃墨二勺、油一勺、炭一升、長功一人小半、中功一人大半、短功二人、
擎王〇一本無王字子一口徑七寸料、漆一合一勺、朱沙一分、貲布五寸、絁布各一寸、綿二分、掃墨一勺、油一勺、炭一升、長功一人、中功一人小半、短功一人大半、
盞一口徑五寸料、漆一合〇一本無一合二字七勺、朱沙一分、貲布二寸四分、絁布各一寸、綿二分、掃墨一勺、油一勺、炭一升、長功一人、中功一人小半、短功一人大半、〇下略

費用

〔大内氏實錄十二志〕一塗物代事
七寸より一尺三寸刀のつかさや地ぬり五十文、花ぬり五十文以上百文、一尺四寸より二尺のは、地ぬり、花ぬりともに百五十文、貳尺壹寸より三尺のは、地ぬり、花ぬりともに三百文、
自餘のぬり物も、此じゆんきよたるべし、
右條々、かくの如く相定らるゝ上は、賃相當分、げんてうにほんそうすべき者也、あたひをば御法の如く下行せしむる處に、もしその職をおろそかにする族あらば、件のあつらへ物を、其ぬし出帶して、奉行所にて、ひはんをうけ、ぶどうれきぜんたらば、たちまち可處罪科者也、仍下知如件、
文明十七年卯月廿日　伴田大炊介在判

〔御作事方小譜請方〕塗師一式〕仕立蠟色布著より

	漆	手間
刻苧	貳分四厘	壹厘三毛
布著	六分六厘	四厘五毛
地	壹匁三分二厘	八厘八毛
切粉	七分貳厘	貳厘六毛
請	四分貳厘	貳厘六毛
中塗	八分四厘	三厘五毛
村直	壹分貳厘	壹厘六毛
摺漆	壹分八厘	壹厘貳毛
上塗	壹匁七分	壹分七厘三毛

下地漆〆四目五分六厘、中塗之上より地堅メ刻苧粉壹分貳厘致候、
上塗漆壹匁七分
布著クシラ一尺　定之外、別段漆目四分八厘、手間代貳フン入候樣申出候ニ付當時用、
手間メ四分三厘四毛

漆器名稱

〔書言字考節用集七器財〕塗物（スリモノ）
〔名物六帖器財五髹飾瓷陶〕髹漆（スリモノ）

製作

〔令義解九關市〕凡出賣者、勿爲行濫、〇中略漆器之屬者、各令題鑿造者姓名、
〔東大寺獻物帳〕御大刀壹佰口〇中略　金漆銅作大刀一口〇中略　銅漆作大刀一口〇註略　銅金漆作大刀一口〇中略
御弓壹佰張〇中略　一張長七尺二寸〇中略　黑漆纏糸　一張長七尺二寸一分〇中略　黑漆　一張長七尺一寸二分〇中略　背黑漆　腹赤漆
御箭壹佰具　爲漆靫一具〇註略　赤漆桐木靫一具〇下略

〔續修東大寺正倉院文書三十三〕造佛所作物帳斷簡

胡麻油一升（香印幷高座等漆塗調度）

絁二尺（漆絞料）

帛一丈一尺（雜用巾料）

調綿五兩三分（漆絞料）

上總細布六尺（香印則料）

調布三丈二尺（漆絞幷銅下雜巾等料）○下略

〔延喜式三十四木工〕年料

塗鞘漆一升一合、絁一尺五寸、綿四兩、調布一尺五寸、（已上絞漆料）

〔延喜式四十九左右兵庫〕凡御梓弓一張、○註略箭四具、○註略鞆一枚、（功一人）其料、○中略漆一合九勺二撮、（漆箭幷鞆料）金漆一合、（塗箭料）○中略生絁五寸、調布五寸、白綿小二兩、（已上絞漆料）

〔倭名類聚抄十五膠漆具〕金漆　開元式云、台州有金漆樹、（金漆、和名古之阿布良、）

〔箋注倭名類聚抄五細工具〕唐六典戸部郎中貢賦注云、台州金漆、此所引蓋其事、○中略疑是今俗所謂梨子地漆也、

〔延喜式工事解一兵庫〕生絁五寸、調布五寸、白綿小二兩、（已上絞漆料）○中略

按ズルニ生絁ハ以テ熟漆ヲ濾スベシ、調布ハ以テ生漆ヲ濾スベシ、白綿ハ共ニコレヲ用ユ、（今ハ漆ヲ濾スニ草綿ヲ用ユ、此ハ草綿トナシテ見ルコト勿レ、卽チ繭絲ニ成ル所ニシテ、今俗ノ言フ眞綿ナリ、近世漆漉ト言フ紙アリ、俗ニ吉野紙ト言フ、今ノ工人專ラコレヲ用テ、綿布ヲ用ル者ナシ、）古ヘ漆ヲ濾スニ器アリ、職人歌合ノ畫ニ見ユル所、卽チ古ヨリ傳ヘ來ル所ノ者ナルベシ、更ニ傳テ今モ亦コレヲ用フルコトアリ、（今ノ工人紙ヲ以テ漆ヲ濾ス、故ニ此器ヲ用ヒズ、唯賣漆家コレヲ用ユ、呼テ唐漉ト言、其布綿ヲ用テ生漆ヲ濾過ス、コレヲ綿漉ト言フ、古ノ遺法ナリ、）

〔延喜式四十九左右兵庫〕凡二季大祓横刀八口、（金裝二口、烏裝六口、）其料○中略漆八合、膠四兩、（已上鞘料）

〔延喜式工事解一兵庫〕漆八合

横刀一口ゴトニ、漆一合ヲ以テ柄鞘共ニ髹ルベキ料ナリ、柄ハ絲索ノ上、中漆ヲ加ヘ、再ビ花漆ス、鞘ハ丸漆三遍、中漆二遍、花漆一遍、及ビ絞具ヲ髹ルコト下條ニ見ヘタリ、（主税式太刀一口料、漆一合ナルトキハ、彼是髹法同ジ、）然レバ其一合ヲ以テ三等ニ製シ用ユ、生漆ヲ以テ、丸漆及ビ烏裝ノ鉸具ニ用ヒ、半熟漆ヲ以テ中漆トシ、熟漆ヲ以テ花漆トス、（一合ハ卽チ今ノ八勺ニ當ル、故ニ今ノ市中售ル所ノ已ニ水ヲ和シテ一製スル所ノ生漆ヲ用ルトキハ相充レリ、且ツ八口ノ料合セ製スルトキハ耗損少シ、）

〔延喜式四十九左右兵庫〕征箭五十隻、○中略造筈一日、初漆幷乾一日、中漆一日、乾一日、裁羽半日、次中漆大○大恐衍一日、乾一日、花漆一日、乾一日、○中略著箭簇一日、漆本三遍、毎遍乾一日、○中略箸箭鏃一日、漆本三遍、毎遍乾一日、金漆箭鏃乾一日、

〔延喜式工事解二兵庫〕初漆幷乾一日

初漆ハ、生漆ヲ以テ箟ニ擦布スルナリ、其漆乾クコト速シ、故ニ幷テ一日ナリ、

中漆一日、乾一日、

中漆ハ、半熟漆ナリ、（異邦ニ楂漆ト謂フ、琴經、輟耕錄等ニ見ヘタリ、此亦半熟ノ謂ナリ、其漆油ヲ和セズ、稠ニシテ緊ヲ取ル、）髹スルコト稍厚シ、故ニ留メ乾スモ、亦一日ナリ、○中略

次中漆一日、乾一日、

前ノ中漆乾固ノ後、漆中ノ類ヲ磨去テ、再ビ髹スルナリ、故ニ次ノ中漆ト言フ、乾スコト前ノ如シ、

花漆一日、乾一日、

次ノ中漆乾固ノ後、漆類ヲ磨去テ花漆スルナリ、（俗ニ言フ上塗ナリ、今モ亦花塗ノ稱存ス、異邦コレヲ匏ト言フ、說文ニ見ユ、蓋シ會意ノ字ナ

リ、後ノ字書、垸ノ字ト混ジ注ス、誤ナリ、花トハ潤滑光明ノ謂ナリ、其漆ハ曝熟スル所ナリ、凡ソ漆ヲ製熟スル油多キトキハ、稀ニシテ漫ナリ、物ニ隨テ増減アリ、又曝熟火熟ノ二種アリ、時ニ隨フベシ、濾過スルトキハ、必ズ炭火ヲ用ユ、内匠式ニ、炭五升、漆ヲ絞ル料ト見ヘシ如キ是ナリ、

〔延喜式四十九左右兵庫〕烏裝横刀一口、〇中略鐫鞘裹革一日、元漆三遍、毎遍塗乾一日、中漆二遍、毎遍塗乾一日、〇中略差線幷纒柄中漆一日、柄鞘花漆一遍一日、

〔延喜式工事解二兵庫〕元漆三遍毎遍塗乾一日元當ニ丸ニ作ルベシ

丸漆ハ灰漆ナリ、考工記鄭注ニ云、丸漆ノ乾テ石ヲ以テコレヲ磨平スト是ナリ、又丸垸ト通ズ、説文ニ桼ヲ以テ灰ニ和シテ髹スルナリト云リ、灰ハ式ニ所謂ル燒土ナリ、鞘ヲ塗ルコト三遍ナル者ハ、麤灰漆、中灰漆、細灰漆ナルベシ、漆工ノ言ニ、麤灰ヲヂト名ヅク、即チ地ナリ、麤土ノ謂ナリ、中灰ヲキリコト名ヅク、碾リ粉ノ略語ナリ、細灰ヲサヒト名ヅク、サヒチノ略語、即チ細土ノ謂ナリ、異邦ノ製同ジ、輟耕錄ニ、灰ハ乃チ磚瓦ノ搗屑篩過シテ、麤中細ヲ分ツト云リ、琴經亦三等ノ灰漆ヲ載ス、古法ナルベシ、丸漆一次幷ニ乾スコト一日、總テ三日ナリ、丸漆乾固シテ砥ヲ以テ磨治スベシ、文中砥磨ノコト見ヘズ、然レドモ丸漆磨治セザレバ平齊密滑ナラズ、其乾スコト一日ナル者ハ磨スベキノ故ナリ、

中漆二遍毎遍乾一日毎遍ノ下塗ノ字有ルベシ、前條ノ例ノ如シ、

中漆ハ糙漆ナリ、前ニ見ユ遍ゴトニ塗乾スコト一日ナル者ハ、朝ニ一髹シ、留メ乾スコト一日、翌朝取出シ、漆中ノ蓓蕾ヲ磨去リ、復ビ髹シテ留ルコト前ノ如シ、漆面磨セズシテ再ビ漆ル者ハ、年ヲ經テ乾燥スルニ至テ一髹ゴトニ解脱ス、故ニ輕磨セズンバアル可カラズ、

〔和漢三才圖會三十一庖廚具〕食机

食机之形有數品、〇中略其漆髹色正黑者名眞、和朱或辰砂名皆朱、同用榜葛刺朱者、色不鮮明、用倭土朱者、又次之、和藍靛者、名青漆、萌葱色也朱帶黑色者、名鬆朱、下髹雌黄上引漆者、黄微赤色名春慶、

〔萬金産業袋三塗師一通〕堅地蠟色、布著せ堅地らう色は、圓角の器物によらず、麻の切を引さき、布の耳を去り、うつは物相應に破り、せしめ漆にて、かさなりなきやうに著せてかはかし、そのうへに切粉さびとて有、是を布の目の隱るゝ程にさびを付てからし、扨さつま石とて、ぬしかたに用ゆる石、これにてざつととぎ、上へとの粉さび、とのことせしめを合せよくさびを付る、それを右の石にてよくとぎ、うへに墨一へん引、さび留によしの漆を篦にて引キ、はけにてしごき取からし、かしほ炭にて、水とぎに何べんもとぎ、隨分ふしなくして、又右の炭を粉にし、炭粉といふ、是を指につけて、何べんも〳〵もとぎ、わが心によきと思ふ時、又一へんすり漆してかはかし、さて上色らう色うるしをかけ、そのかはきたる時、また炭とぎして後、角粉を指のはらに付てみがく也、如此のぬりは至極の上品、本堅地といふ也、

花塗、つね黑ぬりといふは是也、木地板のはぎめ、あるひは木の節等を、紙を引さきにして絹粥にて張り、地さび、とのことせしめは本式なれ共、にかわに砥の粉をいれ、刷毛にて引てからし、炭にて水とぎにとぐ、にかわさびなれば、ぬらす事ならず、一度々々に布巾にて拭ひ、よくとぎて、ふしなく思ふ時、またのりさびとて、ひめのりに砥の粉を合せ、へらにてむらなく引き、かはきて、とくさにてよくみがきて、上ぬりをかくる也、總體右のらう色うるし、また花ぬり漆とも、それ〴〵に漆屋で調合し置、扨此糊さびの事、昔は曾てなし、中古、漆とのり等分して、とのこを合せ遣ひしが、此頃は一向に糊計にて用ゆ、〇中略

朱塗、上品の下地は、らう色にかはる事なし、らう色にはすみをひくを、是にはひかずに、すり漆して、炭とぎいかにもよくしてのち、朱塗といふをとゝのへ、光明朱の至極色よきを合せ、よしの紙にてよく漉し、それにてむらなく、ふしなく、ぬりあぐるなり、堆朱、根來などとて、昔さいくに、上手の仕立たるには、はけ目ありながら、ぬり表少しもむらなく、誠上代物と見へて殊勝に覺ゆ、尤古物ながらも、下手に仕立たるには、筋たち、はけ目むさく見にくし、右の上品は、外のぬり上とちがひ、上ぬりのぬり捨をそのまゝ用ゆる物なれば、至極刷毛づかひ手垂のいる事也、〇中略

陰光塗、近代の製作もの也、丸あんどう、龏のほねなどをぬる、本朱より色あさくうつくしく、誠べ

ののごとし、ぬりやうは秘訣なれども、あら〳〵これを記す、荏の油壺升に、密陀僧目三匁を入、炭火にかけてせんじ、七合計にも成ほどに煮つめて、あけてさまし、光明朱目拾匁に、右の合せ油壺合いれ、ぬるき炭火にかけてわかし、さめぬやうにして刷毛にてぬる、いかにも日中の炎天にほすべし、日の照つよく干はやければ、色よくしてねばりも出ず、ふくるゝ事なし、故にかならず雨天、あるひはくもりたる日にもぬるべからず、

白ちやん塗、もしは黄ちやんぬりも、赤ちやん等も、みな銘々わが家の傳受秘事なれば、一概ならねども、まづおほよそは、右の陰光の製法油にてぬる事なり、その内白ちやんには、井上長門が家の薄雪といふ白粉よし、白粉の目拾匁に、右の油壺合あまりいれぬる也、〇略中

右ぬしに用ゆる漆の品、紙粉糞、切粉錆、さび漆摺うるし、らう色、花ぬり、朱漆、黄漆、せいしつ、ためのし置なれば、そのぬりの品をいひつかはして、漆を調ゆべし、扨又てまへにて、朱漆に朱を合せ、上ぬり、うるみ、ゑゆんけい、辨がら、磨炭等、みないづれもよしの紙にて、いく度も漉すべし、よしの紙をゑぶ染にとゝのへをき、是をうは紙にして、そのうへにゑろの漆こしを、何枚もかさね、右の調合色うるしをいれ、兩方かねむて漉す也、うは紙を、ゑぶに染る事は、紙よりこされいづる漆を、へらにてこそげとるに、ゑぶぞめの紙なれば、紙穂ことなく、漆ばかりよくとるゝがゆへ也、よしの紙ゑぶへ染やうは、ひらたき鉢にゑぶをいれ、よしの紙一帖にても、二帖にても、重ねながら、右のゑぶへひたし、よく染りたる時、そのまゝにて取あげ、板にのせ日にほし、よく干あがりて、一枚づつへぐべし、尤ゑぶのみにもかぎらず、小ざいく、作ばな等につかふに、紅ぞめ青はな染に仕たき時あり、右の染やうにしてよろし、扨風呂のこしらへやう、指たる定法もなし、かさ高なる道具を製する家には風呂をも大きにこしらへ、また小道具を取あつかふ家には、わづか成箱を用ひて

もすむ事也、されどもよく蓋の合口あひて、角々に透目なく、息のこもる箱ならでは漆かはかず、大きなるふろのうちには、何段も棚を釣て、そのたなのうへに割たけの簀などをこしらへをく、塗道具をいれんと思ふ時、まづ風呂のうちへ水をまき、炉は火鉢に火をいれて内へいれをき、戸をかたくして干かす也、手ざいくなどにぬり物をして、釜鍋のうちへ入レて置てもかれるを見ては、すこしのゑつらひにて事のすめるかと思へば、また至極大事のもの也、此ふろのかげんゑかけは、その家に年久しくなれて、をしへずに習ずして覺ゆる、又摠じてぬり物をする時、紙帳をつるは、ぬりたる物の漆のかはかぬに、ごみ埃懸りては、大ぶんに手ぎはあしく、一向に仕なをさでならぬ事のみ多し、そのためにつる、外にさしたる事にもあらず、

〔御作事方小普請方〕塗師一式〔小普請方役所塗師方篇數

上塗者、仕立朧色、塗立朧也、〇略中

朱溜塗　箔下塗　仕立朧色は上塗同研摺染三篇　角彩色付

一濃溜塗　下地辨酒滋引摺漆上ぬり　一草掻合塗　滋墨引摺漆上塗　一木地辨柄塗

滋辨柄引摺漆貳篇上塗　一眞掻合塗　錆壹篇墨引摺漆上塗　一眞溜塗　錆壹篇中塗摺

漆上塗

新木之節者右之通御座候得共、御塗直元地荒御損等有之候節者、前書下地篇數御損ニ寄相用候、

一春奈塗　黄色引滋引摺漆上塗、新木之節ハ木地堅メ切粉地堅メ錆摺漆上塗、

一白桐油塗　右御用之節ハ、下地御繕等有之候ハヾ、小底錆いたし、白桐塗貳篇塗、下地宜節ハ白

桐貳篇上塗、〇略中

天保十二丑年

御關船難波丸天神丸、御修復之節漆調合、

塗師方勇藏

一刻苧合　瀬メ百目　刻苧貳十五目　麥粉見合
一地合調合　瀬メ百目　地之粉百拾四匁　朱拾目
一切粉合　瀬メ百目　砥之粉八拾壹匁八分　朱四拾三匁貳分　地粉五拾九匁四分
一請合　瀬メ百目　朱四拾七匁五分　砥ノ粉百七拾五匁
一朱塗合　朱百八拾貳匁　漆九拾目　朝戸油見合

〔御作事方定法〔四〕〕漆遣方

一仕立蠟色上塗漆仕候、津久井瀬メ漆江唐漆割合黒目申候、
一塗立蠟色幷花塗上塗漆、郡内瀬メ漆黒目申候、
一朱塗上漆吉野漆黒目申候
一下地漆、何塗ニ而も津久井秩父郡内三田古宮之類ニ而遣方仕候、
一塗師方ニ而光明朱遣申候

右之通御座候

塗師方

〔政談〔二〕某〇荻生徂徠ガ家ニ、父方ノ曾祖母ノ伊勢ニ而拵置タル朱塗ノ椀家具有、祖父ヨリ父へ傳へ、父ヨリ傳リテ今ニ有、百年餘モ朱色モ替コトナク、疵モ付ズ、其丈夫成コト甚シ、某田舎ニテ百姓ノ重箱抔拵ルヲ見タルニ、塗師不自由也、塗師一人ニテ上總國中ヲ方々雇レ歩行テ細工スル也、一所ニ廿日モ卅日モ居テヌリ、又脇へ歩行テ細工スル也、始仕掛テ來ルヌリ物ノ乾タル時分ヲ考テ來テ蒔繪ヲスル也、其漆モ別ニ買調置テヌラセ、下地ヲモカヲテ拵置タル故何モ彼モ望ノ樣ニ拵テ、丈夫ナリ、

〔雍州府志〔七〕土産〕椀折敷　二條南北新町所製謂二縹（アサギ）椀一、黒漆上以二縹色幷赤白之漆一畫二花鳥臺盤一謂レ膳、或謂二折敷一、元折板而敷レ之居レ椀具一、故謂二折敷一、近世上品椀亦造レ之、此外方盆又圓盆亦造レ之、圓案中華所レ謂

樻、而倭俗稱臺者是也、重箱、提合、水風爐張付障子緣、書院床緣、凡諸品物以レ漆塗之類無レ不レ有、

〔萬寶全書〔八〕〕一堺大塗師、塗物上手なり、棗中次、
一堺久庵、塗物又さいか共云、木地に青貝入の道具あり、
一奈良塗、塗物利休時代なり、春日臺といふ高臺有、

〔近江國輿地志略〔三十蒲生郡〕〕日野椀　日野仁正寺の出すところなり

〔日本山海名物圖會〔三〕〕日光膳椀

下野國日光山、江戸より三十一里あり、此所より出る椀膳堅地にてつよし、雜用に便りありとて、諸人賞翫する也、心越禪師題詩、刀鋸削出方圓器膠漆塗來金玉光、分二與世間一通二貨寶一、太平風雨拜二君王一、

〔日光山志〔七〕〕春慶塗　指物細工、曲物類、挽物、栗山拶子、並曲桶、

〔櫻塢漫錄〕南部椀、又秀衡椀ともいふ、其始詳ならずと雖も、土人の口碑によれば、藤原秀衡の創意よりいでしものなりとぞ、其製内朱外黒にして、黒漆の上に朱を以て鶴花卉の類を描き、ところどころに金箔を押せり、その雅致あるを以て、尤も點茶家に愛翫せらる、又正法寺椀といふものあり、江刺郡正法寺の製なり、これ正平年間、僧無底、江刺郡黒石村に來り、正法寺を創建し、同寺において使用する所の食器をあまた製せしむ、後其器四方に傳播し、世人これを正法寺椀と稱して賞翫するに至れり、天正中、蒲生氏郷の會津に封せらるゝや、南部椀に摸擬したる漆器を製せしむ、これ會津塗の始にして、其椀を薄椀といひ、其盆を薄盆といふ、

元祿中、江戸の漆工勘七、好て器物に青海波の漆畫をなし、より、人呼て青海勘七といふ、近年寛哉の弟子是眞も、亦よく青海波を畫けり、

〔萬寶全書〔八〕〕一根來物、塗物香合折敷あり、紙をしめしてすりてみれば、紙に漆つくなり、書寫ぬり

工具

は、よく根來に似たれ共紙につかず、

〔嬉遊笑覽二下器用〕根來は、そのかみよき朱ぬりをしたる處なり、鷹筑波集に、折敷をばしつかい朱にや塗ぬらんねごろ法師はさぞな成佛、根來山破られて後、薩摩の田代根古へ行たる者あり、彼處(カシコ)よりは朱出る故緣ありて行たりけん、そこにて椀を作りて塗たるもの多しとなむ、

〔紀伊國續風土記物產七〕黑江椀同折敷類　名草郡五箇莊黑江村にて、二百年以前より澁地椀、及木具折敷類を製し出し諸國へ鬻ぐ、今は國として至らざる所なく、其製尤佳好なり、

〔倭名類聚抄十五膠漆具〕髹筆　陸詞切韻云、髹、音次、漢語抄云、髹筆、波介、以漆塗物也、

〔箋注倭名類聚抄五細工具〕廣韻作以漆塗器、史記貨殖傳、正義引顏云、以漆塗物謂之髹、髹卽髹字、見漢書外戚傳注、

〔伊呂波字類抄波雜物〕髹筆ハケ漆塗器

〔壒囊抄一〕物ヲ塗ハケトハ何ノ字ゾ　髹筆ト書也

〔和漢三才圖會二十四百工具〕髹筆　刷毛　和名波介

按髹、音休髹、同髹、同以漆塗物也、俗爲刷毛、蓋刷音說拭也、掃也、以飯糊繼紙等用之、

〔倭名類聚抄十五膠漆具〕掃墨　功程式云、掃墨一斗、合酒二升、膠二兩、和名波伊須美

〔箋注倭名類聚抄五細工具〕春田氏永年曰、兵庫寮式載造踐祚大嘗會神楯四枚、戟八竿料、掃墨一斗三升六合、膠一斤十二兩、酒六升八合、此云二兩者頗少、恐是二十兩之脫誤、愚謂、比兵庫寮式少膠、春田氏疑之宜矣、然若是二十兩、應云一斤四兩、必不云二十兩、或是一斤二兩之脫誤、

〔續修東大寺正倉院文書三十三〕造佛所作物帳斷簡

寶蓋二箇各六角、裏徑九尺一寸、以金銀繪、

用漆六斗七升七合　掃墨一斗八升四合〇下略

雜載

〔延喜式四十九左右兵庫〕修理挂甲一領料、漆四合、金漆七勺六撮、〇中略掃墨一合、

〔延喜式工事解三兵庫〕掃墨一合

掃墨、卽チ松烟煤ナリ、前ニ見ユ其一合ヲ以テ漆ニ和シ、馬革ト札背トヲ黑髹スル料ナリ、

〔善隣國寶記中〕永享十二年　答朝鮮書〇中略

日本國源　義敎〇中略

大紅漆木車椀大小計捌拾事　大紅漆淺方盆大小計貳拾事　紅漆黑漆雜色木桶貳箇

〇

彫漆工

〔人倫訓蒙圖彙五〕堆朱雕　唐土にては、珍星張成其外數多の名人あり、日本にて彫はじめしは、下京邊に門入とて、其名四方に聞えたる名人ありし、その子孫佛光寺通東洞院西へ入ところに、堆朱屋二郎左衞門とて名人今もあり、彫の手ぎは、むかしの門入にはまさりなんと、みな人申あへり、江戸南大工町にあり、

〔下學集下器財〕剔金(ヂツキン)　剔紅(ヂツコウ)　圭璋(ケイシヤウ)　堆朱(ツイシユ)　堆紅(ツイコウ)　金絲(キンシ)

〔尺素往來〕堆朱、堆紅、蟄紅、平紅、紅綠、堆烏、堆漆、金絲花、黑金、九連絲、珪璋、

〔名物六帖器財五髹飾瓷陶〕雕紅(ツイシユ)同上、(遵生八牋)宋人雕紅漆器、如宮中用盒、多以金銀爲胎、以朱漆厚堆至數十層、始刻人物樓臺花草等像、　剔紅(ツイシユ)居家必備、假剔紅用灰團起、外用硃漆漆之、故曰堆紅、但作劍環及香草者多、不甚直錢、今雲南大理府多有之、　假剔紅(ニセツイシユ)　堆紅(ニセツイシユ)典籍便覽、堆紅假剔紅、以灰團起、又曰罩紅、　罩紅(ニセツイシユ)見上

〔君臺觀左右帳記〕一彫物之名少々

剔紅色アカシ、地ニ水雲、ワチガヒ、ヒシナドホリテ、其上ニ屋形、花鳥ナドホリタル物アリ、盆、香合、食籠、印籠、藥品以下名チツカウト云、本地ハ黃ウルシ、

堆紅色アカシ、イカニモ手フカクホリテ、ホリメニ、クロキカサ子ノスジアリ、花鳥ゲリ〳〵ナドニ有ベシ、是チ堆紅ト云、本地同前、

堆朱色アカシ、是ハ少手アサシ、ホリメニ、カサ子ノスジモナク、アカキバカリナリ、コレチツイ朱ト云、本地同前、

堆漆色アカシ、是ハ地モナク、タヾホリメモ、モンモ、同ヤウニアカシ、口傳アリ、一本堆朱ついこうのぐり〳〵に、あか地のきうるしみえず、

堆烏色クロシ、本地ノ黄ウルシナク、上ノ色ノゴトク、ホリメモ黒シ、口傳アリ、

紅花緑葉花鳥ナドホルニ、花鳥ヲ赤クシテ、木ノ枝葉ナドヲ青ウルシニアラ〳〵トホルナリ、是ヲコウクハリヨクヤフト云ナリ、

金糸色アカシ、イカニモ手フカクホルナリ、ホリメニ、色々カサ子ノ筋ヲ、イカニモオホクスルナリ、

黒金糸上ノ色クロシ、ホリメニ、是モカサ子ノ筋ヲ色々ニオホクスルナリ、

九連糸色アカシ、金糸ノ少手アサキヲ云ナリ、

桂漿色クロシ、地キウルシ、ホリメニ、アカクカサ子ノ筋三アリ、又地ヲ紅ニシテホリタルモノアリ、地紅ノヲケイシヤウト云、ツ子ノヨリハ、シヤウクワンナリ、

犀皮上ノ色クロシ、手アサクホルナリ、ホリメニアカク黄ナル筋アリ、四五ツアリ、グリ〳〵ニアリ、鳥花ヲホルハマレナリ、

存星ト云物有、赤モ黒キモアリ、ヂツキンノヤウニホリタル物也、稀也、

松皮上くろし、ほりめひろく黄なり、かさねあり、大略曲々にあり、花鳥などほる事なし、

作者

張成造　上々ノ堆紅ノ物、此作也、

楊茂造　是モ上作、少ヲトルベシ、

周明造　是モ楊茂同事ノ作者、ヲトルベカラズ、

〔槐記〕享保十二年閏正月廿三日、堆朱、堆紅、堆漆、紅花緑葉トノ差別ヲ窺フ、イヅレモ時代コレアルモノナリ、堆朱ハ己ガホラント思フホド朱ヲヌリアゲテ、其漆朱ヲホリタルモノナリ、堆紅ハ底ニ朱ヲヌリテ、其上ニ漆ヲヌリテ、ソレヲホリテ、朱ノ處マデホリツメタルモノナリ、又一遍ハ朱、一遍ハ黄漆、一遍ハ黒漆ト次第シテヌリテ、ソレヲ彫レバ、色々ノ筋ガ出來ル、コレヲイカナル故ニカ堆漆ノ手ト云、其ヌリ様ガラ、時代ガラ、ヱガラノコト、詳ニ遵生八牋ニ見ヘタリ、楊茂、張成ヲ世間ニ作ノ香合トテ、千年ニモ及ブ様ニ云フ、明ノ萬暦時代ノ者ニテ上工ナリ、張成ハ細ナル工ヲ尊ミ、楊茂ハクワサリトシタルヲ尊ブ、

〔遵生八牋十四〕論剔紅倭漆雕刻鑲嵌器皿

高子曰、宋人雕紅漆器、如宮中用盒、多以金銀爲胎、以朱漆厚堆至數十層、始刻人物樓臺花草等像、刀法之工、雕鏤之巧、儼若畫圖、有錫胎者、有蠣地者、紅花黄地二色炫觀、有用五色漆胎、刻法深淺、隨粧露色、如紅花緑葉黄心黒石之類、奪目可觀、傳世甚少、又等以朱爲地刻錦、以黒爲面刻花、錦地壓花、紅黒可愛、然多合製、而盤匣次之、合有蒸餅式、河西式、簾段式、三撞式、兩撞式、梅花式、鵞子式、大則盈尺、小則寸許、兩面俱花、盤有圖者、方者、腰様者、有四入角者、有縧環様者、有四角牡丹瓣者、匣有長方、四方、二撞三撞四式、元時有張成楊茂二家、技擅一時、但用朱不厚、漆多敲裂、若我朝〇朱明永樂年、巣園厰製、漆朱三十六遍爲足、時用錫胎木胎、雕以細錦者多、然底用黒漆針刻、〇中略漆器惟倭稱最、而胎胚式製亦佳、〇中略又如雕刻寶嵌紫檀等器、其費心思工本、亦爲一代之絶、但可取玩一時、恐久則膠漆力脱、或匣有潤縮伸縮、似不可傳、寧取雕刻傳摩可久、況今之鑲嵌在在皆是也、與周初製、何天淵隔也、價亦低下、

〔秇苑日渉十二〕剔紅

剔紅、或謂之雕紅、卽雕漆也、僞造者曰堆紅、或謂之罩紅、俗通名堆朱（ツイシユ）、江戸有楊成者、世以善堆漆隷于官、余〇村瀬栲亭嘗問其所業、曰、元有張成、楊茂、周明、家世傳其法、其品目頗夥、曰剔紅、紅漆爲地、以硃漆、堆起三十餘層、刻人物樓臺花卉翎毛及連環、曰堆紅、硃漆黒漆層層堆起、刻痕有細黒絲繚繞、曰堆烏、黒漆中層層有細紅絲、多刻作連環、曰堆漆、全用黒漆、刻作連環及花卉、曰桂漿、黄漆爲地、以黒漆堆起、黒漆中有三層細紅絲、按席上腐談有桂漿、詳見西皮條、曰紅葩緑葉、用彩漆、刻花卉翎毛、曰金絲、黄黒硃漆重疊堆起、曰剔金、黄漆黒漆重疊堆起、曰犀皮、或名松皮、硃黄黒漆重疊堆起、罩以黒漆、刻連環、差淺且漫、此其大略也、

西皮

西皮、或作犀皮、又作犀毗、俗謂之具梨（グリ）、黄黒朱漆重疊堆起、罩以黒漆、剔作連環者是也、一種以彩漆斑斕繪圓花兒而不剔者、亦名西皮、因話録所載是也、俗謂之金麻塗（キンマヌリ）、按高宗幸張府節次略有犀皮合一

十具、乾淳御敎記有犀皮御座倚、席上腐談曰、漆器有所謂犀皮者、出西毘國、訛而爲犀皮、桂漿者出罽漿國、訛而爲桂漿、以此推之氍毹恐卽是渠搜、國名、音同而字不同耳、西毘亦卽是織皮、國名、訛而爲西毗也、渠搜織皮出書禹貢、格古要論古犀毗說曰、古剔犀器皿、以滑地紫犀爲貴、底如仰瓦、光澤而堅薄、其色如膠棗色、俗謂之棗兒犀、亦有剔深峻者、次之、福州舊倣者、色黃滑地圓花兒者、謂之福犀、堅且薄亦難得、元朝嘉興府西塘楊滙新作者、雖重數多、剔得深峻者、其膏子少有堅者、但黃地子者、最易浮脫、通雅曰、宋漆有犀毗、卽史師比、借稱其雜采也、雲南棋礶香盤皆五色相疊、是其類矣、曾三異同話錄曰、髹器稱西皮者、世人誤以爲犀角之犀、非也、乃西方馬韉、自黑而丹、自丹而黃、時復改易、五色相疊、馬鐙磨擦有凹處、粲然成文、遂以髹器倣爲之、

〔明和新增〕京羽二重〔三〕堆朱細工師

不明門通松原下ル町　青木六左衞門

〔正德六年武鑑〕御堆朱師　本材木町四丁目　堆朱陽成

〔天保十一年武鑑〕御青貝堆朱彫物師　京ばし松川町　野村次郎兵衞　かんだ小柳町三丁目　堆朱楊成

〔嬉遊笑覽〕〔二下器用〕江戸鹿子、堆朱雕物師南大工町養淸とあり、こゝにて造るものは、皆似剔紅にして眞の製にあらず、古董家の說に、堆朱は雕めに段々の筋みゆるをよしとすといへれど、さやうの堆朱はあらず、同色の朱をかさぬるに筋のみゆべきやうもなし、必ず誤傳なり、筋の見ゆるは別物なり、

〔髹譜〕沈金

沈金、或は堆金といふ、茶具備討集に載る所は舶來の者なり、今も多く琉球にて製す、我國寬政年間、二宮擁鼻と云ふ者之を善くす、舶來も遠く及ばず、傳へ謂ふ、鼠齒を以て刀とし、髹漆の上に刻すと、

〔櫻塢漫錄〕寬政のころ、江戸に二宮桃亭といふものありて、巧に沈金を製せしが、元醫を職とする人故、その製作したるもの甚だ少し、予が家に傳ふる印匣に、枯木竹石の圖を彫たるものあるが、實に氣韻ある出來にて、畫もよく心得たる人と思はる、

〔萬寶全書〕〔八〕一鎌倉雕、雕物　唐物に似たれども、內のくり日本物と見ゆる也、

一越前雕、雕物　右同類之物なり、〇中略

一小田原雕、雕物　牡丹菊唐草紋大なり、ほりあさし、

〔櫻塢漫錄〕鎌倉彫は、四條帝の御宇、運慶の孫康運の男康圓、陳和卿と共に法華堂の佛具を彫りたるを始とす、鎌倉彫は、康圓より康譽、康勝の男宗阿彌、淨阿彌相傳ふ、淨阿彌北條家の命により、寶戒寺の法具を彫刻し、五彩の繪具を以て塗る、これを木蘭塗といふ、これ鎌倉彫の變化したるものなりとぞ、

〔歷代大佛師譜〕〔下〕法印康圓　康運男

大佛師系圖云、康圓、康運男、但馬法印、東寺佛師職補任、湛慶、三十三間中尊作之時之小佛師也、又湛慶譜云、小佛師二人者、康圓但馬法印、康勝法眼湛慶孫也、

春村按に、此僧を甚慶孫といへるは、系圖の誤にて、實は甥なるべし、佛工系圖はた孫に係たれど、從ひがたし、

〔塵塚談〕〔上〕澀墨塗の事、荷擔桶に澁を入、灰炭を合せ、かつぎ步行、板塀したみなどを、一坪に付何分と價を定めぬる事なり、此墨塗、安永天明の頃までは、江戸中に十七人有けるよし、近頃は三四百人にも成しよし也、

澀墨塗

蒔繪工

名稱

工人

蒔繪工ハ金銀粉ヲ漆器ニ撒キテ、鳥獸草木ノ象ヲ畫ク工人ヲ謂ヒ、其製品ヲ蒔繪ト稱ス、蒔繪ハ、漆器中ニ於テ、特ニ精巧美麗ナルモノニシテ、其製法ニ高蒔繪、平文、磨出、及ビ梨地、沃懸地等ノ數種アリ、奈良朝ノ頃ニハ、此技既ニ發達シ、一條天皇ノ時ニハ、僧奝然支那ニ赴キ、此器ヲ其主ニ贈リ、蒔繪ノ名、既ニ海外ニ著ル、足利氏ノ比ニハ、倭漆ノ名盛ニ支那ニ賞セラレ、彼國ノ工人之ニ擬シテ、殆ド其眞ニ迫ルモノアリト云フ、當時ノ名工ニハ、幸阿彌、五十嵐等アリ、德川氏ノ時ニ至リテハ、光悅光琳以下、名手甚多カリキ、

螺鈿工ハ、貝摺又ハ青貝師ト云フ、青貝卽チ鰒ノ殼ヲ碎キ、之ヲ漆器ニ塗リ入ルヽ工人ニシテ、其法或ハ貝ニ代フルニ金銀ヲ以テスルモノアリ、之ヲ金貝(カナガヒ)ト云フ、此術ハ夙ニ發達シテ、奈良朝ノ頃ニハ、既ニ盛ナリシガ如シ、而シテ支那人ノ說ニ據ルモ、此術ハ我國ノ發明ニ係リテ、元明ノ頃、我ヨリ彼ニ傳ヘシモノナリト云フ、

〔下學集上人倫〕蒔畫師(マキエシ)

〔七十一番歌合〕廿七番　左　蒔繪士

ゑたへども我をば人の日にそへてうとくなしぢの絕まがちのみ

〔山槐記〕安元元年八月十六日甲子、太上法皇(○後白河)明年滿五十御算、仍公家可被行賀禮、(○中略)出納盛道々細工見參(無懸紙)於柳筥、

道々細工見參(○中略)平文師清原貞安　蒔繪師清原則季

〔玉海〕壽永三年(○元暦元年)六月十七日甲戌、入夜光長來、去夜謁賴盛卿、傳聞、法皇(○後白河)去比、以手輿臨幸蒔繪師家(眞戸)入戸內懸尻於打板上、有御覽菱繩調備之樣、被仰引出物可進之由、(戲言也)然而蒔繪丸家貧、忽難得其物、然之間還御、其後存眞實勅定之由、テ、捧美麗蒔繪手筥於目上參入、稱御引出物之由、而候北面之(○之下恐脫間字)周防入道能盛竊誘退出了云々、昔雖陽成花山之狂、未聞如此之事、法皇又輕

輕狂亂、雖不可勝計、未有此程之事、實運之盡給也、不可敢云々、

〔山槐記〕元暦元年八月廿二日戊寅

一通(○中略)大嘗會悠紀所定繪師幷雜工事(○中略)

細工所(○中略)蒔繪工右衞門少志紀助正(○中略)平文師散位清原貞光(○中略)

一通(○中略)大嘗會主基所定繪師幷雜工事(○中略)

蒔繪工中原末恒

〔古今著聞集十六興言利口〕坊門院(○土御門准母範子內親王)に年比めしつかふ蒔繪師有けり、仰らるべき事有て、急度まいれと仰られたりければ、あさましき大假名にて御返事を申ける、

たゞいまこもちをまきかけて候へば、まきはて候てまいり候べしとかきたりけり、この文のことばゝ、あしさまによまれたり、こは何事の申やうぞとて、臺所の沙汰しける女房、其文見さしてなげたりける、是によりて、蒔繪師がもとへ、かさねていかにかやう成、狼藉のことばをば申ぞ、只今の程に、慥に參れと仰られければ、蒔繪師あはてふためき參りけるに、此御返事のやう、いかなる事也とて見せられければ、すべて申すごしたる事候はず、唯今御物をまきかけて候へば、蒔はて候て、まいりさぶらふべし、とこそ書て候へと申ければ、げにもさにて有けり、假名はよみなしと云事、誠におかしき事也、

〔管見記〕正和四年四月廿五日壬寅、日吉神社造替事、

大宮蒔繪師、(佛成)平文師、(光阿)二宮蒔繪師、(助時)平文師、(禪法　善法)聖眞子蒔繪師、(稱覺)平文師、(是法心性)八王子蒔繪師、(良圓)平文師、(行則　顯性)客人蒔繪師、(貞惠　蓮月)平文師、(見阿)十禪師蒔繪師、(國光)平文師、(顯性)三宮蒔繪師、(妙蓮)平文師、(憲時　光守)

〔蒔繪師傳上〕幸阿彌家系圖

道長（土岐四郎左衛門入道幸阿彌、文明十年十月十三日死、年七十一、法名宗月道長日輝居士、
宗金（法橋道清の子、大永七年十月十三日死、年七十一、
宗伯（法橋宗金の次子、弘治三年十月十三日死、年七十四、
長晏（久次郎、入道長清の子、慶長十五年十月廿五日死、年四十二、
長法（藤和四年十月十三日死、
長房（與次郎、後ニ與兵衛、入道長安の子、天和三年十月廿四日死、
正峰（八郎右衛門、一ニ四郎左衛門、
長孝（一ニ長好、正峰の嫡孫、
長輝
長賢（長輝の次子
按ニ、幸阿彌家は、美濃の名族土岐氏の支族にして、蒔繪をもて、足利織田、豐臣、德川の四氏に仕へ、俸祿を賜ひ、采地を賜ひ、又屋敷地を賜ひ、傳へて德川氏の末年に至る、其の家、世々の天皇御卽位の御調度に蒔繪するをもて、格式固より賤しからず、德川氏の時に當りては、御蒔繪師數人の上に座し、工人を指揮して蒔繪師の棟梁たり、玄かして其の蒔繪は專ら土佐家の下畫を用ゐ、又狩野家の下畫をも用ゐて品位高尙、髣髴技優美なり、眞に蒔繪の本流と稱すべし、されば自稱して本蒔繪といひ、民間の蒔繪を目して、町蒔繪と呼び、これを卑み、自いふ、世々の天皇御卽位の御調度を製する家なれば、濫に民間の需めに應じ、蒔繪を製すること能はずと、其の見識既に此の如くなれば、其の製作する所、亦自一見識ありて、高尙の技をあらはせり、かの美術鑑賞家が、足利時代、常に後年町蒔繪の一派なる、光悅、光琳、古滿、破笠の諸流行はれて、幸阿彌の末流大に衰へ、本蒔繪の

道清（藤左衛門入道法橋道長の長子、明應九年十月三日死、年六十、
宗正（十彌三郎、宗金の長子、天文廿二年十月十三日死、年七十六、
長清（四郎左衛門、慶長八年四月廿六日死、
長善（藤十郎、後に四郎左衛門、慶長十八年十月四日死、
長重（新次郎、後與兵衛、慶長四年二月廿一日死、
長救（與惣次郎、後ニ長救、ニ與兵衛、始め長好、享保八年死、年六十三、
道該（萬助、後ニ長救、早世、
長周
長行（長輝の長子

工人既に絕えんとし、隨ひて本蒔繪の調度、世に存する甚稀なるに至る、嘆ずべきなり、

〔蒔繪師傳上〕幸阿彌道長一世
幸阿彌道長は、土岐氏、四郎左衛門と稱し、入道して幸阿彌といふ、子孫この稱をもて氏となす、應永十七年ニ生れ、長じて足利義政公に仕へ、近習となり、近江國栗本郡におきて小知を賜ひ、京師に住し、細工きゝ、蒔繪を仕習ふ、細工の名手なり、

〔蒔繪大全五〕時代描金は、太閤秀吉の時を指ていへり、圖樣粉等も古雅なる物也、其後光悅といふ雅人ありて、畫道に工なりし故、樣々風流なる圖を殘す、古流の中の雅物也、昔京師烏丸通に、描金の上手供數多ありて、其業力を爭ふ、依て烏丸物と云は、皆上品也、爰に朱雀の邊に、上手有て、異名を釋迦と云、亦是に劣ぬ者ありて、異名を提婆と云、其外春笑鹽見政誠同二代の鹽見小兵衛友治等皆描金を世々にして、當世迄其名あり、緒方光琳は、一風の雅物にて、世にゑる所なり、

〔雍州府志六土產〕撒金具〇中略　蒔繪五十嵐、田付、山本等五家互角巧、或新婦婚姻時、所ニ携行一蒔繪具、多於ニ烏丸通二條北一蒔繪町ニ製之、是謂ニ烏丸物一、或謂ニ祝言道具一、倭俗婚姻謂ニ祝言一、

〔八倫訓蒙圖彙五〕蒔繪師　五十嵐、蝶屋、山本、田付、原田等の家あり、中にも五十嵐は、東山殿の時名人なり、將軍慈照院義政公蒔繪をあいし給ひて、五十嵐にかゝしめ給へり、今にいたつて時代物と稱し、東山殿御物と號して世上の寶となす、其樣比類なきものなり、重箱をはじめ、指物の下地師別にあつて、是を木地師といふなり、釘をもちゐず、膠にてこれをつくる也、下繪書外にあり、金銀の粉や、同切金師等外にあり、

〔加賀五十嵐家略系〕五十嵐信齋　此親不ニ知、永祿中歿ス、義政公時代、
初代　太閤時代當地ニ下リ、御用相勤、後京ニ還ル、
同道甫二代、俗名喜三郎、微妙院御召ニヨリテ、當國ニ住居チ定ム、元祿十年六

同甫齋　同道甫加賀御抱

月歿ス、　同宗兵衛三代　同宗兵衛四代　同宗平五代文政六年五月歿ス　同宗平六代　同宗平七代

〔萬寶全書八〕一五十嵐、蒔繪京なり、蒔繪師なり、上手、太閤〇豐臣秀吉の時代か、〇中略

一長府、蒔繪太閤時代京蒔繪師なり、木地に蒔繪したるものあり、

〔正德六年武鑑〕御蒔繪師并塗師御細工方　二百五俵皆川町ふれ役　奈良八郎右衛門皆川町　幸阿彌伊與下谷長者町　逸阿彌又五郎銀町一丁目　菱田甚右衛門銀町一丁目　栗本源左衛門皆川町　栗本左衛門西がし　榎本又右衛門皆川町　鈴木彌二郎兵衛新ヤシキ　服部庄大夫中ばし三げん長や　小幡十右衛門京ばし一丁目　梅原七郎右衛門かうじ町一丁目　古滿休伯きた同心町　梶川彥兵衛きた同心町　興津四郎大夫〇下略

〔天保十一年武鑑〕御塗師蒔繪師棟梁　御作事支配三人フチ神田新銀町　鈴木德兵衛小普請方支配石町一丁目　澤山孫四郎

御細工所頭支配御蒔繪師并塗師　十人フチ皆川町二丁目　幸阿彌吉之丞　五十俵二人フチ皆川町三丁目　栗本豐次郎　四十俵二人フチ皆川町二丁目　菱田八十八　二百五俵二斗五升九合坂本町一丁目　奈良土佐　二十五俵二人フチ赤坂新町四丁目　榎本飛驒　五十俵二人フチ新石町壹丁目　栗本祐之丞　五十俵二人フチ皆川町二丁目　鈴木伊賀　神田永富町　圓阿彌筑前　上まき町　古滿久藏新すきや町　大藤長十郎　かんだ三川町三丁目　關數馬　京ばし弓町　野村四郎右衛門　三人フチ日本ばし小杉町　堆朱平十郎　御貝口張師廿人フチ神田皆川町　太田百三郎　京ばし與作やしき　小林傳次郎　紀國ばし松村町　服部彌五郎

〔古滿氏系譜〕古滿休意

德川家光公ニ召レ、寛永十三年子十二月廿一日、御抱蒔繪師トナル、寛文三年卯九月廿九日死ス、

久藏安巨後改ニ休伯一、江戸中橋ニ住シ、又籠屋新道ニ住ス、

德川綱吉公御代、天和元年酉十二月、父休意跡職仰付ラル、元祿十六年未九月、願之通麴町四町目ニ於テ、坪數百二十坪屋敷拜領、正德五年未八月十日死ス、

久藏後改ニ休伯一

德川家繼公御代、正德五年未十二月、父休伯跡職仰付ラル、享保十七年子正月廿九日死ス、

久藏

德川家重公御代、寶曆四年戌十一月十八日、父休伯跡職仰付ラル、同八年寅十月三日死ス、後改ニ休伯一、

〔裝劍奇賞五〕德直（華押略）宗田氏稱ニ又兵衛一、京柳馬場御池上虎石町ニ住ス、

此人納子を蒔事至て上手にして、大名島納子といふものを創意す、大名島納子とは、圖〇圖略のごとく一筋は七子、一筋はみがき、又一筋は七子と、段々に蒔たるものにて、其七子の間をみがく事、至て手際ものなり、妙といふべし、此人の後、よくこれを作るものを見ず、實に一流なるかな、

〔裝劍奇賞六〕印籠工名譜

梶川（華押略）稱ニ久次郎一、梶川彥兵衛弟子、江戸中橋檜物町住、

印籠工、古今第一の名人、故に其價甚貴し、此作、重裏に刑部梨地、又平目梨地ともいふあり、殊に見事なり、元祖より今に至るまで、其名をおとさず、先は此工の名家といふべし、

古滿休伯　江戸中橋住、御印籠蒔繪師、二代目久藏安巨トイヘリ、尤名人、

是又梶川と等しき名人なり、元祖より當代に至るまで、家聲を減せず、名家なるかな、

觀子破笠　江戸人

上手なり、此人の蒔繪には、必ず樂燒、又は堆朱、又は染角などをあしらひ仕立る事、甚だ風流なる物なり、是又一名家といふべし、〇中略

春政　姓氏未詳　京師人

鹽見小兵衛の父といふ、蒔繪の上手なり、其名高し、

鹽見小兵衛政誠　京師住

磨出し蒔繪のもの多し、甚だ奇麗に上手なり、〇中略

法橋光琳　稱二勝六一號二青々堂一、京師人、

光悦門人にして、風流の好士なり、畫をよくす、亦一家也、印籠は、光悦好のかたちなるよし、其蒔繪は所謂光琳風の繪にて、青貝かながひにて形を摸し、地を粉にてうづみ、内も梨地を用ひす、やはり金粉濃なり、銘は蓋のうらに、錐の尖にて引たるごとく、細々と其名をしるす、

清兵衛　大坂伏見町邊ニ住

甚だ上手にして、世に清兵衛のバラ印籠と稱して賞翫す、バラ印籠とは、重をバラ〳〵にして合すに、下を上の重に合し、裏をおもてに合しても、其工合しつくりとして、同じ鹽梅になるを以ていへるなり、余〇稻葉通龍弱冠の頃、江府へくだりし時、數奇屋川岸に住せる兒嶋新六といふ人、梶川古滿など、上作の江戸印籠を目利する事を口授せらるゝに、すべて上作のものを見極むるには、右バラ印籠の如く合せ見て、其肯綮を得るを以て、上印籠の約束とすべきよしを、教へられしを承て、これを試に違ふ事なし、すべて此意を得て鑒識せば、十に八九まで謬る事なし、是商家の秘といへども、兒嶋氏の功者なりしほどを、世に告んがため、こゝにしるしぬ、此清兵衛、寶永の頃關東へめされしに、不幸にして、箱根の宿にて病て沒せりと、〇略中

蒔繪師市大夫　加州金澤桶町住加州御扶持人、代々印籠師、

清水源四郎弟子にて、上手なり、加賀印籠とて一風あり、やさしう奇麗に、蒔繪など甚だ巧に、ほらしきものなり、就中此人の作別して勝れたるをもて名高し、世に翫ぶ加賀蒔繪の香合、多く此人の作なり、もとより茶人のきこえもあれば、其作の風雅ならん事おもふべし、

〔近世逸人畫史〕破笠、小川氏、名觀、字尙行、號二卯觀子一、一號夢中庵、東都人、善二俳諧一、又善二繪事一、其法土佐ヨリ出ヅ、芭蕉翁ノ肖像ヲ寫ス著名花鳥尤モ精致、又漆器ヲ作ル、世ニ破笠細工ト稱ス、其製尤モ古雅愛スベシ、

〔人倫訓蒙圖彙六〕金粉師　金銀をもつて粉をなす、蒔繪師これを用ゆ、

〔運歩色葉集滿〕蒔繪

〔書言字考節用集七器財〕蒔繪（マキエ）本朝俗細抹金銀爲レ粉、撒二漆器一、作二鳥獸草木之象一、謂二之蒔繪一、支那所レ謂描畫、又描金是也、

〔名物六帖器財五紫師瓷陶〕描金（マキエ）

〔倭訓栞前編二十九末〕まきゑ　描金をいふ、眞名伊勢物語に蒔繪と書り、宋史に日本の事を記して、蒔繪筥一合と見えたり、皇明文則に、宣德間嘗遣レ人至二倭國一傳二泥金畫漆之法一而歸と見えたれば、蒔繪は我國を本とす、

〔日本風土記二〕百工器械

描金匠最能巧二置器皿一、是以其爲二貢物一、其別工匠與二中國一庶幾也、

〔宋史四百九十一日本〕唐咸亨中、及開元二十三年、大曆十二年、建中元年、皆來朝貢、其記不レ載、太宗召見賚然、存二撫之一甚厚、賜二紫衣一館二于太平興國寺一、〇略中　二年隨二台州寧海縣商人鄭仁德船一歸二其國一、後數年又別啓二貢佛經一、納二青木函一、琥珀、青紅白水晶、紅黑木槵子念珠各一連、並納二螺鈿花形形平函一、毛籠一納二螺杯二口一、葛籠一納二法螺二口一、染皮二十枚、金銀蒔繪筥一合納二髮鬘二頭一、又一合納二參議正四位上藤佐理手書二卷一、及進奉物數一卷表狀一卷、又金銀蒔繪硯一、筥一合納二金硯一、鹿毛筆、松煙墨、金銅水瓶、鐵刀、又金銀蒔繪扇筥一合、納二檜扇二十枚一、蝙蝠扇二枚、螺鈿梳函一對、其一納二赤木梳二百七十一、其一納二龍骨十枻一、螺鈿書案一、螺鈿書几一、金銀蒔繪平筥一合納二白細布五匹一、鹿皮籠一納二貎裘一領一、螺鈿鞍轡一副、銅鐵鐙、紅絲鞦泥障、倭畫屏風一雙、石流黃七百斤、

〔七修類藁四十五〕倭國物

金粉師
蒔繪名稱

沿革

古有戧金而無泥金、有貼金而無描金灑金、有鐵銃而無木銃、有硬屏風而無軟屏風、有剔紅而無縹霞彩漆、皆起自本朝、○明因東夷或貢或傳而有也、描金灑金、浙之寧波、多倭國通使、因與情熟、言餂而得之、灑金尚不能如彼之國、故假倭扇亦寧波人造也、泥金彩漆縹霞宣德間、遣人至彼傳其法、

〔安齋隨筆前編四〕一蒔繪　蒔くといふは、古の詞にては物を飾る事をマクと云、繪ガキ飾るゆへ蒔繪といふなり、蒔の字は備の字也、物の種を蒔く義は是にあはず、火威の鎧をシキメに蒔たる義經記にありなど、云も飾る事なり、マクと云は、マウクルと云の略語なるべし、

〔伊勢物語下〕三條のおほみゆきせし時、○中略右の馬の頭なりける人のをなん、青き苔をきざみて、まきゑのかたに、この歌をつけて奉りける、

あかねどもいはにぞかふる色みえぬこゝろをみせんよしのなければ、となんよめりける、

〔竹取物語〕うるはしき家を作り給ひて、うるしをぬり、蒔繪し給ひて、屋のうへにはいとをそめていろ〳〵ふかせて、内々のしつらひにはいふべくもあらぬ綾織物に繪を書て、まごとにはりたり、

〔源氏物語五十東屋〕はかなきあそび物をせさせても、さまことに、やうをかしう、まきゑ、らてんのこまやかなる心ばへまさりてみゆる物をば、この御かたにとりかくして、○下略

〔貞丈雜記八調度〕一道具のかざりに、かながいと云事あり、かながいは金書也、金泥にて繪樣を書たるを云、今蒔繪と云物也、金貝と書たるもあり、金と青貝の事やうにも聞ゆれども、金書をかながいと云詞に付て、貝の字を假り用ひたる也、金と青貝とにて繪樣出したるは螺鈿と云也、されども切金と青貝にて、もやうすりたるを、俗に金貝と云るなるべし、

〔萬寶全書八〕蒔繪之物時代付目錄

一聖武時代、塗蒔繪唐物に似たり、至りて古代なる故、これを上代物と云、但し聖武時代の蒔繪物にてはなし、されども東大寺などの經箱の身蓋等にかきたる物、世間に有て重寶と成、澤山なる物には非ず、

一上代物、時代物とは、後鳥羽院より以前を上代物と云、時代物とは、卽後鳥羽院の御代物をいふ、

一賴朝時代、後鳥羽院同時代なり、よつて時代物といふ、

一東山時代、時代物なり、此時代の蒔繪塗物梨地等、その外もろ〳〵の花奢道具の類は、此東山殿○足利義政時代、最上とするなり、

〔雍州府志六土產〕撒金具○中略慈照院義政公嗜蒔繪器、硯筥、文臺、香合等、于今所殘、是謂東山殿御物、世人珍藏之、義政晚年閑居東山東求堂、故時稱東山殿、又或謂時代物、東山時代之謂也、然東山殿以前、高倉帝之時、既有撒金具、是爲上品、○中略凡蒔繪具、高倉院時代之物今偶存、未知其以前始于何時也、

〔本朝世事談綺五人事〕蒔繪

梨地蒔繪は、高倉院の時代、偶あれども、その起所をしらず、上古の梨地は、土金といふものにて、金の位あし、、專東山殿の頃よりの蒔繪すぐれたりとす、斯時分の器物を時代物と稱す、幸阿彌栗本兩家、奈良鈴木菱田榎本圓阿彌等を家とす、

〔蒔繪工程〕蒔繪の沿革

蒔繪の始詳ならざれども、聖武天皇の時、既に蒔繪ありしなり、かの奈良の寶庫に現存せる天皇の御太刀の鞘の末金鏤なるを見て知るべし、其の製は、今の研ぎ出し蒔繪のごとく、鳥獸草花を畫き、黑漆をぬりて研ぎだしたるものなり、孝鎌天皇の時、平文、平脫文あり、これは今の金貝の如く、薄き金銀の板がねを嵌入せし漆器なり、醍醐天皇の時、蒔繪の業精巧にして、當時既に梨子地を製出せり、花山天皇の時、於幾倶知を製出せり、これは蒔繪せし諸器の緣に銀或は

鉛錫等を嵌入せしものなり、近衞天皇の時、禁中の諸器を金粉地にし、蒔繪螺鈿および五彩の硝子を嵌入せり、後鳥羽天皇の時、右衞少志紀助正および中原末恒等、蒔繪の妙手と稱せらる、源頼朝覇府を鎌倉に建つるにおよび、漆工其の地にあつまり、蒔繪を製出すること多し、仲恭天皇の時、京師亂あり、內匠寮漸衰へ、蒔繪をなす者亦稀なり、後花園天皇の時、明主工人を我國に來たし、蒔繪の術を學ばしむ、業成りて歸る、將軍足利義政漆器をこのみ、工人をして山水人物等の蒔繪を製せしむ、其の製極めて精巧なり、五十嵐某、當時の妙手と稱せらる、正親町天皇の時、天下大に亂れ、蒔繪の業また衰ふ、天正年間に至り、京師の工人、五十嵐道甫なる者、獨蒔繪に巧なり、後陽成天皇の時、豐臣氏干戈の餘暇、點茶をこのみ、漆器を製すること多し、中に蒔繪ものあり、頗精巧なり、後水尾天皇の時、德川氏天下を平治し、萬民業に安じ、蒔繪の業漸盛なり、本阿彌光悅當時の妙手と稱せらる、其の後古滿休伯、梶川某、山本春笑等輩出して、蒔繪の製、稍古に復せり、靈元天皇の延寶年間、八郎兵衞宗哲なるもの蒔繪を能くす、最やみ蒔繪に巧なり、東山天皇の元祿年間、蒔繪の業精巧なること、古今に冠絕せり、後人當時の蒔繪を稱して、常憲院時代蒔繪といふ、常憲院は、將軍德川綱吉公なり、其の頃の工人青海勘七なる者、一種の蒔繪を製す、卽金銀粉を用ゐざる漆繪なり、勘七波文をつくるに巧なり、世人これを青海波といふ、同天皇の寶永年間、緒方光琳なるもの、畫に巧にして蒔繪を能くす、其の製頗風致ありて、一家をなす、これを光琳蒔繪といふ、又鹽見小兵衞政誠なる者あり、研ぎ出し蒔繪に巧にして、當時の妙手と稱せらる、中御門天皇の時家原自全といふ者あり、能く蒔繪の時代を鑑定するを以て、高貴の寵遇を得たり、天皇の寬政年間、古滿寬哉、井上白齋、原羊遊齋、阿波の人桃陽齋等輩出して、蒔繪の業愈進步せり、然れども其の製、元祿年間のものに比すれば甚劣れり、光格天皇の安政年間、海外の貿易を開きしより、蒔繪の輸出、最盛に工人日に多し、然れども其の製、寬政年

種類

間のものに比すれば、劣りて質甚堅牢ならず、明治以後妙手の稱ある工人は、柴田是眞、小川松民の二子のみ、是眞子は光琳風に巧にして、松民子は、古物を摸造するに巧なり、

〔名物六帖 器財五 髹飾瓷陶〕泥金畫漆（タカマキエ）皇明文則、張汝弼楊義士傳、宣德間、嘗遣人至倭國、傳泥金畫漆之法、以歸、楊損遂習之、而自出己意、以五色金鈿竝施、不止舊法純用金也、故物色各稱、天眞爛然、倭人見之、亦齗指稱嘆、以爲不可及、

〔江次第記聞〕平文之事

兼良公說ハ、白臈ニ唐花ヲホリタルヲ云、又高蒔繪ニ對シテ、平蒔繪ノコトヲ云ト、古キ說也、又神道ニテハ、一日晴ノ胡粉繪ノコトヲモ平文ト云也、又衣服文ニ平文ト云コトアリ、此ハ今云武者人形ナドノ衣服ノ如ク、文ヲ金ニテ押タルヲ衣服ノ平文ト云ナリ、

〔貞丈雜記 八調度〕一漆塗の鞍、手箱、硯箱等の類の蒔繪に平文（ヘイモン）といふ事、古書にみえたり、是は高蒔繪に對して云詞なり、高蒔繪は繪を高くをき上げにする也、平文は高くせずして、常の繪のごとく平に繪を書たる蒔繪の事を云也、

〔秇苑日涉 十二〕漂霞彩漆

漂霞彩漆、卽塡漆也、黑漆爲地、以金銀彩漆、描山水人物花卉翎毛、再髹以黑漆磨揩出其文者、俗謂之磨出摸金（トギダシマキエ）、

〔名物六帖 器財五 髹飾瓷陶〕撒金（ナシヂ）　砂金（ナシヂ）　灑金（ナシヂ）

〔倭訓栞 中編十七那〕なしぢ　梨地の義、撒金或は灑金とみゆ、又槮金も是也、

〔雍州府志 六土產〕撒金具（中略）　金銀粉其麁者撒漆器、是謂梨地、斑紋似梨皮之謂也、

〔安齋隨筆 前編四〕一塵地　チリヂとよむなり、今は梨地といふ、金の粉をちらしたるが、塵ノ地ニ積りたるに似たるなり、平塵地といふは、金の粉を厚く滋く透間なきなり、平の字は平等の意なり、俗に平ヲ一面といふにおなじ、薄塵地といふは、金の粉を甚少く、薄く散して、あら〳〵と透間

製作

多く見ゆるをいふ、是は凶事の時の太刀の鞘などに用るなり、

〔七十一番歌合〕廿七番　左　蒔繪士

いかけ地のところ〴〵のきり金の光こととなる秋のよのつき

〔安齋隨筆前編四〕一沃懸地　是は漆に金泥を交て、一面にぬりたるなり、沃懸は、ソヽギカクルとよむ也、イツカケト云ヘ暎シ、イカケト云ベキナリ、沃の字はそゝぐとよむ也、そゝぐとは水などを打かくる事也、金泥にてぬりたる體、金をとらかしてそゝぎかけたる樣なる故、いかけと云なり、水などを打かくる事を、古はいかくると云し也、枕草子に、白き水いかけさせよともいはぬにとあり、又源氏物語の卷柱火とりをさへさといかけとあり、是にて知るべし、太刀のさやにも鞍にも、手箱などの類にも、沃懸地と舊記にあるは、地を金泥にてぬりて、其上にかながいする也、かながいとは、今のまきゑのことなり、沃懸地を今はすりなし地といふ也、箱のはたなどに、金泥ぬりたるをのみいつかけと云にはあらず、沃懸とは金泥をぬるものことなり、

〔類聚名物考調度十一〕沃懸地　いかけぢ

此事甚わかりがたし、さま〴〵の說有、まづ梨地の事成ともいひ、又は別にこのゑかた有ともいひ、かたく〳〵わかりがたし、思ふに、今俗に文庫椀などのふちに、金粉おくをいつかけといふ、卽此事也、沃はそゝぐと訓て、水をはじきかくる事也、さらば箔をそゝぎかけてぬる事故、すなはち金粉地の事にて、俗には粉地ともいふ、その上に蒔繪したる物、古代のものには多きなり、沃懸鞍太刀など、みなこの事也、

〔蒔繪大全五〕描金之次第○中略

先書樣はいせ漆に朱を合せて練り、吉野紙にて四五遍も漉す、此漆にて何にても下繪を付る、其上をむらなき樣に炭にて磨ぐ、其上を繪漆とて和らかなる漆あり、是にて下繪通りをぬる、扨粉をまく、遲く蒔時は粉漆に染かぬる、殊四五月比、又は八九月の比は、書く間に漆乾くなり、花などは數々あらば、先少々書て粉を蒔くべし、筆の毛のやはらかなるにて、よく篩掛て漆を埋むなり、其上を百日紅の炭にて輕く磨ぎて、群なき樣にして、其上をとのこにて又琢く也、其後芳野漆にて粉の上を巾ひ、紙をよく和らげて漆をぬぐひ、片時風呂に入て又取出し、吉野漆にて巾ふ、如斯する事五七數度也、是迄は花にても、鳥にても、其條計なり、此上を上繪を書べし、ふちをくゝり、或は花のゑべ、鳥ならば羽毛等を書て、粉をまく、乾て後よく篩、吉野にて摺り、前のごとくに砥の粉にてすり、角粉にて琢く、角粉は指の腹に付て、光の出るまでみがくべし、果して光り出る上を、木綿にてよく巾なり、是迄蒔繪一通りの事也、此上に或は梨子地金貝青貝等を遣ふ一段、次にゑるす、一高蒔繪は漆上げ錆あげ有り、先錆上げは砥にて磨く、但し砥はかみそりどいさきを割て用、扨中塗とて澄うるしにて塗り、炭にて磨く、是より上は前のごとし、

一漆上げはいせ漆を蠟色漆に合て下繪を付る、隨分むくりと高く成樣にもり上げて、乾かぬ間に銀ふんを振掛、筆にて篩かけて、漆を埋むべし、風呂へ入れよく乾きて炭にて磨ぎ、其上を吉野漆にて磨角粉にて光を出す也、

一大摸樣ならば錆上げ、小細の繪ならば漆上げ可然、又細き小草水の筋等は、三年も黏せたる吉野漆にて書なり、よく細き針金をならべたるごとくに、あざやかに分れよろし、此古き漆も黏漆とて、漆司の用意せる所也、

一光描金（ひかりまきゑ）は消し粉なり、粉は粉に落したるをいふ、消シ粉といふは粉にあらず、消し泥とて箔を鉢の中にして水にそゝぎ、指を以て摺消して泥となす、泥と粉とは初より各別のもの也、漆にて書て其上に蒔て磨かずしても光あり、依て名く、蒔て後は吉野にてすりみがくこと前に同じ、花ならば是も上繪を書て、粉をふり磨ぐ事同じ、砥のこにて琢くべし、〇中略

一梨子地は粉のあら粉なり、品は前に出す、下を繪漆にて梨子粉を竹の管に入て、思ひのまゝに振なり、

〔萬金産業袋三蒔繪の仕樣〕總じてまきゑの事、もとは只一道にて、しかもまたその品多し、しかれども細工は上品下品とわかるとも、畢竟下をうるしにて書て、その漆の干加減を目利て粉を鈐は作字まく事なれば、手垂も手拙（づ）も事は同じかるべきか、たとへば長持、簞子、御厨子棚などの大きなるには、から草から花等の花形、大ざはやかに仕たて、または印籠香合の類に至りては、目にも見わけがたき程に手をこめてかく事ぞかし、筆は上の卷にいふ所のまきゑ筆、猫毛、狸、こんくはいを用ひて、地ぬりをする、地塗とはぼたんの花をかく時は、まづぼたんの花なりを陽（べた）にぬり、しばらくかはかし、扨ねづみのひげ筆にて、右の花形のふちをくゝり、花のしべをほそく書わり、ふろへいれ、その漆のしゝ干したる時、取出し粉をまく也、まきやうは、唐綿を一つまみ程かためて丸くし、粉をよきころ綿にうつし、右のうるしのうへを、ずいぶんかろく指さきにてたゝくなり、手の輕き若き人の蒔たる粉は、金の光生て、しかも粉の目すくなく入ル、また老人の手の重く蒔たる粉は、ひかりあしくむらつく也、まきゑは此ふんのつかひやうこそ簡要なれ、あるひはさびあげ、高蒔繪、ふんだめ、とぎ出しなどいふも、みな地ぬりの漆のかげん、高まきゑは地ぬりにて置あげ、磨出しはふんのうへに漆をかけ、炭とぎにとぎ出したる也、扨爪盤（つめはん）と云 如此の物を、水牛にてこしらへ、左の大指の爪の上にはめて、これに繪うるしをいれ、右の季（こ）指をその畫道（ゑがく）具にとく

と付て裁尺（ちやうぎ）とし、筆を居てかく也、若輩ゟ眼鏡をかくるも、全體眼力のつくる業ゆへ、ひとつはまた至て細かき所作の手際なれば、少しにても筆の狂ひなく、揃せんがためなるべし、近代櫛かうがい、あるひはきせるのらう竹などに、けやけき蒔ゑはやり出て、しかも價下直なれば、何人の勘をつくるにや、蒔ゑうるしに樟腦をいるれば、漆のあしよはく、筆の自由になる事、たゞにかわか、ふのりゟなを安く、漆うすく付ゆへ、大分ふんの入り目ちがふ、本ふんならず、けしふんでいふん等にても、いかにも光よく、當然の景氣、素人の目にては、結句本ふんゟはすぐれたるやうに覺ゆる、けしふんでいふん、尤金は金ながら、もと箔にて製したるふんなれば、ふんめ壹匁にて、ねだんは大かた、本ふんもけしふんも同じ位か、まだ少し、けしふんの方が高直にも付ほどなれども、大ぶんにふんの延よく、本ふん目壹匁にて、さし櫛百枚出來る物なれば、右のけしふん泥ふんにては、百五十枚も貳百枚も出來るがゆへ、草なる品には、みなこれを用ゆる也、銀ふん、或はしんちう、鍮でいふん、みなこれらも草なる品には用ゆる、いづれのふんいづれの蒔繪にても、書やう右の外に品なし、又かき合せ花塗の硯ぶた等に、色繪といふあり、朱うるしせいしつ黄うるし等にて、打付ヶ書に光琳のきく花莇（あざみ）なんどをかく、一ッ筆にてせいしつの中へも入レ、朱漆にもそめ、ゑのぐいく品にても筆一本にて濟ム、朱うるしの筆にて黄漆をつかふに、その朱と黄漆、ひとりとくま取に成て面白し、それにも所々に、一トむらづゝふんをもまく也、これ蒔繪ながら、まづ色繪と品わかちあり、尤繪のよきとあしきは、その銘々の手垂にあり、此外ふんだめ、活懸（いろあげ）類も、うるしのかげんにてふんをまく、梨地金は段付にて、あらきと細かきをわかつ、蒔やう是も漆のうへに、梨地ふりといふに、なし地をいれ、下ぬりの漆のしゝ干（ひ）にまきよくからし、そのうへにまたなし地消といふ漆をうすくぬり、根からなし地をぬりけしてふろにいれ、よくかれての後、かしほ炭にて水とぎに磨出す、ゆへに打見には、なし地の金はあらきやうに見ゆれども、撫て見てみぢんも、その

なし地の手にさはらぬにて知べし、梨地段々品多し、銀なし地、これも見ては香色にさびて銀とは見へず、右のごとく漆にてぬりけし、とぎ出したるがゆへ也、

〔東大寺獻物帳〕金銀鈿莊唐大刀一口（刃身長二尺六寸四分（中略）鞘上末金鍍作

〔工藝志料十七〕蒔畫

上古ノ蒔繪ノ今日ニ存スルモノハ、大和國ノ奈良ノ東大寺ニ藏スル所ノ、聖武天皇ノ太刀ヲ以テ最舊物ト爲ス、此ノ太刀ハ、天平勝寶八歲、一千四百十六年孝謙天皇ノ東大寺ニ納ル所ノ文書ニ、太刀一口鞘ノ上末金鍍ト記セルモノ、卽是ナリ、而シテ當時未蒔繪ノ名アラズ、其ノ製タルヤ、先黑漆ヲ以テ鞘ヲ塗リ、其ノ上ニ稜角アル粉（今ヤスリイフ）ヲ以テ之ヲ塗リ、而シテコレヲ磨出セシモノナリ、後世ニ所謂磨出シ蒔繪ノ製ノ如シ、金末ヲ以テ、鳥獸花卉ヲ撒キ、再ビ黑漆ヲ術モ亦大ニ後世ノモノト異ナリ、又同寺ニ寄附スル所ノ獸形、葛形、草形ノ平文ノ太刀アリ、當時精好ノ漆器ハ、多クハ金銀ノ平文（平文或ハ平脫文ト稱ス、方今金銀金貝ト稱スルモノニ同スルナリ、當時ノモノ數品、今尙東大寺ノ寶庫中ニ傳レリ、其ノ製薄キ金版ヲ以テ、種々ノ花草ヲ透雕シ、漆器ニ嵌ベシ、ニシテ、末金鍍甚尠シ、其技術ノ未精良ナラザリシコト、以テ見ル

〔延喜式十三圖書〕御佛名裝束

御持佛一龕、蒔繪案一脚（已上在内裏、便ニ供奉、但寮ニ供ニ紙花香料、金銅花盤二口、火爐一口、）平文案二脚（一脚立レ左奉レ案ニ置裁物佛一基、水精塔形一基、一脚立ニ右牙作一基、）

〔續日本後紀十九仁明〕嘉祥二年十月癸卯、嵯峨太皇太后（仁明母后嘉智子）遣使奉レ賀ニ天皇冊寶算一也、其獻物、黑漆平文厨子十基（盛ニ彩帛一〇下略）

〔本朝文粹十四諷誦文〕清愼公（藤原實賴）奉爲村上天皇修ニ諷誦一文

敬白請諷誦事三寶衆僧御布施（中略）

菅三品（時文）

金銀蒔繪匣一合（花足机井下机〇下略）

〔大鏡五太政大臣伊尹〕この花山院は、風流者にこそおはしましけれ、（中略）御てうどどもなどのけうらさこそ、えもいはず侍けれ、六宮のたえいり給へりし御誦經にせられたりし御すゞりのはこ見給へき、かいぶに蓬萊山、てながあしながなど、こがねしてまかせ給へりしこそ、かばかりのはこのうるしつき、まきゑのさま、くちをかれたりしやうなどの、いとめでたかりしなり、

〔榮花物語二十七衣珠〕おほみや（一條后上東門院藤原彰子）この月（萬壽三年正月）のうちにおぼしたゝせ給、（中略）みづしどものまきゑには、みなほうもんをまかせ給へり、いはんかたなくみどころあり、たうとし、御ぢぶつのありさまなど、いふもおろかなり、

〔今昔物語二十四〕參河守大江定基送來讀和歌第四十八

今昔、大江定基朝臣參河守ニテ有ケル時、世中辛クシテ露食物無カリケル比、五月ノ霖雨シケル程、女ノ鏡ヲ賣リニ、定基朝臣ガ家ニ來タリケレバ、取入レテ見ルニ、五寸許ナル押覆ヒケル張筥ノ沃懸地ニ、黃ニ蒔ルヲ、陸奥紙ノ馥キニ裹テ有リ、（下略）

〔小右記〕治安三年六月十七日己酉、蒔塗三人給祿、（三四人絹二四、今人各二四、）唐櫛笥櫛筥一雙硯筥等蒔了、

〔春記〕長曆四年（長久元年）十一月廿三日甲戌、今日故中宮第一女宮著袴日也、（中略）件御膳御臺六本、皆蒔繪也、又有ニ大小盤等各四枚一云々、同蒔繪有ニ置口等一、

〔中右記〕嘉承二年十一月廿五日丙子、先朝（堀河）朝干飯方御調度一具被レ渡レ內、是御卽位日依レ可レ被レ具ニ大極殿一也、件御調度、內裏初新造之後、渡御之日行事所調進之、竹相蒔繪調度也、

大治四年三月廿七日、八幡寶御宮繪樣蒔ニ海部一之由、先日俗別當兼孝所ニ申上一也、而猶依ニ不審一、今一度可レ令ニ實檢一之由付ニ頭辨奏一之處、仰云、（崇德）入ニ內殿一臨時奉レ見之事有レ憚、只付ニ先日申旨一可レ令ニ用ニ海部一之由所レ被レ仰下一也、件旨下ニ知行事左少辨一了、但只用ニ海水鳥松樹一不レ可レ蒔ニ魚類一之由所ニ下知一也、

〔兵範記〕仁安三年十二月十日丁酉

大嘗會悠紀所　注進　制御調度事

御冠筥二合（白錫置口　赤地唐錦折立　菊蒔繪　螺鈿文　○中略）　塗硯筥一合（菊蒔繪　○中略　螺鈿）　搔上筥一合（菊文蒔繪　○中略）

三階御厨子一雙（菊蒔繪　○中略　螺鈿）

仁安三年十二月十日　左史生中原國經上

〔禁秘御抄上〕朝餉

硯筥、螺鈿厨子二脚、（非螺鈿、只近代蒔蠻繪、或以薄押、○中略）凡御調度等、近代蒔蠻繪、（白）又以白薄押蠻繪、是無其謂、文只可在時議、堀河院御時蒔桐竹、（蒔黄）

〔室町殿行幸記〕永享九年十月廿一日行幸（○後花園）

常御所御具足注文（○中略）

御まくら（二つい、沈まきゑ、○中略）　御鏡臺（まきゑ、中に色々入、）　御ゆするつき（銀臺まきゑ）　御さうし箱（蒔繪、中に色々入、）　御はぐろみの箱（まき繪、中に色々入、）　御はんざうだらひ（まきゑ）　御あしのたらひ（まきゑ）　御けんさん（金臺まき繪、○中略）　銀御ちやわん三（大小、臺まきゑ、○中略）　御茶器（一まき繪）　御ゑきろう（一つい、まきゑ）　御こうのはこ（まきゑ）

〔戊子入明記〕應仁二年

渡唐御荷物色々御要脚（○中略）

一龍御太刀　二振（御鞘梨地、御紋雲□□□白滅金御帶取、紫□箱朱、）　一御硯箱　一（梨地、御紋月水、水入岩白カ子、錐小刀黒柄御海水、）　一御扇箱　一（黒地、上ニ龍蒔繪、御扇百本入、皆エリボ子、）　一御書箱　一（朱塗、御紋龍蒔繪、同御書裏紗、御書紙五枚、）

〔善隣國寶記中〕文明四年壬辰遣朝鮮國書（○中略）

別幅（○中略）蒔繪硯匣壹箇

〔秀嶺夜話〕東山殿（○足利義政）時代に至り、蒔繪もことの外精巧のものいでしが、就中世に名高きは、御所の蔦の細道の文臺、法隆寺千鳥の文臺なり、これ皆東山殿の御物數奇にて、まかせ給ひしものなりとぞ、

〔槐記〕享保十一年十月廿日、御家（○近衞）ニ物かわノ香合トテ、天下ノ名物アリ、何時ゾ御見セアルベシ、是ハ東山義政ノ重器ノ一ツナリシヲ、御先祖ヘ進上セラレシ物ナリ、形ハ二寸バカリニ、二寸五分バカリノスシアカニテ、甲ニ雞ノ雌雄ヲ銀カナガイニテ入、蓋ノウラニ鐘樓アリ、兩方ニ環アリテ緒ヲ付タリ、環付ヲ銀ニテ、一方ニ物、一方ニかわトアリ、古風ナル物數奇ナリ、此香合ト、牧溪ノ三幅對ト、時雨ト云名壺トヲ贈ラレシガ、掛物ト壺トハ先年ノ火事ニ燒失ス、香合バカリハ今ニ傳レリ、一旦後西院ヘ獻上セラレシヲ、御家ノ道具ナレバトテ、准后ヘ又進ゼラレシトナリ、是ニ付テ古キ蒔繪ノ道具ヲ源平ト云、其次ヲ東山ト云、其次ヲ信長太閤ナド云、家原自全ハ、蒔繪ノ目利ハ、天下ニ並ビナキ者ナリシガ、毎ニ云、源平ト東山トハ、凡ソ三百年隔レリ、其間二百年ノ物ニソレ〳〵ノ次第アリ、是ヲ知ラザレバ目利ハナラズ、此香合ナド東山ヨリ御家ヘ獻ゼラルルニ、牧溪ト時雨ト皆古キ物ニナラベテ、此香合バカリ東山殿モノズキニテ、新ク拵テ獻ゼラルベキヤウナシ、東山殿モ古キ物トテ重寶ノ餘リナレバ、其前百年モ以前ノ物ト見ヘタリト申ス、尤ナルコトナリ、

〔秀嶺夜話〕高臺寺蒔繪

高臺寺蒔繪とて、世人の賞翫するものは、東山高臺寺の須彌壇に施せる花筏の蒔繪なり、今これを棗、爐緣などにうつしてまかするに、甚優美にしてよろし、これは元高臺夫人（○豐臣秀吉夫人）の好みに出しとなん、

〔瓢翁夜話二〕初音の御棚

世に初音の御棚とていひはやすものは、わが隨龍公〇尾張光友の御簾中に、三代將軍家光公の御長女千代姫の御入輿の時、御祝の御道具として、寛永十四年、幸阿彌十代の長重といへる蒔繪師に仰付られ、三年目に仕あげられたるものなり、繪樣は濃梨地に源氏初音の巻の、とし月をまつにひかれてふる人にけふぐひすの初音きかせよ、といへる歌意よりとれりとぞ、其御道具は、

御厨子棚一　御書棚一　黒棚一　亂筥一　眉作筥一

工具

〔蒔繪大全　五〕描金之次第

描金の具は、第一金粉（上中青大焼同消各あり）鑢粉、金銀鐵銅）梨子地、未塵、平目形部、漆、ふうるし、よしの、ろいろ、文字不詳、朱、和朱、光明、辨柄、青漆、井水黄、雌黄、青黛、炭（百日紅、さるすべり也、つばき、ほう、ちゃ、）砥粉　角粉　筆（鼠、うさぎ、）凡此中を不出、物に應じて是を用る、委は其道の傳得べし、

〔蒔繪工程〕蒔繪に用ゐる諸漆類

吉野漆　すり漆に用ゐるなり　梨子地漆　なしぢ平目の類に用ゐるなり　蠟色漆　蠟色塗に用ゐ、又灰ずみを入れて高蒔繪に用ゐる、せしめ漆　下地に用ゐ、地錆に用ゐる、朱漆　朱漆はすべて色漆に用ゐる、

此の他、ため、上花、上中、生正味、塗立等の諸漆を用ゐるなり、

〔萬金産業袋　三蒔繪の仕樣〕粉の品は、上々ふん、上ふん、焼ぬき、江戸ふん、小判やすり粉、やきがねやすり紛、青ふん、銀ふん、げしふん、でいふん、ちうでい、ごんちう等也、本紛の製しやうは、その地金、何にてもやすり粉にし、製し場には、あつき衣のごとくなる物を、竹ほねにて紙張にこしらへ、その内に鋼鐵（はがね）の小板盤をすへ、それに右の粉下地を置、同じくはがねの太き長さ五寸計のはりがねを横にしひたもの向へ〳〵とまろばかす也、此所作、おとこの力にては、結句つよくてあしきにや、多くは女の所作とす、盤を下にこぼるれば、兎の手にてはきため〳〵、また盤のうへへうつし、右の針がねにて軋（きし）る、うさぎの手にてはく事、されば金は陰精にして重し、兎また陰分を司る獸なれば、金をはくには、兎の手を好む事、みぢんにても金氣を他に遯ず、よく寄るの妙有ゆへ、金商賣の家にては、皆兎の手を用ゆるとぞ、粉のふるひは、常の藥種ぶるひとは格別ちがひ、異形なるもの也、絹も精好の上品にて張〻、あるひは繻子の切なんどを用ゆるもあり、扨けんふんといふは、繪師、經師の製する、泥のけしやうに似たれども、右の泥は、箔を中指と無名指の腹にて鉢にすり付〻、數千べんを重ね、細末してつかふ、爰のふんのけしやうにては、結句つよくてあしきにや、多くは女の所作とす、盤を下にこぼるれば、兎の手にて樣は、でい屑とて箔くずあり、それを一度に、何百何拾匁も消す事なれば、中々指さきにて消がたし、殊更泥くず、至極かさ高なる物なれば、手にて抓（つか）み、にかわに合せ、大きなる鉢へ手のひらにて摺つけ〳〵消す事也、ずいぶんけし〳〵てこまかく成し時、大ぶんに水をいれ、火にかけて膠氣をとる、常にかわづかひの泥とちがひ、みぢんにても、にかわ氣あつては漆に合ず、黒みいづる、よつて如此して、ずいぶんと膠氣をとる事也、でいふんといふも、製法は同じけれども、これは箔にて製するなれば、少シはけしふんなは上品也、此外、江戸ふん、焼ぬきなどいふは、本ふんの製法にて、色のかはりたるまでの事、なし地、やすり粉は、みなやすりこ仕たて也、

〔蒔繪工程〕蒔繪に用ゐる金銀粉および金具青貝の類

上々粉　薄朱粉　焼金極微塵　焼金微塵　焼金微塵常　焼金常　青粉　小判
微塵　小判極微塵　小判花子　小判微塵常　小判常　錫粉　赤銅粉　銀粉　銀極微塵
銀微塵　銀花子　銀微塵常　銀常
焼金刑部平目（平目梨子地の類に用ゐる）　同大一平目　同大二平目　同大三平目　同常三平目　同小三平目　同さき平目

〔萬金産業袋　筆〕まきゑ筆は漆にあふ事を專とす、右にいふ、たぬき、こんくわい、猫毛、ねづみの髭等

螺鈿工

にてゆふ、一ト しほをどりをよくかけて、元を麻糸にてくゝり、小軸大軸にいるゝ筆なり、ながくして置キ、繪漆にいれ、程よく引入引出してつかふ、狐、狸、猫毛は多く地塗につかひ、細繪、書わりには鼠をつかふ、

〔明和新增〕京羽二重三〕蒔繪筆

柳馬場二條下ル町　村田九郎兵衛　同通竹屋町上ル町　村田治兵衛

〔山槐記〕元暦元年八月廿二日戊寅

一通　大嘗會主基所定繪師幷雜工事〇中略

螺鈿工右兵衛府生源重直

〔管見記〕正和四年四月廿五日、日吉神社造替事、

大宮貝摺、安弘　二宮貝摺、安弘　聖眞子貝摺、安弘　八王子貝摺、安弘　客人貝摺、景長　十禪師貝摺、安弘　三宮貝摺、安弘

〔七十一番歌合〕廿七番　貝磨

この太刀のさやは、ばくたいのかひが入べき、

〔人倫訓蒙圖彙五〕青貝師　青貝は二條川原町をはじめて、其外所々にてこれをするなり、これをかいとりて、諸のゑやうをつくり器につくるなり、塗師外にあつて、これをえて地をぬるなり、所所に住す、

〔伊呂波字類抄良雜物〕螺鈿音電如音以寶飾器

〔書言字考節用集七器財〕鈿螺（カナカイ）韵會、鈿金花飾也、　螺鈿（ラデン）見韵會、泊宅編、

〔名物六帖器財五髪飾瓷陶〕螺鈿（アヲカヒ）正字通、說文鈿金華也、六書故金華爲飾田田然、螺鈿婦人首飾、以翡翠丹粉爲之、按螺鈿以海螺劈片爲飾、故曰螺鈿、正字通誤、　螺塡（アヲカヒ）方勻泊宅編、螺塡器本出和國、物象百態頗極工巧、非若今市人所售者、按中國有螺塡、觀明人小說、似元明時傳自我國、方勻在宋紹聖後、而其言如此、則傳中國已六百餘年矣、　蛔嵌（アヲカイ）遵生八牋、有漂霞、砂金、蛔嵌、堆漆等製、又香几面、以金銀、蛔嵌昭君圖、精甚、

〔倭訓栞前編三十七〕らでん　源氏に見ゆ、螺鈿の音也、俗にあをかひといふ是也、螺鈿劍は節會以下諸公事に、大臣公卿帶せり、雲客は節會の外は用ゐず、紫袒地に、孔雀、鸚鵡等を、螺鈿金貝にて摺れり、柄は水精瑠璃の飾、帶取は藍革紫革也、樋螺鈿は鞘は蒔繪にして、樋內を螺鈿にする也、蒔繪劍、螺鈿劍と通用して帶する由、峯關白の記に見えたり、

〔訓倭栞前編二阿〕あをがひ　青貝の義、螺鈿をいふ、泊宅編に、螺鈿器本出倭國と見えたり、

〔倭訓栞中編四加〕かながひ　大雙紙にみゆ、金貝の義、石だゝみをかながひにて入と見えたり、金かながひ、銀かながひなどもいふめり、貝は青貝をいふ也、

〔秇苑日涉十二〕螺鈿

鈿音田、或作鏔鐧、婦人首飾曰花鈿、曰金鈿、以金銀嵌器物曰鈿金、以螺蛤曰鈿螺、說文曰、鈿金華也、方密之以謂副笄之副、乃如今之花鈿、所謂鏔蔽髻也、自魏有七鏔蔽髻、晉皇后十二鏔、隋志作鈿、六典、中尙書七日進金鈿七孔鍼、六書故曰、金華爲飾田田然、庾肩吾詩、縈鬟起照鏡、誰忍去金鈿、此皆首飾之鈿也、〇中略　又字彙補曰、蛔音甸、帝城景物略曰、方信川之螺蛔、遵生八牋曰、宣德有塡漆器皿、有漂霞砂金蛔、嵌堆漆等製、亦以新安方信川製爲佳、蓋鈿俗作甸、遂譌加虫傍耳、方勻泊宅編作螺塡、〇中略　泊宅編曰、螺塡器、本出倭國、物象百態頗極工巧、非若今市人所售者、而今此方所製、殊不及漢渡者、蓋其所用螺蛤、品類不一、而佳者絕不產此方、故工雖有巧者、必取漢產螺蛤製之、法以螺片如紙、淹釅醋中一夕、螺乃始受刀、欲紅光者、以胭脂染其裏面、欲翠光者以黛緣、漢產螺、四向皆有光、國產者一面有光耳、一種厚、而白如膩者、最爲難得、五國故事曰、以綠鈿刷隔眼、糊以紅羅、綠鈿、卽今所謂青貝也、

〔類聚名物考調度十一〕螺鈿　らでん　すりがい

螺鈿とは、今俗に云青貝にて、古きものには、かひすりたる鞍などいへるも、貝細工は、木地へほり

入て、地さびをして、上をすりみがきとぎ出せば、摺貝と云也、螺は介の名にて、鈿は字書にも、金華飾と有は、金貝蒔繪の事なり、青貝に金銀銅の切金入しをすべていひて、まづは螺字を本體とすれば、青貝細工と見てよし、又案に、螺鈿は、今俗にいふ青貝ふせ也、鈿は飾の事也、一切繼の中に、大聖文珠師利佛刹功德莊嚴經卷中の、希麟音義七卷云、鈿飾、上堂練反、韻集云、以寶瑟鈿、以飾器物也、下昇織反、考聲云、粧飾也、文字典說修飾、古今正字從巾飤、聲音似と見えたり、

すりがひ

摺貝　すなはち、螺鈿裝也、今俗に青貝といふ、この介は、ふせてうへをぬりて、さてすり出す物故にかくいふならん、物には、貝すりたる調度なども見たり、

〔貞丈雜記八調度〕一螺鈿の事、螺は青貝、鈿は切金也、又青貝ばかりをも螺鈿と云なり、又古書に貝を摺るとあるも螺鈿の事也、金貝と云も螺鈿の俗稱也、金貝鞍太平記、建武式目追加、室町記、等に見たり、金貝とて別にはあらざるべし、切金と青貝にて飾りたるなるべし、山岡浚明が名物考に云、螺鈿今俗に云青貝の事にて、古き物には、貝すつたる鞍などいへり、鈿は飾也と云り、されど螺鈿の本儀は青貝と切金也、壺井義知云、螺鈿本儀は金ト貝ニテアルベケレドモ、皆貝計ヲ用テ螺鈿ト云例也云々、鈿ハ玉篇ニ曰、徒練切、金花也、又鈿、字彙云、金華飾、又螺鈿云々、

〔安齋隨筆前編一〕一螺鈿　器物の飾に青貝をツケたるを云、鈿とばかりいふは、金にて華形などを作て付たる也、螺鈿といふは、金にて華形などを作る如く、螺貝にて華形などを作り貼る故、螺鈿と云、螺を鈿にするといふ事なり、金鈿と交て飾りたるは金螺鈿ともいふべき歟、器物の飾に貼るのみならず、笄などの頭に、金にて華形などを作りたるも鈿と云也、○中略貞丈云、唐土の青貝は、色美ならず曇りて見へ、其製漆地より青貝高く出たる多し、琉球の青貝は、色美にて光彩强し、其製漆地と共に平也、貝を用るに、紅紫綠紺の色をわけてつかふ也、其細工唐人の及ばざる所也、

又日本の青貝は、蚫貝を用ふるゆへ、うね〳〵としたる理見ゆる也、琉球貝うねうね見えず、琉球の青貝はヤコ貝といふ物を用ゆ、屋久ノ嶋より出る貝也、丸く細長し、青貝の色に光る所あり、白き所あり、白き所は巾着などの緒ジメの玉に作る物也と、薩摩人の談也、其人の所にかのヤコ貝を手水鉢にして置たりと云、大なる物也、

〔陔餘叢考三十三〕螺塡

髹漆器用蚌蛤殼、鑲嵌象人物花草、謂之螺塡、呂藍衍言鯖謂、牂牁蠻國、其王號鬼王、其別帥曰羅殿、在貴州界內、世用其蛤、飾器謂之羅殿、此說非也、今貴州水西一帶、卽羅甸鬼國、余嘗官其地、皆崇山峻嶺、並無江河、安得有蚌蛤之屬、此器多出自廣東沿海一帶、按方勺泊宅編謂、螺塡器、本出倭國、而藍衍訛爲羅殿、而附會之誤矣、周密駕幸張府記、宋高宗幸張循王府、王所進有螺鈿盒十具、又癸辛雜誠、王橚諂賈似道、作螺鈿卓面屏風十副、圖賈相當國盛事、如鄂渚守城、鹿磯奏捷之類、賈相乃大喜、則螺塡當作螺鈿爲是、

〔蒔繪大全五〕描金之次第

描金の具は、○中略金貝金銀鉛錫切金羅電アヲカイ青貝、赤貝、九穴、不滅、琉球、○中略凡此中を不出、物に應じて是を用る、委は其道の傳得べし、○中略

一金貝下地の繪を錆あげにして、花などの玄べをねうるしにて書、其上に金銀の金貝を張て、小刀の先にて、繪の外にあまりたるを製とる、又下繪に細筆なく、金貝の上に金の上繪をとるも同じ、磨樣同じ、金貝のふちを漆にて書て粉をまく、左なくては金貝まくれやすきなり、

一切金はかな貝の細に玄たる也、葉木岩山などならべ付ル、

一青貝は厚きは地錆より先に付る、薄き貝は跡に付てもよし、貝の上を一面に漆にて塗込砥にてとぎ出す也、其外描金前に同じ、

〔蒔繪工程〕蒔繪に用ゐる金銀粉および金貝青貝の類

青貝（以下羅電に用ゐる）　赤貝　九穴　不滅　琉球　鑢粉（金銀銅鐵あり）　金貝（以下金貝に用ゐる）　銀金貝（錫鉛の金貝もあり）

本ねぢ（即金貝にして、あつき方なり、研ぎ出し蒔繪に用ゐる、）　切金　並ねぢ（切金に用ゐる）　きめつけ（即薄き金貝にして、下等の蒔繪に用ゐる、）

〔東大寺獻物帳〕螺鈿紫檀琵琶一面（綠地畫捍撥、納紫綾袋、淺綠臈纈裏、○中略）

螺鈿紫檀五絃琵琶一面（龜甲鈿捍撥、納紫綾袋、淺綠臈纈裏、）

螺鈿紫檀阮咸一面（綠地畫捍撥、納紫綾袋、淺綠臈纈、○中略）

圓鏡一面、重大七斤五兩、（徑一尺二寸九分、平螺鈿背、緋絁帶、漆皮箱、緋綾覗盛、）

〔權記〕長保六年（○寛弘元年）三月十六日庚子、樋螺鈿長劒、直八十石、遺佛師康尙許、四天王像料也、

〔榮花物語（二十御賀）〕いろ〳〵のおりもの、にしきからあやなど、すべていろをかへ、てをつくしたり、そでぐちには、しろがねこがねのおきぐち、ぬいもの、らてんをしたり、

〔類聚雜要抄（二）〕立調度例

長元二年四月二日庚寅、關白左大臣（○藤原頼通）移御白河院、御調度蠻繪螺鈿沃懸地、

〔水左記〕承保四年七月廿三日辛未、早旦參高倉殿、今日御逆修御念佛始也、（○中略）奉安三尺皆金色阿彌陀三尊像、（像有佛壇、彫唐牙象鏤螺鈿、○中略）又有前机立鑿臺、皆鏤螺鈿也、

〔觀世音寺資財帳〕嘉保□年寶藏實錄日記

第十六韓櫃（○中略）又別納螺鈿鞍骨一口（○中略）別當覺命施入者

〔類聚雜要抄（一）〕一仁和寺殿競馬行幸御膳幷御遊酒肴事（保延三年九月廿三日、伊與守忠隆奉行、）

御膳　御臺二本　大盤二枚　中盤一枚

已上紫檀地、菊螺鈿被鶴松蒔摺之、在伏輪、

〔吾妻鏡（九）〕文治五年九月十七日甲戌、寺塔已下注文曰、（衆徒注申之）

一關山中尊寺事（○中略）

金色堂（上下四壁內殿、皆金色也、堂內排三壇、悉螺鈿也、）

〔薩戒記〕正長元年八月十七日丁酉、今日被行稱光院五七日御法事、（○中略）登御堂南面階徘徊、西面方依被儲殿上座也、御堂、（東面之七間、此外有南北庇、合九間相加東西庇奧五間、安置九體阿彌陀尊像、佛壇幷柱等皆摺貝、天井有金銅金物、）

〔雍州府志（七土產）〕青貝　螺鈿之所用、二條河原町人家磨之、賣漆匠家、阿蘭陀不滅貝、幷琉球貝、是螺鈿之上品也、古代器物、木地螺鈿、悉用斯貝、今多磨石決明、千里光貝而用之、古器多木質而不漆之、直施螺鈿、是謂木地螺鈿、高倉院時、既有此製、其始未知始于何時、

〔先民傳（下）〕青貝氏長兵衞、能爲螺鈿給食、前是邑（○長崎）無此工、自長兵衞傳之華人、而後知造焉、

古事類苑

産業部十五

染工

名稱

染工ハ絲又ハ織物ヲ染ムル工人ヲ謂フ、而シテ紺ヲ以テ染ムルモノヲ紺掻ト云ヒ、紅ヲ以テ染ムルヲ紅師ト云ヒ、紫ヲ以テ染ムルヲ紫師ト云ヒ、此等ヲ總稱シテ染物師ト云フ、紺屋ハ本ハ紺掻ノ家ヲ謂ヘド、後ニハ汎ク染物師ノ家ヲモ謂ヘリ、大寶令ノ制、織部司ニ染戸アリ、内染司ニ染師アリ、又後ニハ染殿アリ、大宰府ニ染物所アリ、鎌倉幕府ニモ亦染殿アリキ、徳川幕府ノ時ニ至リテハ、各地織物ノ術大ニ開ケシヲ以テ、此術モ亦隨ヒテ大ニ進歩シ、各種ノ染法、盛ニ發明セラレタリ、凡ソ織物ハ絲ヲ染メテ後ニ織ルモノト、織リテ後ニ染ムルモノトノ別アレドモ、纐ハ織リテ後ニ之ヲ染ム、纐ニハ夾纐アリ、蠟纐アリ、後世之ヲ卷染括染、又ハ絞（シボリ）ナド云ヒテ、頗ル巧妙ナルモノヲ出スニ至レリ、形付モ古クヨリアリシガ、徳川時代ニ及ビテハ、友禪、小絞等亦麗妙ノモノ多ク出デタリ、

織物ヲ練リ、又之ヲ張リ、之ヲ打ッ等ノ術アリ、又蠟引アリ、今因ミニ篇末ニ附載ス、

〔和爾雅三人物〕染匠（ソメドノ工）（染人、染工並同、）

〔易林本節用集〕染物

〔京都土産〕染物　地染は水にもよるか、藍色等別て見事なり、緋板〆等、手際も宜敷、直段も下直なり、其内紅染司は烏丸上長者町小紅屋和泉掾、室町丸太町上中村屋善兵衞等、其染物師は、四條

職司
工人

室町西折鍵屋作兵衛、同長刀鉾町飛驒屋藤兵衛抔、別而宜敷趣なり、扨又萬染物悉皆といふ看板所々に見ゆ、右は藍染等之一色にあらず、形付摸様等、ことぐ〳〵く皆染るといふ看板之由なり、

〔運歩色葉集古〕紺屋　紺掻

〔雍州府志八古蹟〕悲田寺〇中略　如今紺屋爲染屋之通稱

〔人倫訓蒙圖彙六〕紺屋（こんや）　紋付品々色摸様を染る、當世茶屋染有、大夫染、吉長染等は別家にあり、これを染物屋といふ、又菅原染、うこんぞめ是をなす、

〔人倫重寶記〕むかしの砂牟羅、中比の正平、吉長、友禪ぞめ、今の世の遠山、夕暮、ぼかし染ハ、奥のえ、のぶすり、蜀江のにしきにもまさりて、次第に紺屋も上手になれり、

〔雍州府志七土產〕紅梅〇中略　染家謂臙脂屋、〇略中　又唐染、遲遲染、佐羅佐染、紫染、梅染、茶染、紺屋染、茶屋染、吉長染等、各有染之家、茜染幷紫染者、山科多染家、

〔令義解一職員〕織部司

正一人、掌織錦綾紬羅及雜染事、〇中略　染戸、

〔令集解四職員〕織部司

穴云、雜染謂織所染物也、伴跡云、隨用此司受糸雜染耳、內染司爲供御也、然則此司在染戸、廣絁布等染耳、撿跡記無此文、〇略中　古記云、別記云、〇略中　緋染七十戸、役日無限、染絁無定、爲品部取調免徭役、藍染卅三戸、倭國廿九戸、近江國四戸、二戸出女三人役、餘戸每丁令採薪、爲品部免調役、以上釋無別耳、織手等一二人在司上、多在國織進耳、

〔令義解一職員〕內染司謂此司無駈使丁者、以官奴婢充、丁

正一人、掌供御雜染之屬、佑一人、令史一人、染師二人、使部六人、直丁一人、

〔令集解五職員〕內染司

釋云、以官奴婢充駈使丁也、古記與釋同、伴云、古記云、此條內字者織部司職掌雜染事、故有內字耳、

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

停止幷減定諸司等才長上事〇中略

縫殿寮　染師二員　右並停止〇中略

以前被右大臣宣偁、奉勅、件司等才長上數停止幷減定如件、永爲恒例、

大同三年十二月十五日

〔延喜式十五內藏〕雜染〇中略

紫染綾一百疋〇中略

右每年起二月一日至五月卅日、依件染畢、以寮仕丁充駈使、其染手二人各給橡帛衣一領、別丈三調布袴一腰、別七尺褌一條、別六尺染女四人各橡帛衣一領、襷一條、長並同上藍染綾一百疋〇中略

右每年起六月一日至八月卅日染畢、亦以仕丁充駈使、其命婦以下駈使以上各賜祿、總調綿五十屯、供事藏部十人、染手一人、各給佐渡布衫一領、別二丈七尺染女六人、各調布衫一領、別一丈六尺襷一條、條別六尺仕丁二人商布衫一領、別段

〔享祿本類聚三代格十八〕太政官符〇中略

衛卒二百人

右同前〇大宰府奏狀偁、此府者、九國二島之所輻湊、夷民往來、盜賊無時、追捕拷掠可有其備、加以兵馬廿疋、飼丁草丁、貢上染物所、作紙所、大野城修理等、舊例皆以兵士宛、今商量、置此二百人、充件雜役、以年相替、免調庸、及給粮鹽資丁一同仕丁〇中略

天長三年十一月三日

紺掻

〔拾芥抄 中末 諸名所〕染殿 正親町北、京極西二丁忠仁公家、或本、染殿清和院同所、

〔倭訓栞 中編十二〕そめどの　染殿也、禁中にあり、絹布を染る所なり、染屋形とも見えたり、〇中略

染殿井は當麻寺にあり、

〔空穗物語 吹上之上〕これはそめどのゝ、ごたち十人ばかり、女こども廿人ばかり、おほきなるかなへたてゝ、そめくさ色々ににる、だいどもにだにすへで、手ごとに物どもすへたり、ふねどもにめのこどもをりたちて、そめくさあらへり、

〔吾妻鏡 十五〕建久六年七月廿八日庚戌、武藏國染殿別當事、被仰付村安房上野局、

〔吾妻鏡 十八〕建仁三年十二月十三日丁未、武藏國染殿別當、幕下將軍御計、以上野局爲其職云云、

〔吾妻鏡 二十六〕貞應二年四月九日、以女房上野局被補染殿別當職云云、

〔天保十一年武鑑〕御染物師　かんだ代地　九軒町　加賀屋彌三郎

〔下學集 人倫〕紺掻（コンカキ）

〔撮壤集 中衛藝〕紺掻（コウカキ）

〔庭訓往來〕可招居輩者、〇中略紺掻、染殿、

〔倭訓栞 中編八 古〕かうがき　紺掻也、職人歌合に見ゆ、今もこうやといへり、紺は藍を掻たてゝ、染るもの也、庭訓に村紺掻も見えたり、紺を染るをりきするといふは、西國の通語也、力を出して染るもの故成べし、

〔嬉遊笑覽 二上 服飾〕紺かきなどの職は、昔は皆女なり、職人歌合などはさらなり、いと近く貞享元祿までも女か有しは、人倫訓蒙圖彙にも女を畫けり、またむかしは、紺屋にはさま〴〵のそめせざりしなるべし、

〔源平盛衰記 十九〕義朝首出獄事

彼首〇源義朝ハ東ノ獄門ノ前ノ樗木ニ係タリケルヲ、紺五郎ト云紺掻ノ有ケルガ、下野守〇義朝在生ノ時ハ、折々ニ參リテ、深ク憑申ケレバ、不便ノ者ニ被思ケルガ、其情ヲ忘レズ、〇略紺五郎申給テ、左ノ獄門ノ乾ノ角ニ墓ヲ築テ埋タリケルヲ、〇下略

〔管見記〕正和四年四月廿五日、日吉神社造替事、

大宮〇中略茜染〇西顧紅染〇四條紺掻〇尼蓮心

聖眞子〇中略茜染淨圓紅染四條紺掻宗延

客人〇中略茜染淨圓紅染四條紺掻上野

〔甲斐國志 百一 人物〕町方諸職人勤方

一紺屋屋敷六十七軒、新紺屋町四十三戸、元城屋町一戸、竪町一戸、久保町二戸、疊町壹戸、元三日町二戸、西青沼町八戸、横近習町二戸、上一條町二戸、合六十七、

諸役免許ナリ、新紺屋町與兵衞所藏武田家ノ印章三通、

朱印　追而召使之者共も、可爲同前者也、

尾張紺屋番子、他所へ不出候同役等、一切令免許者也、仍而如件、

天文十八年乙酉十一月十八日　田村孫七〇二通略

〔慶長見聞集 八〕雲藏こつじきの事

見しは今、雲藏と云若き者、江戸町に有けるが、神田町の眞行寺と云寺へ行、住持に逢て云けるは、それがし親こんかきにて身上かたのごとく送りしが、三年已前に死わかれ、家跡職請取こんやを仕候が、いやしきわざにて心にそまず、〇下略

〔天保十一年武鑑〕御紺屋　北こんや丁　土屋五郎左衞門　神田明神下同ぼう丁　土屋內藏助

〔諸問屋再興調 二〕乍恐以書付奉願上候

一御府内紺屋拾壹組總代、壹番組之内南紺屋町家主彌兵衛、筑波町市五郎店松五郎、瀧山町芳吉店清右衛門煩ニ付代直太郎、上槇町彦兵衛店利右衛門、數寄屋町茂兵衛店藤兵衛、一同奉申上候、私共家業紺屋之儀者、享保六年丑十一月中、大岡越前守樣御勤役之節、御府内紺屋拾壹組ニ御定被下置、御法度被仰付候ニ付、一同堅相守、尤藍瓶役錢是迄無滯相納、數年來家業永續仕、冥加至極難有仕合奉存候、然ル處去丑年諸組合停止被仰付候ニ付、相愼罷在候處、今般仲間組合再興被仰出候ニ付、何卒以御慈悲享保度之通、私共仲間取極申度奉願上候、尤御停止後、新規同渡世相始候者數多有之候得共、先々御觸之趣も不相辨候哉、猥ヶ間敷儀有之候間、享保度被仰渡候通、拾壹組仲間取極、取締方行屆候樣仕度候間、何卒格別之以御慈悲、御聞濟被成下置候樣、偏ニ奉願上候、以上、

嘉永四辛亥年十月

町年寄衆　御役所樣

御府内紺屋總代
南紺屋町家主　願人　彌兵衛印〇下四人略

起立相改、慥成書附有之候
ハヾ、取調可申聞候、

五印
附札

〔人倫重寶記〕紺屋の明後日（アサツテ）と名にたちて、詐（ウソ）つく事の世話に引るゝも、うたてな事也、たしなみ給へ、

〔京都御役所向大概覺書二〕洛中洛外藍染屋之事

一家數貳百三拾貳軒　但正德六申年改

内　貳百拾五軒　拾七軒　洛中　洛外

〔雍州府志八古蹟〕悲田寺　凡所在洛内外之紺屋、以藍汁染衣服者、號青屋（アヲ）、又稱藍屋、如今紺屋爲染屋之通稱、其中青屋、元穢多之種類也、

〔秇苑日渉三〕屠兒〇藍染家中略

如浴肆藍染家、亦比之屠戸、

〔人倫訓蒙圖彙六〕紅師（もみし）　紅粉屋（べにや）にこれをそむる

〔人倫訓蒙圖彙六〕紫師　此紫染一種これをなす、中にも上京石川屋其名高し、茜は山科名物也、又江戸紫の家、油小路四條の下にあり、

紅師
紫師

〔江戸總鹿子五〕諸職諸商人有所

紫染や　本町貳丁目　芝增上寺片門前、其外所々に有之といへども、此所多有之、

〔諸問屋再興調三〕寛政八辰年八月十五日

紫染屋共拾二人之内、茂兵衛江里紫根問屋被仰付候儀、年番名主共江申渡寫、

申渡

元濱町家主　茂兵衛
本銀町二丁目清吉店〇中略　次兵衛

其方共願出候は、數年來紫染物渡世致し罷在候處、紫染草出方之義は、地廻リ近在ニ而作出し候を里根と唱へ、一ヶ年作出し俵數、凡二千俵程ヅヽも出來之内、元方百姓共より時之相場を以買受、家業致來候處、近年右染草出方荷數少ク相成、年々高直ニ相成、右ニ准じ、紫染賃も引合不申候ニ付、自ラニ高直ニ相成、一體紫作出之俵數ハ、先年之通出來致候得共、近來外商賣人共、紫根作出し元方へ罷越、仕入金等相渡、其上銘々直段糴上候而買取、他國江積送候故、自然と直段引立、品數少相成候ニ付高直ニ成、家業取續難澁ニ付、其方共仲間拾二人ニ而、里根出方引受問屋相願之、年年豐凶有增平均相場を以買受、仲間一ヶ年遣用程は見積り致し除ヶ置、餘計有之節は、他國より

注文申越候ハヾ、元直段ニ壹割之口錢取、賣渡遣、以前之通紫染直段も引下ゲ可申旨、尤爲冥加、公儀御染物不依何品、壹ヶ年金貳拾兩迄之御染物は無代ニ而染上差出し、右代金程之御用無之節は、壹ヶ年金二十兩之積を以金納可致旨相願候間、其筋相糺候處、奥州南部より出候紫根を山紫根と唱藥種屋共方ニ而、聊藥種ニ相用候品之由、里紫根は元來其方共在方へ紫根差遣し、最初作初、追々近在ニ而作り覺、當時壹ヶ年凡二千俵程ヅヽも作出し、染草重ニ相用候由、勿論藥種屋方共ニ而も、差支候筋ニも不相聞候間、里紫根之儀は、以來往古之通、茂兵衞壹人問屋ト定、在方より不殘引受、外十壹人之者遣用者、元直段ニ而差遣、紫染屋共遣殘有之候節は、他國江遣候共、在方より引取候雜費計割懸ケ、紫根は元直段ニ而賣渡可遣、右ニ付御染物無代之冥加金不及差出、紫根望之節は、藥種問屋共藥種ニ相用候殘有之候ハヾ、元直段ニ而可買受、尤奥州南部より引取候運送賃ハ、割合を以て可差出遣、藥種屋共在方より引取候諸入用は、別ニ割合を以て可受取候、右之通申渡候上は、御用御染物は猶更之儀、一體之紫染代、是迄之半金にも引下可申候、

右被仰渡候趣、名主支配限、不洩樣申聞候樣組々可申繼旨被仰渡奉畏候、以上、

辰八月　　町年寄

〔諸問屋再興調、三〕再興　紫根問屋　紫染屋　取調申上候書付

此度問屋組合之儀、文化以前之通再興被仰付、現在人數を以、追々取調之內、左ニ申上候、

一紫根問屋　現在人數　拾六人

一紫染屋假組　同　拾　人

是者寛政八辰年紫染屋之內壹人、紫根問屋拾壹人は、紫染屋ニ而、名前帳町年寄江差出し候節、人數御定無之、增減町年寄方手限ニ而承屆來候處、丑年御改革之節御差止、

右は寛政度名前帳差出し候組合ニ御座候、其砌は元濱町家主茂兵衞壹人紫根問屋名前ニ有之候處、當時右問屋名目讓受候者無之、此度現在人數之者共在之より、紫根直引受仕來候趣、此度名主共書上候現在渡世人共、問屋再興被仰付可被下哉、名前之儀ハ、兼而被仰渡候通、私共方江取置、以來加入並名題替讓替等組合差添可願出旨申渡、且以後は町年寄手限承屆候義相改、外問屋向之通、其割々御內寄合ニ而伺之上進退可仕候、則差出候名前帳一袋二冊奉差上候、以上、

亥〇嘉永四年六月　　館市右衞門〇以下三人江戸町年寄　喜多村彦右衞門　樽藤左衞門

〔諸問屋再興調十九〕安政六未年七月　　中田鄕左衞門

紫根問屋　紫染屋　行事　本石町十軒店藤七地借　樽藤左衞門

紫染屋假組拾四人總代　新大坂町權兵衞地借　淺次郎外一人　與兵衞外壹人

紫根問屋紫染屋同假組　與唱度願調

未七月廿七日向方ゟ相談廻し　ヒレ付末ニ記ス　向方ゟ相談廻樽藤左衞門伺

紫根問屋紫染屋同假組　與唱度願之儀ニ付奉伺候書付

右之者共相願候は、去ル亥年〇嘉永四年組合再興被仰出候節、古來ゟ渡世仕來候ものハ、紫根問屋紫染屋與申名目ニ而名前帳差出し、假組者、紫染屋假組與仕、名前帳差出し有之候處、右假組之もの

共、紫根直引受仕來候ニ付、問屋假組熟談之上、此度紫根問屋紫染屋行事、同假組之もの共連印相願之申候、右之通願出、熟談之上、名目唱替之義而已ニ有之、何之差支筋も相見不申、外問屋向之振合ニ付、願之通可被仰付候哉、依之差出候願書相添、此段奉伺候、以上、

未七月　　樽藤左衞門

向方ヒレ付

書面紫染屋假組之儀、紫根問屋紫染屋江及熟談、紫根直引受致し候上者、右問屋紫染屋假組與兩名相唱候而、振候儀も無御座候間、樽藤左衞門伺之通被仰渡可然哉ニ奉存候、

未七月　　秋山六藏（人略）下二

未八月四日差出

ヒレ付案

書面紫染屋假組之義、紫根直引受致し候上ハ、不相當之儀も無御座候間、御向方類役取調申上候通被仰渡可然哉ニ奉存候、

未八月　　萩野政七（人略）下三

茶染師

〔人倫訓蒙圖彙六〕茶染師　一切色々の茶、吉岡、檳榔子染等これをなす、室町一條の北に茶染師の名家あり、其外西洞院四條坊門より南にあり、

形付

〔諸問屋再興調十一〕紺屋共舊記之寫

一安永九子年八月、拾壹番組之内、深川坂本代地町長助店平兵衞與申紺屋、小紋形付渡世仕候者、近所同渡世紺屋江も無屆新規紺屋見世差出候、手近同所永代寺門前町太兵衞店忠七同所三十三間堂町半四郎店源助兩人之者共、渡世ニ差障り候ニ付、右平兵衞相手取、御月番牧野大隅守樣御番所へ、八月廿八日御訴訟申上、御裏書頂戴、直附御吟味ニ相成、右願書左之通、

乍恐以書付奉願上候

一紺屋仲間拾壹番組之内、行事深川永代寺門前町太兵衞店忠七、同所三拾三間堂町半四郎店源助奉申上候、私共仲ヶ間之儀ハ、大岡越前守樣御勤役之節被仰付候通、壹番組ゟ十一番組迄御定被下置候趣、急度相守居候、其節仲間一統申合置候、新規商賣仕候歟、又者宅替仕候共、仲ヶ間組合之者共江相談仕候而、近邊同渡世障り相成不申場所へ差出申候樣對談仕置候處、此度深川坂本町代地町長助店平兵衞與申者、仲ヶ間之者共江も相屆不申、新規紺屋差出商賣仕候ニ付、前々ゟ仲ヶ間定メ爲申聞候得共、一向承引不仕、商賣仕候ニ付、是迄有來候同所之内紺屋共、商賣も薄く渡世難相成、甚難儀至極仕候、依之以御慈悲右平兵衞儀被召出、近所障り相成不申場所江宅替仕候樣被爲仰付被下置候樣奉願上候、以上、

安永九子年八月廿八日

深川坂本町代地町長助店紺屋
平兵衞

右之通御願申上候得ハ、度々御吟味有之、年番大行事、幷十一番組行事共不殘被召出、御吟味有之候ニ付、仲間行事共一同、是迄仕來之趣申上候處、同年十二月廿七日、一件不殘被爲召出、牧野大隅守樣於御白洲御裁許相濟、左之通、

御裁許之寫

其方儀、（略）中右場所之行事幷同渡世之者江も不掛合、新規ニ紺屋相始候段、其方申分難立、障り無之之外場所ニ而渡世致候は格別、今般相始候紺屋渡世相止メ候樣可致候、

形彫

〔人倫訓蒙圖彙五〕形彫　一切染物の小紋紋所これをほり、染物や紺掻等これをもとむ、所々に住す、

染色染摸樣

〔伊呂波字類抄所疊字〕染色ソメイロ

〔八雲御抄三下雜物〕色　ゆるし紅紫歟　いまやう　あらぞめ　うづら　はすいろ（うつろひやすといへり）

にび　かものはいろ　口なし　青　赤　櫻　花　空　下　紅
紅　まふりて（ふりはへと云もまふりなり）　はす　うす　ゆふ　こぞめ　から
緑　ふか　あさ　わか　うつぼといふ物語にあり
紫　ゆはだ　わか　こ　うす
朱　まかにといふ
此外　あけ　くちば　口なし　山あひ　はなだ　もえぎ　しゐぞめなどいへり（是在二清輔抄一）

〔女重寶記五〕萬染色之名

藍海松茶（アキミルチヤ）　礪茶（トノチヤ）　黄唐茶　千齊茶　煤竹色　薄柿　晒柿（サレガキ）　濃柿（コガキ）　紗羅染　瑠璃紺　鳶色
空色　鶯茶　卵色　掲染（カチンゾメ）　麴塵染　萌黄　朽葉　媚茶　江戸茶　宗傳茶　憲法（吉岡染）　正平
染　友禪染　吉長染　千草染　菅原染　朧染　御所染　加賀染　萬年染　八文字屋染　檳（ビン）
榔子染（ラウジソメ）　縊染（クヽシソメ）　絞染　椛茶（カバチヤ）　暹羅染　鬱金染　鼠色　山鳩色　烏羽色　淺黄　花色　似紫（ニセムラサキ）
栗梅　澁　桃色　霜降染　苅草染（カリヤスゾメ）　檜皮色（ヒハダイロ）　鵜目返（ウノメカヘシ）　唐染

〔手鑑摸樣節用〕新古染色考説附色譜

眞紅　緋　あかね（或はすはう染、又まがひ紅ともいふ、）　花いろ（古名はなだいろ）　あさぎ（正名うすはなだ）　升花いろ（三升所好、濃き）
をのしめ花いろと云、　水淺黄（俗にのぞき色とも、又かめのぞきともいふ、）　そらいろ（又中いろと號は、花いろよりうすく、あさぎよりこきゆゑに、間のいろといふ心を）
唱ふるなり、　こん（古名深縹）　るりこん（一名からすばいろといふ）　紫（濃染）　あやめ（あゐがちたるをきゝやうといふ、赤みがちたるをあやめとと）
なふ、　紅碧（ベニトドリ）（俗にべにかけそらいろといふ）　紅かけ花いろ（古薄ふたあゐ）　こん桔梗（赤みがちたるをこん藤いろといふ）　ふぢいろ（あゐ）
ふぢ、紅ふぢの二種あり、　うこん（そこにあかみなきを黄染といふ）　銀すゝ竹（一説に宗佐所好といふ）　山ぶき茶（古名支子染）　しら茶（おりいろ、）
染いろの差別により、濃薄の二種あり、　黄茶（應永年中、蘭茶といふ、世の人蘭と亂の聲あひにたるをいみて、もちゐざるよし、よつて今らん茶の名たえたり、）　玉子（古名あさぎ）
びわ茶（俗にかはらけいろといふ）　くろ（上品をびんらうじぞめといふ、下ぞめあさぎなるを吉岡染といふ、）　黑とび　こげ茶　くろ茶（一名

けんぼういろ）　黑紅梅（古名濃二藍、俗にくろべに、）　せん茶いろ　かちん（俗にこんけしといふ、あるひは□染、又かついろと云は別種也、）　とび
いろ（古名ひはだいろ）　すゝ竹　くり梅（當時通稱しくわん茶といふは、此いろとゑんしう茶の中間を染たり、）　くりかは茶（往古の烏皮（クリカハ）は、くろかはいろといへる事にて、今いふ八わた黑に同じ、）　ひごすゝ竹　百鹽茶　丁子茶（香染ともいふ）　赤紅梅　もゝいろ（本説うすこうばい）
ときは色（一名しのめいろ）　櫻色　あらひ柿（又薄かうじといふ）　紅かば（一名紅かうじ、俗に紅うこんと云、）　しやれ柿（或はうすがき）
かきいろ　かばちや（天和のころ、そうてんがらちやの名ありて、一時の流行たり、）　紅とび　やまと柿　ときがら茶　照
柿（丹土染、古名くちばいろ、）　遠州茶（元おりものゝ地いろにして、小堀遠州侯のこのみ給ふところと云、）　黄雀茶（古名きはちぞめ）　もえぎ（古名みどり）
松葉色（古名とくさいろ、寛政年中、あゐびろうどの名ありて、一時の流行たり、）　せいさい茶（當世さわらびと號）　あゐみる茶　みる色（俗にこん）
びらうと云）　鐵おなんど　藍墨茶（根津權現のさいれいのせつ、淺草にて三右衛門助七なんど爭ろんのなりから、そうはうわだんとゝのひたるしうぎにとて、この）
いろをあらたにそめさせ著そろへたりしより、あゐすみ茶の名こゝにはじまれり、　ひわもえぎ（古名淺みどり）　ひわ茶（古名をみなへし、鶯茶ともいふ、）　と
くさいろ（一名青茶）　ぬれば色（或は青竹いろともいふ）　柳ねずみ（俗に豆がら茶）　草柳（當世通名梅幸茶）　笹の青（一名しら花いろ）
うら柳（古名青色）　利休茶（千家に見るところ、當代通用の色目に反す、いづれが是か非歟、）　勝軍色（カツイロ）（一名ぬるでなんどとも、又ゑぶりいろともいふ、）　沈香茶（トノチヤ）
あゐとの茶　御召茶　御召おなんど　柳すゝ竹　ねずみ（古名にぶいろ、こきつるばみ染といふ、）　こい鼠（俗にどぶ）
ねずみと云）　あゐねずみ　紅ねずみ　あゐなまかべ　生壁ねずみ　みなと鼠（此ごろ流行して、深川ねずみといふ、）
藤ねずみ　はと羽鼠　藤すゝ竹　ぶどう鼠（古名えびぞめ、薄葡萄、葡萄の二種あり、）　紅けし鼠（古名くろがき）　おなん
ど　あゐおなんど　紅みなと　いは井茶　ろかう茶　こび茶　藍こび茶（一名りくわん茶）　きみる
茶　高麗なんど　威光茶（或は柳茶とも云）　水がき（俗にときあさぎ）　桑茶　錫色（又當世ぎん鼠といふ）　柿兼房色（カキケンボウ）
紅ひわいろ

〔女重寶記一〕染樣の事

女中の衣裝そめやうは、うへ〳〵方は、むかしが今にかはる事もなく、地あか、地白のぬひはく入、段子、繻珍、綸子、總がのこ、上代風にて、今の代にこれをきれば、屋敷がた、田舍風にて、京のかたにて

わらふ事なり、都の町風も時世にうつりかはりて、時々のはやりぞめも、五年か八年の間にみなすたり、中比の吉長の小色ぞめ、友禪ぞめの丸づくし、上京八文字屋ぞめの山みちす崎、下京ぞめのうちだしがのこ、今見ればはやふるめかしく初心なり、此ごろは地茶地白かたのもやう、やうやくはやり出たれども、これも又いつしかにすたるべし、時のはやりもやうは、大かた歌舞妓ゑばゐより出るなれば、これをこのみ著給ふも、破手にみえてあしゝ、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕衣食住記、享保初より天明に至る六十餘歳の人の記なり、男女衣服流行の染色悉くあり、今その大略を錄す、享保の頃は、小袖の仕立丈長からず、丸袖にて袖口にこよりはりがねを入て、芥子ぐゝりにゑやんと縫立、袖ぐり黑すみたる茶、ゆきは短し、染色は黑とび、黑こび茶、ぎんすゝ竹などなり、元文の頃、丈長く袖少し大く、御服袖口とて、針かず少く縫、ゆき長く黑袖べり、色は檳榔子、くり梅藍、みる茶、木賊色、寶曆の頃、袖口いよ〳〵ふとく、角袖にへり御納戸茶、身はゞ狹く、ふき女のふきの如し、染色は御納戸茶、千歳茶、すゝ竹なり、明和の頃より、袖口廣く袷の如し、染はるり紺、こんぎゝやう、藍鼠、花色、安永天明の頃は、身はゞ廣く、借著したるが如し、染色ひわ茶、紫とびなり、小紋縞さまざま、服の地合等繁多なれば悉く擧がたし、たゞ一二を記す、享保頃、小紋花色の櫻、ぼうふり、あられ、輪違ひ、安永天明の初にまた流行る、元文にあふぎや染、上代ぞめ、豐後綾、市松染、寶曆ごろ、入子稻妻、あられ萬字、南京染、そらさ染、明和の頃、古手がへし鹿子、安永天明、青茶小紋、菊多摺、その外織物さま〴〵、大かた此頃まで、郡内、丹後、八丈、上田の類なり、

〔萬金產業袋四京染仕入物〕染物、摠じて一切のもやう表を染物といふ、上の店上品、中店物中品、下京もの次物也、たけ四尺より四尺貳三寸五寸ぐらいまで、袖下貳尺ゟ貳尺貳三寸ぐらい迄、縮綿、紗綾、綸子類、地くろ、地紅、かの子上り縫入、縫なし、屋方風、町風、裾もやう、ゆふせん、すみ繪あがり、其外いろ品誠に數々多し、

〔古事記上〕其神主神○大國之嫡后須勢理毘賣命甚爲二嫉妬一故其日子遲神和備氏三字以レ音自二出雲將一レ上坐倭國而束裝立時、片御手者繫御馬之鞍、片御足踏二入其御鐙一而歌曰、奴婆多麻能久路岐美祁斯遠、麻都夫佐爾登理與曾比、淤岐都登理、牟那美流登岐、波多多藝母、許禮婆布佐波受幣都那美、曾邇奴岐宇母布佐波受幣都那美、曾邇奴袁宇氐、夜麻賀多爾麻岐斯阿多泥都岐、曾米紀賀斯流邇斯米許呂母遠、麻都夫佐邇、登理與曾比、淤岐都登理、牟那美流登岐、波多多藝母、許美許等、○下略

〔日本書紀二十孝德〕大化三年、是歲制二七色一十三階之冠一、一曰繡冠、有二大小二階一、○中略服色並同二織冠一、三曰紫冠、有二大小二階一、○中略服色用二淺紫一、四曰錦冠、有二大小二階一、○中略服色並用二緑一、○下略

〔日本書紀二十三持統〕七年正月壬辰、是日詔令二天下百姓一服二黃色衣、奴皂衣一、

〔令義解六衣服〕皇太子禮服○中略黃丹衣、○中略親王禮服一品○中略深紫衣、○中略深緑紗褶、○中略諸王禮服一位○中略深紫衣、○中略深緑紗褶、○中略諸臣禮服一位○中略深紫衣、○中略深緑紗褶、○中略二位以下五位以上、並淺紫衣、○中略三位以上淺紫衣四位深緋衣、五位淺緋衣、○中略朝服一品以下五位以上、並皂羅頭巾、衣色同二禮服一、○中略六位深緑衣、七位淺緑衣、八位深縹衣、初位淺縹衣、○中略

制服无位謂庶人服亦同也皆皂縵頭巾、黃袍、○中略家人奴婢橡墨衣、○謂橡、櫟木實也、以レ橡染俗云二橡衣一也、○中略

凡服色、白、黃丹、紫、蘇方、緋、紅、黃、橡、纁、蒲萄、謂纈者三染緋也、蒲萄者、紫色之最淺者也、緑、紺、縹、桑黃、摺衣、蔡、柴、橡、墨、如此之屬、

當色以下各兼得服之、

〔書言字考節用集六服食〕黃櫨染（ハジワメ）　黃櫨染（クハウロゼン）天子御服、黃青色、

〔飾抄上〕一袍

麴塵　天子常着御、稱黃櫨染、

〔內安錄〕一山鳩は繪にて見る計なるに、越前屋彥四郎本郷一丁目の飼鳥を見て、珍敷ものと思ひしに、桑山修理が咄には、修理の知行大和國にては食物にするよしを聞けり、石淸水臨時祭後度の出御、桐竹鳳凰の御袍を遙拜し、極藺の袍を見れば、いかにも山鳩色とは、よく名付たると思はる、又肥前大村領民家の庭に、山鳩色なるものを笊に入て並べたるを見、何ぞと尋しに、醬油の麴也といふ、麴塵の色奇妙也、越前屋の飼鳥、大村領の麴を見て、漸發明せしはをかしかりき、關東もの衣文などをものしり顏にいふは、僻事多かるべし、

〔貞丈雜記五裝束〕一蒲萄染（エビゾメ）の事、○中略按紫色ハ、今世京紫と云色也、葡萄ハ今世江戸紫ト云色也、草花ノ色ニタトヘテ云ハヾ、花菖蒲（アヤメ）ノ花ハ紫也、杜若（カキツバタ）ノ花ハ蒲萄（エビイロ）色なり、京紫ハ赤氣がちなり、江戸紫ハ青氣がち也、蒲萄の事を今ハぶだうと云也、ぶだうの實は紫色なる故、紫色をえびぞめと云ふ也、濃紫（コムラサキ）ハ色黑し、是ハ一位の人の袍の色也、是ハ禁色とて、二位以下の人著る事禁制也、二位三位の人ハ、淺紫の袍を著す、此淺紫と云ハ黑からず、常に紫と云色にて、中紫の事也、右の淺紫よりもいろ薄き紫をえび染と云也、山家百首、水邊杜若といふ題を、源仲正のよめる、たれかすむ山下水のかきつばたむべえびぞめの色に咲けり、

〔羽倉考二〕衣色目愚考三條

緋與紅之分別幷赤キ色數品各別之事

緋ハ茜ヲ以テ染メ、紅ハ紅花ヲ以テ染ル事、延喜縫殿寮式ニ見エタレバ、差別分明ナリ、然ルニ中古ニ至リテ、緋ノ衣ヲ染ルニ、外記史等ハ紅ヲ用フル由、岷江入楚ニ見エタリ、然レドモ紅ヲ以テ染タラバ、緋ノ衣トハ云ベカラズ、紅ノ衣ト云ベシ、令ノ時ノ制ニ據レバ、緋ノ衣ヲ著ル者ハ、紅ノ衣ヲモ著ル事ヲ得ル故ニ、緋ノ衣ノ代ニ紅ノ衣ヲ用ヒタルナルベシ、凡赤キ色ノ中ニ、深蘇芳、中蘇芳、淺蘇芳、深緋、淺緋、韓紅、中紅、退紅、赬、纁、赤白ノ橡、樺、紅梅等ノ品アリ、先蘇芳ハ令ノ時淺深ノ別見エズ、式ニ三等ノ染法アリ、皆蘇芳ノ木ヲ以テ染ム、其深蘇芳ニハ帛一匹ヲ染ルニ大十兩ヲ用ヒ、中蘇芳ニハ大六兩ヲ用ヒ、淺蘇芳ニハ小三兩ヲ用フ、又緋ハ令ヨリ淺深ノ別アリ、式ノ染法、深緋ニハ帛一匹ヲ染ルニ、茜大廿五斤、紫草廿三斤ヲ用ヒ、淺緋ニハ茜大廿五斤バカリヲ用ヒテ紫草ヲ用ヒズ、又紅ハ令ノ時淺深ノ別見エズ、式ニ三等ノ染法アリ、皆紅花ヲ以テ染ム、其韓紅ニハ帛一匹ヲ染ルニ大六斤ヲ用ヒ、中紅ニハ貲布一端ヲ染ルニ大一斤四兩ヲ用ヒ、退紅ニハ帛一匹ヲ染ルニ小八兩ヲ用フ、又赬ハ二度染タル紅ナリ、爾雅ニ再染謂之赬、郭璞註ニ染赤トアリ、但本朝此色ヲ用フル事イマダ見及バズ、又纁ハ衣服令ニ出ヅ、三度染タル紅ナリ、爾雅ニ三染謂之纁トアリ、令ノ義解ニモ三染ノ義ヲ擧タリ、又赤白橡ハ令ニハ此名ナシ、式ニ染法アリ、帛一匹ヲ染ルニ黃櫨大七十斤、茜大五斤ヲ用フ、又樺ハ書典ニハイマダ見及バズ、當世染ル所別ニ一色アリ、令式ニハ見エズ、中古以來ノ裝束抄ニ紅梅ノ名アリ、但胡曹抄ニ紅ハ紅梅ヨリハ色濃ナリトアレバ、此紅梅ハ淺紅ノ類ナルベシ、赤キ色ノ大略如此シ、又朱、丹、縓、絳、深紅、淺紅、火色、今樣、聽シ色、赤色ノ類、緋紅等ト字ヲ別チ名ヲ異ニストイヘ共、別ニ此等ノ色アルニハアラズ、

〔貞丈雜記三小袖〕眞紅（シンク）と云は、まことのべにぞめと云事也、あかねなどにて、べに染の似せ物ある故、ほんの紅染と云事を眞紅と云、○中略

一ゆるし色と云は、紅の色を云也、深紅とて、紅の色をこく染て黑くなりたるは禁色也、禁色とは、平人の著る事を禁制せらるゝ也、其禁色に對して、常の紅染をゆるし色と云也、たれも著る事を

ゆるさる、心なり、

〔萬葉集十一古今相聞往來歌類〕寄物陳思

呉藍之八鹽乃衣朝旦馴者雖爲益希將見裳

〔政事要略六十七〕請禁深紅衣服奏議善清行

臣清行謹言、○中略臣伏見天安以往男女貴賤衣袴皆染以支子貞觀以來改以深紅之色當時號之曰火色轉相放口漸似緋纁亦號之曰焦色、○中略延喜七八年以後京師盛好此服朝雖施禁令更亦舒緩、較年以來彌增深濃其尤甚者以紅花廿斤染絹一疋錢一貫文今以廿斤染絹一疋則當用錢廿貫文此則中民二家之產也、○中略

延喜十七年十二月廿五日

參議從四位上守宮內卿三善朝臣清行

〔日本紀略一醍醐〕延喜十八年三月十九日壬辰仰檢非違使自來月一日可制止火色之由但以紅花大一斤爲染絹一疋之色給本樣又仰彈正臺、

〔參考保元物語一中〕官軍方々手分事

京師本杉原本鎌倉本並云、○中略基盛○安藝判官其日ハ一斤染ノ絹ニ京師本杉原本不載二一斤染絹一白襖ノ狩衣黒糸威ノ鎧ヲ著、○下略

〔安齋隨筆前編一〕一斤染　保元物語の異本に、安藝判官は、一斤染の絹に白青の狩衣と見えたり、一斤染とは、紅大一斤を以て一疋の絹を染たるを云、是れ様色なり、

〔山槐記〕治承三年三月三日辛酉、今日宇治一切經會也、○略下

〔書言字考節用集六食服〕紅梅染　今云黒紅

〔雍州府志七土產〕紅梅　以臙脂染絹帛是謂茂美染家謂臙脂屋近世有稱中紅者倭俗每物其善惡以

上中下稱之、此色不及本朝茂美故以中紅稱之、斯染色元是倣中華之方而臙脂加蘇枋木汁槐花等者也、其價廉而難辨眞假、

〔本朝世事談綺一衣服〕甚三紅

承應の頃京長者町桔梗屋甚三郎といふもの茜を以紅梅にひとしき色を染出す、又中紅と云、

〔貞丈雜記三小袖〕一遠江あかねと云事舊記にあり、遠江より出るあかね染の絹也色あかし茜と云草の根にて染る也、

〔筑前國續風土記二十七土產〕茜染物　穗波郡山口村に茜谷と云所有昔は此所にて茜を取て染或は豐後より茜を買來ても染ける寛文の末より穗波郡飯塚村にて染む其色鮮にして久を經ても變せず、

〔倭訓栞前編八〕くりぞめ　日本紀に皂をよめり涅染の義也くり色といふも同義也、

〔延喜式四十一彈正〕凡支子染深色可レ濫二黃丹一者不レ得二服用一、

〔法曹至要抄中禁制〕一黃丹事

彈正式云支子染深色可レ濫二黃丹一者不レ聽二服用一元慶五年十月十四日宣旨云支子染深色可レ濫二黃丹一者其色自今以後茜若紅交染支子者不レ論二淺深一宜レ加二制禁一者、

案之著二件色之時雖二禁制一重近來之作法或稱二歟冬色一著二用之一或號二黃朽葉色一著二用之一上下男女任レ意隨レ望亦無二禁制之一、

〔貞丈雜記三小袖〕一かげもえぎと云染色舊記にあり今とくさ色などと云類なるべし宗五一冊抜書に、かげもえぎと申て、こん屋にてそめ候、色々もんをつけて、もえぎくろみて染たる小袖にて候とあり、もえぎに黒みあらば、とくさ色の類なり、

〔貞丈雜記三小袖〕一加賀梅そめと云は、加賀國より出ル梅染の絹也梅染とは梅やゑぶと云物にて

染る也、赤き色に黄みある色也、

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

一公方樣御服と申は、織物（色御不定）紋白きあや、又は綾つむぎを、地を色々に染、御紋むらさきなどに付候、其外加賀梅染、又玄いなつむぎ、遠江あかねなどにて候、御うら前に申如くに候、

〔毛吹草三〕山城　梅染　加賀　黒梅染

〔守貞漫稿十九〕加賀染　加賀絹ノ無地黒染五所紋染ヲ專トス、五所紋、家々ノ定紋ニ係ラズ、立田川ニ楓、或ハ雪月花等、常ノ紋ノ大サニ種々ノ彩色染ニスル、男女羽折衣服ニモ用之、定紋モ求メニ應ジテ製之也、上輩士民往々用之ノミ、

高砂染　播ノ姫路等ニテ製之、縮緬、及紬、絹、木綿モ有之、二重形染ニテ色無定、濃淡ニ染、或ハ別色ノ濃淡モアリ、松ニ因アル形、或ハ尾上鐘ノ紋ヲ種々ニ摸染ス、蓋二重形ノ中ニ、松葉等種々小點ヲ列子描キ、二重トモニ形ニ除之、故ニ濃淡二色ト、小點ノ摸樣、白ニテ三色ノ形トナル、

〔神代餘波〕御納戸染といへるは、花色の黒みある色なりしを、近き頃は空色と淺黄との間色にて句ひかち色といふも、極上紺の濃く黒くなりたる色なり、さるを近年は空色と淺黄との間にて句ひやかならぬをいへり、さる物にあらず、紺に染て、臼にてつき、又そめて春き、いくたびも〳〵玄かすれば、黒くなりて、赤き光り出るものなり、かの夫木集に、播磨なる飾摩に作る藍畠のいつあながちの濃染をか見ん、飾摩なる市女がもてる褐布の色深くのみ人を戀ひつゝなど、こぞめともいふ色深くともあるにて、こき色なる事論に及ばず、むかしは黒染のうへに赤みを染て紛へたる事もありしを、今はその紛へ物をかちん染といひ、空色と淺黄との間色をかち染といひて、二色とするはをかしき事也、

〔貞丈雜記三小袖〕一かちん色と云ハ黒き色を云、古異國より褐布（カツフ）と云物を渡しけり、其色黒き色なりし故、黒色をかち色共かつ色とも云、褐の字をかつともかちともよむ故也、褐布ハ今の羅紗の類にて毛織也、かつともかちとも云を、勝負の勝と云事に取なして、昔ハ軍陣に專此色を用ひたりし也、かち色と云を、俗にかちんと云也、

一、或說に、古播磨國飾磨の里にて藍をこく染て、かち色にしたる染物を出しけり、古歌に、

我戀ハ玄かまのかちにあらね共あひそめてこそこさハ玄らるれ、とよめるを本として、婚禮には必かちん色を用ると云へり、舊記には軍陣に用る事ハ見えず、こき色なる故、婚禮に用るも相應なる事なれバ用べき事也、されども此色に限て必用ると云法ハなし、

〔武江年表八〕弘化四年丁未　革色といふ染色、石垣しぼりといふ染摸樣はやる、

〔守貞漫稿十九〕近年江戸ニ風流ナル一種ノ染物アリ、地縮緬、唐毛綿、金巾、木綿、紬、太リ紬等、種々地色、專ラ革色（菖蒲革色ナリ、綠ニ黒ヲ含ム色也、）種々ノ形ヲ染除キ、其摸樣ニ唐藍ト茶色ヲ交ヘ彩アリ、（專ラ此二彩ノミ他色ヲ交ズ）或ハ鼠色ノ彩モアリ、又地色藍ナル物モアリ、其摸樣形チ密ナラズ、自ラ筆意存シ染ル也、

〔染物重寶記〕茶ぞめ摠名に品ある事

とうせいちや　がまちや　てうじちや
ちや　もゝしほちや　すゝたけちや　てうせんすゝたけちや
右十色を濃ちやといふ
やなぎちや　うぐひす茶　白茶　すみるちや　すこぶちや
右五色を薄ちやといふ
からちや　きがらちや　むかしから茶　玄ゆすちや　くはちや
さうでんちや　こげちや　きやらちや　くりかはちや

右五色を灰汁茶といふ
あいみるちや　なんど茶　せんざい茶　御召茶　金いろちや　茶びろうど
右六色花いろに下染をする也
あをちや
右一色はちくさ色に下染をする也
ひはちや　あいこぶちや
右二色はうすあさぎに下染をし、又青柳ちやはこいあさぎに染る、
右十色ともに下染茶といふ也
紺とびは下染花色に染る　あいとび　中とび　あかとび　紫とび　黒とび　ひはたいろは下染なし
其外茶ぞめるいに、さま〴〵の品あれども、まぎらはしき色のぶんはえるさず、
〔安齋隨筆後編二〕香染　丁子染なり、丁子を濃く煎じ出して、其汁にて染めたるなり、是本式なり、然れども後には丁子を不用して似せ色を染也、今世俗に丁子茶と云色なり、源氏物語藤の裏葉の巻に、宰相殿は、ことし色ふかき御なほしぞ、丁子染のこがるゝまでしめり、こゝのあやなつかしきを云々、壺井義知が源氏裝束抄の頭書に、丁子染は香染とも云なり、或秘記曰、承元四年二月十四日、入夜仲基入道來談古事、知足院殿〇忠實藤原仰に著直衣、以丁子染たる香の帷子著之云々、
〔賤のをだ巻〕一衣類の色も其比〇實暦は丁子茶と云色流行出て、男女貴賤を論せず、賤者のひとつ布子さへ丁子茶に染て著たり、紙肩衣さへ其頃は丁子茶に染たりけり、
〔諢話浮世風呂三編下〕おいへとんだはなやかなお形さ、路考茶縮緬に一粒鹿子の黒裏で、〇下略
〔雍州府志七土産〕吉岡染　西洞院四條吉岡氏人、始染黒茶色、故謂吉岡染、倭俗毎事如法行之稱憲法、

斯染家吉岡祖、毎事如此、故世稱憲法染、此人得劒術、是稱吉岡流、而行于今也、
〔京すゞめ三〕けんばう染といふとかや、この町に住ければ町の名とす、
〔麓の花上〕憲法染
明暦萬治の頃、京西洞院四條吉岡憲房といふ者始て染る、吉岡染とも云ふ、此人劍術を得たり、一流を窮め門弟あまたあり、房を法にあらため、實名を以て法名とするといへる説、〇以上見本朝世事談綺　世みなこの説をもて云かりとす、思ふに毛吹草寛永十五年印本巻の四、山城名物をいへる條曰、吉岡染憲法染とあり、藥師通夜物語寛永二十年印本曰、りんずやさやに、羽二重をけんぼう染に數をして、この二つの證をもて思へば、寛永に既に憲法といへる名あるをもて、明暦頃に始れるといふ説のひがことなるをえるべし、邇言便蒙抄巻の中彩色門曰、憲法染黒茶のことなり、近頃憲法吉岡とて、兵術をもて世に鳴しもの有、此人始て染出せる故に、黒茶を憲法染とも、吉岡染ともいひならはせりとなり、世にいへる説の如くならば、吉岡憲法とこそいふべきを、さいはざるは、實名及法名にあらざるなり、
〔我衣〕寶暦五年ノ比ヨリ、江戸町々男女煤竹色ノ小袖ハヤル、羽織モ帷子ヒトヘ物、何レモ煤竹ナリ、
〔貞丈雜記三小袖〕村濃と云ハ、地をば薄くむらごと云ハ、紺色にて村濃をしたる也、濃き所の端々ハ煙のごとくはつす也、紫のむらごならばさきにして、所々にキ紫にするなり、地をうすむらすそごと云ハ、何色にても、上の方の色をうすくして、すその方をバ濃く染たるを云也、鎧の紅すそご紫すそごも右の心也、

〔本朝世事談綺衣服〕臙脂染

寛文のころ、上京祐乗坊の辻子紺屋新右衛門と云ものはじめて染る、此者箕面の富突に詣で、群集の中にて、一の富の札を拾ひ得たり、歓喜身にあまり、宅にかへる折から、初春の月色、古人千金にもかへじと云けんも、かゝる時をやと、行々ふと此染を工夫し染出す、世間甚賞して、大きに利を得て富貴す、辨天の加護による物か、箕面寺は、攝州豊島郡にあり、開山役小角彫刻の像一尺三寸の辨才天なり、毎年正月七日富修行す、是一の富也、

〔好色二代男五〕彼岸参りの女不思議

十八九なる大振袖の娘〇略中上には福縞絹を空色にして、墨繪の山水、朱印を紋に附けて、曙染の裏を、貝の口に紐合し帯に〇略下

〔武江年表七〕寛政十二年庚申　堆朱染衣類行はる

〔大和物語下〕そめどのゝ内侍といふいますかりけり、それをよし有のおとゞ〇右大臣源と申けるなん、ときゞ〳〵すみ給ける、物をよくし給ければ、御ぞどもをなんあづけさせ給けるに、あやどもをおほくつかはしたりければ、雲鳥のもんのあやをやそむべきと聞えたりしを、ともかくものたまはせねば、えなんつかうまつらぬ、さだめうけ給はらんと申奉りければ、おとゞ御返事に、

雲とりの綾の色をもおもほえず人をあひみで年のへぬれば、となむのたまへりける、

〔本朝世事談綺衣服〕御所染

寛永のころ、女院の御所にて好ませられ、おほくの絹を染させられ、宮女官女下つかたまでに賜る、此染京田舎にはやりて御所染と云、

〔萬金産業袋四夏物〕平御所染、地しろにして、總地はな色かたに、てり柿、黒がき、もえぎなどの小色を所々にいれ染る、ひがきに菊、龍田川等の形、これを上方にては地しろ染といふ、また右の小色な

しに染るもあり、あるひは形をねずみ、ふぎや染の類もあり、是等は近代の出来事なり、

〔一話一言十二〕池田氏筆記

一上代染ノコト、此染元來京高臺寺座敷天井ヲウツシタル也、初メノ名太閤染ト云、又高臺寺染ト云、後ニ上代染ト云シトゾ、右天井ハ角ナル細キ木ヲ四方ニ組ミ、赤青色々ニヌリタルモノ也、尤古風ナルモノナリ、

〔武江年表四〕元文五年庚申　石疊の染摸様はやる、市松形といふ、歌舞妓役者佐野川市松好みて著したるなり、

〔本朝世事談綺衣服〕千弥染

寛永のころ、中村千彌といふ芝居者、はじめて此染をきたり、むらさき色にして、大絞りにそめたる也、

〔松下庵隨筆〕染色の事

千彌染　女形中村千彌、享保二年江戸中村座へ下りし時、紫の大絞りの染羽織を仕著せに出したり、是を千彌染といふ、

〔柳亭記下〕千彌染

土佐掾正勝淨瑠璃、佐月十二段のうち、新染色上略　そまぬ人にもむね見る茶、そひふし染の川竹の、心をわけて木目染、アヽといふさへいさましき、禿名によるせん彌ぞめ、から染京べに、くち葉色云々、安永年間川柳點、暦摺、祖母さまの袖つゝ、ておく千彌染、廢れたるを知らず、孫女にゆづらんと思ふ、老女の情をいひしなり、

〔本朝世事談綺衣服〕伊豫染

備前の大守御好にてはじめて染る、御近習此染を著す、

〔武江年表七〕文化十四年丁丑　伊豫染といふ染物はやる（伊豫染とは、いよ簾に比したる名なるべし、）

〔諢話浮世風呂三編下〕おかべ　先刻通つた人も立派な事さ、髪が上方風で化粧まですつぱり上方さ、鼠色縮緬だつけが、伊豫染に黒裏さ、○中略そりやアさうと、一面に伊豫染だの、おいへアイサ、路考茶か、鼠か、伊豫染さ、みんな昔流行たさうだが段々流行返るのだ、おかべさうさ、染色も案じ盡す物だから、一人ひねつた人が有て、昔物を見付出すと、今の目には珍らしいから、サア能いはと云て、一人著い、二人著いして、流行出すのさ、玄かし丁子茶から見ては、今の鼠や、路考茶は、近頃の物だッサ、いよ染はよつぽど大むかしはやつた物だが、相かはらず廢らねへ居て、今又ずつと流行のださうさ、私等が内の婆さんが話したつけ、そりやア能いが、なせあんなに上方風を嬉しがるだらうか、氣がしれねへよ、

〔本朝世事談綺一衣服〕友泉染

友泉は繪師なり、かれが書所を摸して染たるなり、尤墨繪にて書たるも有、友泉は祇園町に住す、

〔麓の花上〕友禪染

今世に行はるゝ染に、友禪ばりとて、花草などに彩色せるをいふ、昔よりの說に、友禪は繪師なり、かれが書く所を寫し染たるなり、尤墨繪にかきたるも有などいへり、されど友禪染といへるは、草花の類を丸く玄たるなり、そは女重寶記卷の二曰、ゆうせん染とて竹を丸くし、或は梅が枝をまた小色ぞめ、友禪染の丸づくし伊勢家雜記卷の一、染やうのことをいへる條に曰、中頃の吉長のどかにして摸樣とするは、ゆうせんとやらん申せし畫師が書そめしを、衣服のもやうとしてゆうせん染と申なり、これこの文にて、友禪の丸もやうなることを玄るべし、貞享四年印本女用訓蒙圖彙卷の四に、丸もやうくさ〴〵を載せたり、そのかみ行はれたるを見るべし、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕花の丸盡しの摸樣を友禪染といふ、松落葉古今ぶしに、いなり參の振袖ゆかし、ゆふせんもやうでそんれハへ、又其頃の草子どもに、友禪がうき世繪の扇のことあまたみゆ、高平の春トが著したる粉本の縮圖の末に、友禪が畫あり、其說に云、友禪はその姓氏不詳、衣服扇面疊紙の繪をなす、都鄙遠近友禪摸樣といひならはす、布上に濃淡の繪具を施す、水に流し洗ふに、すこしも繪具の落ることなし、畫法の外に重寶を得たりといへり、又女用鑑に、こゝに友禪といふ繪法師ありけらし、一流を扇に書出せしかば、貴賤の男女喜悅の眉うるはしく、丹花の唇をほころばせり、是によりて衣服のひな形を作りて、呉服師に與へし由いへり、此說の如く、友禪は法師なれば、扇また疊紙などにはかきもすべし、衣服の上繪まではいかゞなり、衣服の畫は友禪が筆をまねて友禪もやうといひしなるべし、友禪が畫を見しに、天和貞享頃のさまなり、落款に鳳城東友禪齋筆とあり、

〔貞丈雜記三小袖〕一茶屋染之事、昔のあし手摸樣なり、たとへば、我見ても久しくなりぬ住吉の岸の姫松幾世經ぬらんと云歌を、歌繪になせば、我見ても久しくなりぬと云字を縫て、住吉の社のていを畫き染、岸の姫松と云字を縫て、松を畫き染るなるべし、茶屋辻とて、間々にかのこを入て畫き染たるもあり、ともにあし手もやうなるべし、

〔萬金產業袋四夏物〕茶屋染、中古は專ら此染を好みし、右のだて染より出たるもやうにて、多くは柿、あをらう、もえぎ等にて、細書仕たてのもやう、本土やなどいふは、誠に瀨戶物の南京の本渡りを見る如く、手をつくしたるそめやう、げにも至て玄ほらしきもやうがらなり、玄かし此頃は廢れり、

〔萬金產業袋四夏物〕平伊達染、覆ひ紙付にせず、地白、地淺黃薄柿にして、友善と茶屋染との間のもやうなり、これ古代より公家武家の用ひらるゝ所、かきあいらうの細がき入、翠簾のかうほね、玄の

ぶにあみ笠、梅にもじ入等の類のもやう、いかにも尋常に香車なるを詮とす、

〔賤のをだ巻〕翁が享○森山竹馬の比○享頃ハ、扇屋染とて、丸く四角圍扇六角ひしなどに形を交へ、其中に花鳥唐草の類を色入にして、さま〴〵美しく染たり、子供の著べきものにて專ら用ひたり、多分絹也けり、貴賤共に子供は大分扇屋染也、今の板じめの類也、又横竪筋違に筋を立て、其内に玉を大小いくらも交へ染たるを、歌舞妓役者の中村傳九郎が著たりとて、傳九郎染といひ、石疊は若衆形の佐の川市松が著たりとて、市松と云ひ、うづまきは市村龜藏が著たりとて、龜藏小紋といふ、横に雨ふり是にいろ〳〵の筋を染たるを、嵐小六が著たりとて、小六染と云ふて、呉服屋者も多くかの染の品を持來りて、人々の最負最負に、其染をとゝのへ用ひたり、

其品々の流行して後は、餘り誰もめにとめず、親和染とて唐様書の三井孫之允興カが筆跡をうつして、からやうをちらし、篆書などを交へて、親和染親和は實名其子親孝とて、ことの外流行たり、安永明和の比なるべし、

〔名家略傳〕和泉屋甚助

和泉屋甚助一號を太申といへり○略中

美成云、太申もとより文學にうとかりしかば、文雅に虚名を求むといへども、さては芳を千載に傳へんことの難きを去りて、せめては臭を万世に遺さんとの微意にや、太申の名を弘めたき餘りに、太申染といふを作り出し、かねてなじみ通へる吉原の遊女巴屋の豊里といへるに著せ、錦繪といふものに、その染を著たるまゝの姿をゑがゝせ、または戯場にて中村傳九郎が衣裳にもあたへ、かくては太申染もあまねく世に弘まりしならんとおもひて、呉服屋の見せに行て、太申染やあると尋るに、その家なる手代、太申染といふ名をゑらず、いかなる形ぞといへるに、太申云、太申太申かくの如き紋なるよしいふに、そは世に傳九郎染と云ものとぞ答けるとかや、

〔松下庵隨筆〕傳九郎染　七代目中村勘三郎の弟、中村傳九郎が著たる大小の玉の摸様なり、

龜藏小紋　九代目市村羽左衛門、初め龜藏と呼しころ、著たる渦巻の摸様なり、

柏筵の壽の字摸様　二代目市川團十郎、正徳五年の春、中村座坂東一壽曾我の狂言に、曾我の五郎を勤め、虎屋永閑が淨瑠理にて、虚無僧の出の時著たる編笠と、壽の字の摸様なり、

暫の中形摸様　二代目市川團十郎より、しばらくの役に用ひ來りし鶴菱繋の摸様なり、此外團十郎は二代より八代まで、種々好の摸様ある中に、最も名高きものは福牡丹、○ぬ、三升格子、龍門の鯉、荒磯鯉、瓢箪摸様、三筋に蝙蝠、

〔守貞漫稿十九〕小紋ハ形染也、極細密ノ物ニテ、三都トモニ男子ハ社祢必ズ用之、夏ノ單羽折地、絽、絹、龍文ノ類用之、袷羽折ニモ與之島ヲ交ヘ用フ、又男女晴略ノ衣服ニシ、無地文付ノ下着ニハ、小紋ヲ專トス、

鮫小紋　圖ノ如ク○略縦横正列スルヲ行儀鮫ト云、亂レ連ルヲ亂レザメト云、行儀、亂通ジテ通シ小紋ト云、三都トモ用之コト前言ノ如クナリシガ、今ハ上下ニ用ヒテ羽折ニ用之稀也、京坂頃日廢シ、江戸ハ廢テ十餘年ヲ經、

大納言　此形江戸ニ用ヒズ、京坂モ天保初流布ス、大坂豪富加島屋某初テ專用之テヨリ行ル、故ニ一名加島屋小紋トモ云、

重ヲ菊　是ハ江戸ニテ天保中大ニ行ル、小點ヲ列ヲテ菊形トス、故ニ累菊ト云、又臼ノ目形、雷盆形、相似之タリ、是等ハ上下ニ用ヒズ、羽折ト男女ノ衣服ノミ、

臼ノ目　鮫小紋以下、地黒或ハ憲法色等茶モアリ、小紋白、或ハ鼠、又ハ淺木、又淡茶等、總テ地色濃、小紋淡色也、京坂先年ヨリ今ニ至リテ、小紋白、或ハ極淡色、其後漸クニ濃ク、今ハ地極濃キ色ニテ、小紋ワヅカニ淡ナル、遠見ニハ無地歟ト見ユルヲ流布トス、多ク

ハ地黒小紋濃鼠也、地黒小紋鼠ヲ三都トモニチヅミガヘシト云、

鮫、大納言形、累菊、臼ノ目、今ハ廢シテ不レ用之、今用定ル流布小紋無之、唯細密ノ小紋種々ヲ用フ、

〔小紋手鑑〕鱗がた　七寶形　あられ　伊豫すだれ　瀧　青海波　ぐり〳〵　きねがた　さや

がた　ねぢ梅　龜甲　立わく　いちまつ　菱形　杢目　千筋　折鷺　朽木形　あみ形　籠

目　さめ　將碁駒　矢筈　くつわ　瓢　やなぎ　櫻　紅葉　石竹　菊　わらび　てふ　千

鳥　しのぶ　笹　鶴　貝　茶筌

〔本朝世事談綺一衣服〕大久保小紋

大久保家の御召に、御好みありて染させられしゆへ名付、

〔本朝世事談綺一衣服〕遲羅染

遲羅は國の名也、日本より凡三千四百里と云、此國よりわたりたる染物を摸して、日本にて染る、又華布と云、中華より渡るを唐華布と云也、唐ざらさは洗へども文采落ず、和染は落る也、又和染を唐へわたすに、洗ふに文采落ず、よつて珍とすと云、唐染、唐にてはおつる也、其所の水による物なり、

〔人倫訓蒙圖彙六〕沙室師　沙羅紗、沙室、霜降等、これ別家なり、

○按ズルニ、更紗ノ事ハ、布篇ニ載セタリ、參看スベシ、

〔新撰字鏡頁〕纈（下列反、入、結レ帛以染得レ色也、由波太、

〔倭名類聚抄十五膠漆具〕革　說文云、革（古核反、和名加波、今案有二蘇枋革、黄櫨革、紫革等名一、纈讀二由波太一、是夾纈之纈字也、）獸皮去レ毛也、

〔箋注倭名類聚抄五細工具〕按波多、織機之名、古轉謂二布帛一爲二波多一、古事記裁赤幡神功紀千纈高纈訓二千千八多一、多加八多、天武紀羅訓二字須八多一、本書綺訓二加牟波多一、又訓二服部一爲二波登利一、織部之義也、由是由比之省、由波多謂レ結二布帛一染レ之爲レ文也、卽源氏物語關屋卷所レ言括染、今俗絞染是也、

〔倭名類聚抄十二錦綺〕夾纈　東宮切韻釋氏曰、纈（胡結反、夾纈此間云二加字介知一、）結帛爲レ文綵也、孫愐曰、纈之有二夾花一也、

〔箋注倭名類聚抄三錦綺〕纈訓二由波太一、見二細工具革條一、天智紀同訓、按演繁露引二唐語林一云、玄宗時柳婕妤妹適二趙氏一、性巧慧、使レ工鏤レ板爲二雜花象一之、而爲二夾纈一、因二婕妤生日一獻二王皇后一、上見而賞レ之、因勅二宮中一依レ樣製レ之、當時甚秘、後漸出徧二於天下一、夾纈又見二續日本後紀承和七年紀一、西宮記女裝束、扶桑略記、作二纈纈一、又按纈今俗呼二志保利一者、夾纈蓋今俗呼二板志米一者是也、

〔事物紀原十布帛雜事〕纈

事始曰、夾徹子造、二儀實錄曰、秦漢間有レ之、不レ知二何人造一、陳梁間貴賤通服レ之、

潘氏紀聞譚曰、唐代宗寶應二年、吳皇后將レ合二祔南宗陵一、啓二舊堂一、衣服繒綵如レ撮、染成二花鳥之狀一、玄宗柳婕妤妹適二趙氏一、性巧、因使レ工鏤レ板爲二雜花一、打爲二夾纈一、初獻二皇后一、一匹代宗賞レ之、勅二宮中一依レ樣製造、當時甚秘、後漸出徧二天下一、此似レ始爲二夾纈之制一也、

〔慧琳一切經音義五十〕攝大乘論二

衆纈賢結反、案纈以レ絲縛レ碧染レ之、解レ絲成レ文曰レ纈、今謂二西國有一レ淡蹙汁一、點レ之成レ纈、如二此方蠟點纈一也、

〔類聚名義抄六〕纈音頡　ユハタ　夾纈俗云カウケチ

〔伊呂波字類抄加雜物〕纈纈カウケツ亦作二夾纈一、結レ帛爲二文綵一也、〔同久雜物〕纈ク、リ

〔古今和歌集五〕二條の后の東宮のみやす所と申しける時に、御屏風に龍田川に紅葉流れたるかたを、かけりけるを題にてよめる、

業平朝臣

ちはやぶる神代もきかず立田川から紅にみづくゝるとは

〔古今和歌集打聞五〕河の面は紅のくゝり染の如く見えて、えもいはれず面白きけしきをみて、

いとめづらしき事ども有と云、神代の傳へにも、いまだ聞ぬと也、いと〳〵ほめたるあまり也、

後の說共は、河に散しきたる紅葉の下を、水のくゞりて流るゝを、紅に水のくゞるとよめりと

いへれど、紅は體なき物にて、それをくゞるとはいひがたし、或家の傳に、泳(クヾル)にあらず、絞(クヽル)也と云ぞよき、絞(クヽル)とは絹を紅のくゝり染にせし、それに見なせる也、六帖に、木葉皆から紅にくゝるとて霜のあやにもおきまさる哉、とよめるも、絞染なればこそ、霜のあやにもといへ、且此歌くゞるにあらぬ證は、水と云詞も見えず、よてくゝり染てふことを、よめると思定むべし、

〔運歩色葉集賀〕黄纈纈(クワウカウケツ)

〔尺素往來〕爲室内之飾、〇中略金襴、金紗、金羅、金段、段綿、段子、纈纈等之法被打敷、水引、

〔倭訓栞前編三十五〕ゆはた　纈纈をよめり、日本紀、和名抄に見ゆ、延喜式に夾纈とす、孫愐が說に、纈繒之有夾花也といへり、結機(ユフハタ)の義なるべし、延喜式に二目纈、三目纈と見えたり、源氏にいふくくりぞめ、今世のゑぼりぞめ是也、鹿子とじ、菊とぢとするは誤也といへり、ゆはだのきぬ、ゆはだのひもなどもよめり、柏木のゆはだ染てふ紫とよめるは、顯注に、柏木は兵衞也、彼府の太刀の緒は紫草也、和名抄に纈革ともありと見えたり、延喜式に衞府舍人刀緒、左兵衞深綠、右兵衞深綠纈と見えたり、新撰字鏡に纈をゆはたとよめり、東鑑に纈纈源五盛安あり、賴朝公常にいふ、吾首不斷者池殿之恩、吾髮不剃者盛安之忠と是也、

〔貞丈雜記三小袖〕一纈纈と云ハ、くゝし染の事也、今時ゑぼり染といふ物也、大ゑぼりを云なるべし、纈纈の二字を、きくとぢとよむハあやまり也、くゝしぞめとよむ字なり、

〔裝束色彙三〕纈纈

纈纈ノ二字、ユハタ、又ハクヽリゾメト訓ズ、字書ニモ纈繫繒染爲文也トアリ、今俗ニイフシボリ是ナリ、本ヨリ色ノ字ニハアラズ、

〔萬葉集十六有由緣雜歌〕昔有老翁、號曰竹取翁也、〇中略卽作歌一首幷短歌、

綠子之(ミドリコノ)、若子蚊見庭(ワクコガミニハ)、〇中略頸著之(ウナツキノ)、童子蚊見庭(ワラハガミニハ)、結幡之(ユフハタノ)、袂著衣(ソデツケコロモキシ)、服我矣(ワレヲ)、〇下略

〔萬葉集略解十六〕結幡は、結は纈、幡は機也、纈纈をゆはだといふは略也、ゆふはたといふぞ正しかる、絹布を糸もて結くゝりて染れば也、はたは機して織たるをすべていふ、

〔袖中抄十五〕ゆはだ

かしはぎのゆはだそむてふむらさきのあはんあはじははひのこゝろに

顯昭云、ゆはだとは纈字をよめり、〇中略纈字をば字書にくゝるともよめり、詩にも苔纈とつくれり、又纈纈と申も文に可付歟、黄纈纈といふは黄なるをいふ也、玉篇には絞の字をば斑也と訓せり、又かしはぎのゆはだそむてふむらさきのといふは、かしはぎとは、兵衞のつかさをいふ、かの府のたちのをは紫革也、〇下略

〔日本書紀二十七天智〕六年閏十一月丁酉、以錦十四匹、纈十九匹、〇中略賜椽磨〇耽羅國使等、

〔魏志三十東夷〕景初二年〇文帝六月、倭女王遣大夫難升米等、詣郡求詣天子朝獻、太守劉夏遣吏將送詣京都、其年十二月、詔書報倭女王曰、制詔親魏倭王卑彌呼、帶方太守劉夏遣使送汝大夫難升米、次使都市牛利、奉汝所獻男生口四人、女生口六人、斑布二匹二丈以到、

〔太平御覽八百十五布帛〕魏志曰、景初中、賜倭女王絳地交龍錦五疋、紺地勾文錦三疋、倭獻暴文雜錦二十疋、

〔令義解六衣服〕内親王禮服　一品、〇中略蘇方深淺紫綠纈裙、〇中略

内命婦禮服　一位、〇中略蘇方深淺紫綠纈裙、謂下條云、綠縹纈紕裙、此條无紕字、卽知五色交綵以爲纈文也、〇中略三位以上、淺紫衣、蘇方淺紫深淺綠纈裙、〇中略

朝服〇中略六位以下初位以上、〇中略衣色准男夫、〇中略縹纈紕裙、初位去纈、〇中略

制服　宮人、〇中略綠縹紺纈、謂三色纈各得特用、不得交色以爲纈、其不顯深淺者、卽得通服耳、

〔東大寺獻物帳〕山水夾纈屏風十二疊各六扇　高五尺　廣一尺八寸　碧絁背　染木畫帖　烏油釘　揩布袋

一疊面紫目交緣背紅夾纈緣緋絶接扇
一疊面背夾纈緣紅夾纈接扇
一疊面紫目交夾纈緣背夾纈緣緋絶接扇
一疊面背白橡臙纈緣緋絶接扇
一疊面紫目交臙纈緣背紅臙纈緣緋絶接扇
一疊面紫目交臙纈緣背夾纈緣緋絶接扇
一疊面夾纈緣背白橡臙纈緣緋絶接扇
一疊面紅臙纈緣背皂目交臙纈緣緋絶接扇
一疊面紅臙纈緣背滅紫臙纈緣緋絶接扇
一疊面夾纈緣背紅臙纈緣緋絶接扇
一疊面背夾纈緣紅臙纈接扇
一疊面紫目交臙纈緣背夾纈緣紅臙纈接扇

庵室草木鸛夾纈屛風七疊

各六扇　染木畫帖高五尺廣一尺八寸　烏油釘揩布袋　碧絶背

一疊面白橡目交臙纈緣背皂臙纈緣緋絶接扇
一疊面背夾纈緣緋絶接扇
一疊面紫目交臙纈緣背夾纈緣紅臙纈接扇
一疊面背白橡臙纈紅臙纈接扇
一疊面紫目交臙纈緣背夾纈緣緋絶接扇
一疊面背夾纈緣紅臙纈接扇
一疊面紫目交臙纈緣背夾纈緣緋絶接扇
一疊面夾纈緣背白橡臙纈緣緋絶接扇
○中略

鷹烏夾纈屛風四疊

各六扇　染木畫帖高五尺廣一尺八寸　烏油釘揩布袋　碧絶背

一疊面夾纈緣背紫目交臙纈緣緋絶接扇
一疊面山納緣背白橡臙纈緣緋絶接扇
一疊面背夾纈緣緋絶接扇
一疊面背夾纈緣紅臙纈接扇
一疊面夾纈緣背白橡臙纈緣緋絶接扇
一疊面紫臙纈緣背夾纈緣緋絶接扇

鷹鸛夾纈屛風一疊

六扇　高五尺廣一尺八寸　油釘　碧絶背　面夾纈緣背皂臙纈緣　染木畫帖烏揩布袋　緋絶接扇

一疊面背山納緣緋臙接扇
一疊面背夾纈緣緋臙接扇

古人鳥夾纈屛風四疊

各六扇　染木畫帖高五尺廣一尺八寸　烏油釘揩布袋　碧絶背

一疊面背滅紫臙纈緣緋絶接扇
一疊面紫臙纈緣背夾纈緣緋絶接扇
一疊面雲納綾緣背緋夾纈緣緋絶接扇
一疊面背夾纈緣紅臙纈接扇
一疊面紫山納背緋臙纈緣緋絶接扇
一疊面紫山納緣背緋臙纈緣緋絶接扇

鳥草夾纈屛風十疊

各六扇　染木畫帖高五尺　烏油釘　廣一尺八寸　揩布袋　碧絶背

一疊面紫臙纈緣背夾纈緣紅臙纈接扇
一疊面紫臙纈緣背夾纈緣紅臙纈接扇
一疊面背夾纈緣紅臙纈接扇

二疊並面背紫夾纈緣紅臕纈接扇
臕纈屛風十疊各六扇　高五尺五寸　廣一尺九寸　碧絽背　染木畫帖　漆鐵打揩布袋
一疊面背紅臕纈緣紫山納接扇
二疊並面背紅臕纈緣紫山納接扇
一疊面紅臕纈緣背青臕纈緣紫山納接扇
一疊面背青臕纈緣紫山納接扇
一疊面背緋臕纈緣紅臕纈接扇
二疊並面背緋臕纈緣紅臕纈接扇
一疊面紫臕纈緣背青臕纈緣紅臕纈接扇
一疊面背□臕纈緣接扇

〔法隆寺獻物帳〕御帶壹條略○中

右並盛漆革箱、又盛紅綠綱地高麗錦、淺綠臕纈裏袋、又綠地高麗錦、綠纈裏帊敷机、又羅夾纈單帊覆、二幅長六尺八寸

〔多度寺伽藍緣起〕押纈帶肆條各長一丈一尺四寸

〔皇大神宮儀式帳〕一月讀宮遷奉裝束○略中　青甲纈錦御衣四領長二尺

〔延喜式十四縫殿〕裁縫功程○略中

二目纈帛一疋、減一半　長功日十四人、中功日十七人、短功日廿人、

〔延喜式十四縫殿〕雜染用度○略中

纈帛一疋、藍半圍、黃蘗大二斤、

〔延喜式十五內藏〕諸祭幣帛○略中

鹿島香取祭○略中　物忌人別夾纈帛、淺綠帛、各三丈、已上寮物　紫纈帛三丈、○略中

使等裝束○略中　夾纈、紅臕纈、支子帛各一疋、○略中

枚岡社　夾纈絁三丈五尺○略中

奉諸陵幣○略中　夾纈臕纈帛、各二疋二丈、別各一丈四尺○中略　已上陵十所料○略中

夾纈臕纈帛、各一疋三丈八尺、別各一丈四尺○中略　已上墓七所料

〔江家次第正月〕大臣大饗

裝束略○中　鷹飼錦帽子　紫纈狩衣　白布袴

〔江家次第抄〕大臣家大饗

紫纈狩衣　括染也、大饗鷹飼括用事、雄括雌括アリ、大饗雄括也云々、

〔太平記十二〕千種殿幷文觀僧正奢侈事附解脫上人事

數百騎ヲ相隨ヘテ、內野北山邊ニ打出テ、追出犬、小鷹狩ニ日ヲ暮シ給フ、其衣裳ハ豹虎皮ヲ行縢ニ裁チ、金襴纈纈ヲ直垂ニ縫ヘリ、賤服貴服謂之僭上、僭上無禮國凶賊也ト、孔安國ガ誡ヲ不恥ケルコソウタテケレ、

〔貞丈雜記三小袖〕一とり染といふ染樣の事、眞鏡犬追物記に云、犬射素襖に、とり染とて、五色に細筋をおしよせにしぼり染にする事也云々、筋は横筋也、おしよせとは間をせばくする也、一あかとり染の事、古今著聞集にあかとり染の水干と云ことあり、赤色に細筋をおしよせて、しぼり染にしたるをいふなるべし、（右の犬射素襖のとりぞめに付て考たるなり）

〔古今著聞集十二後鳥羽院御時〕伊豫おふでらの嶋といふ所に、天竺の冠者といふもの有けり、○略かの冠者あかとりぞめの水干に、なつ毛のむかばきをはきて、○略下

〔世事百談〕手纈染

取染

斜に筋を染めたるを手綱染といひ、世俗に小六染などもいへり、正しくは取染といふが本名なり、諸書當用抄に手綱はとり染にいたし候、まづ手綱の先壹尺ばかり萌黄、それより一寸ほどづつ淺黄白萌黄に横筋をつけ染め候、腹帯同前、また弓馬聞書に、とり染手綱、本色尺定不五寸ばかり一色に染めて、又一寸づゝ段々に三つばかりいろ〳〵に染め候て、又五寸ばかり一色に染むるなり、色は何にてもくるしからず、このとり染めは、はれの時、軍陣のときならでは不用候、小笠原備前入道宗信傳なり、また上覽抄に、手綱はかちんにて、筋を一寸まだらに可付、これをとり染めといふと見えたり、かゝればもととり染めといふを、手綱にその染を用ふるからに手綱染とはいへり、さて小六染といふよしは、嵐小六といふ俳優の好みて、常にこの染を專ら用ひたれば、とり染をやがて小六染といひならはしたり、石疊を市松といふも、佐の川市松が好み用ひたる故なり、猶その色に、路考茶、大和柿の類もみな俳優より出でたり、すべて物の名の俗稱は、轉化してあらぬことになり行くこと少からず、

〔後は昔物語〕延享二丑か三寅かの顔見世かと覺ゆ、略〇中其時中村座へは嵐小六初下り也、〇中小六が野郎帽子の紫の所は、紅と草の汁とをかさねてすりて、むらさき色にこゞ付たる物なりき、奥村文角政信が繪かと覺ゆ、畫の上に書たる發句に、かほみせや鶴の巢ごもり小六染とあり、其時は鶴菱繁を小六染といふにやとおもひしが、後に思へば、玄ばらくの菱付の定式の形なり、其後左り卷を小六染と云そめて流行せしは、其翌年か翌々年か、いづれ乙〇乙恐丁誤卯の年なり、

〔守貞漫稿十九〕取り染　古名也、今俗京坂ニテダン〻〻ダラ染ト云、段斑ダンマダラノ略ナリ、江戸ニテ手綱染ト云、馬ノ手綱ニ多クアル形故也、

古ノ取染ハ數彩ヲ押寄セタル横節染ヲ云、今製モ數彩ナルモアレドモ、多クハ白地藍筋也、白ト藍ト同ジ大サニ横筋染也、

巻染

目結
鹿子

目染

〔貞丈雜記三小紬〕一まきぞめと云ハ、絹にても布にても何色にても染て後、巻たる緒をとけバ、巻たるあとは白くなる也、紅巻染の事、裝束の部に記ス、同事也、夫木抄に、家集藤花、源仲正の歌に、藤浪のよらはれぬればむらさきのまきぞめきたる松かとぞ見る云々、此歌の心、藤のつるが松によれて巻付き花さきたる體が、紫の巻ぞめの衣を著たる樣に見ゆる也、

〔倭訓栞前編三十二〕めぞめ　源氏に見ゆ、目染の義、今の鹿子などの類にや、江次第にも、齋王の事に目染裳見え、信範記に御厩舍人目染帷と見ゆ、

〔源氏物語三十八鈴虫〕花づくゑのおほひなど、をかしきめぞめもなつかしうきよからなるにほひそめつけられたる心ばえもなれぬさまなり、

〔西宮記臨時四〕女裝束　朝拜供奉女房、〇中略執翳、摺唐衣、比禮、目染裳、簪如常、

〔春記〕長暦三年十一月七日甲午、今日初御二朱雀一後南殿、〇中略女房八人在二御後一、今日内侍已下不レ簪、只著二目染裳一是例事也、

〔和漢三才圖會二十七絹布〕纐音結　夾纐　和名加牟宇介知　今云鹿子〇中略

按紅夾纐倍爾加古有二紫黒淺葱茶色數品一、細密結括纐、大者如二乳頭一、小者如二丁子頭一而染レ之、全無二空處一者名二摠纐一、俗云比多有二山水花鳥一者名二道虚一、如二麻文一者名二麻纐一、蓋麽皮文略似、故名二鹿子一、其地綾子爲レ上、紗綾、穀次レ之、

〔貞丈雜記三小紬〕一目結と云、其形如レ此、目の形の如く也、是を染るにハ、絹をつまみあげ、糸にて結て、染て後糸をとけバ、糸のあたりたる所ハ白く成て、右の如く目の樣になる故、目結と云也、右の目結の染物、白星まだらにありて、鹿の子の毛皮に似たる故、かのことも云也、かのこは鹿の子也、又佐々木氏の家の紋を、よつめゆひと云も、右の目ゆひを四ツ並べたる故四ツ目結と云也、〇略中

一しげめゆひとハ、滋目結と書く也、目結をしげく染たるを云也、滋目結の鎧直垂などゝ云ハ此事也、○略中

一目結（メユヒ）鹿子（カノコ）事、一物に非ず、伊勢貞順豹文書に二品に見えたり、目結（俗ニ云鹿ノ子ト云形ノ如ク體ニ染ルナリ、今ノコノ如クシテ、所々ニチラシ行義アラレノ如シ、鹿子（俗ニ云カノコノナルナラベテ染タルナリ、タトヘバツジガ花ノ如シ、染タルナリ、タトヘバツジガ花ノ如シ、共ニクゝシ染なれども、此差別あり、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕古へ衣にもやうをつくるは、くゝし、又は摺こみ板ぎめなどにて有しなり、くゝしは纐纈にて、今いふゑぼりなり、目ゆひとゝ云は鹿子なり、四ツ目の紋などゝ云は、四ツ目結なり、纐纈は、板じめにもしたるにや、事物紀原、纐纈と擧て、事始曰、夾纐徹子造、二儀實錄曰、秦漢間有之、不知何人造、陳梁間貴賤通服之、潘氏紀聞譚曰、唐代宗寶應二年、吳皇后將合祔肅宗陵、啓舊堂、衣服縉綵如撮染（ツカミソムル）成花鳥之狀、香祖筆記云、潘氏紀聞に、唐明皇柳婕妤妹適趙氏、性巧慧、鏤板爲雜花、打爲夾纐、代宗賞之、命宮中依樣製造とあれば、唐の時より板じめにもぎたるなり、又辻といひしは、つぢが花をそめし故なり、

〔守貞漫稿十九〕目結　昔ノメユヒト云ハ、今ノ京坂ニ云、有松絞リ、江戸ニ云、ムキミ絞リノ類歟、東海道鳴海驛西ニ有松村アリ、此邊多製之、其村賣之店數戸アリ、故ニ有松トモ、又ナルミシボリトモ、京坂ニテノ稱也、江戸ニテムキミ絞リト云ハ、蛤、バカ、アサリ等、殻ヲ去リタルヲ賣ル、是ヲムキミト云、此紋白地幽ニ藍色アルコト、ムキミ多ク器ニ盛ルノ形ニ似タリ故ニ名トス、又記號ニ四ツ目結、今俗略テ四ツ目ト云者乃チ昔ノ目結四ケヲ描キタル也、又木綿ニ目結シタルヲムキミ、或ハ有松絞リト云、縮緬ニ目結シタルヲ鹿子ト云ナルベシ、縮緬ノ鹿子絞リハ、緋ヲ專トシ、淺葱次ノ之、他色稀也、木綿絞リハ紺ヲ專トシ、他色無之、又鹿子ハ結糸ヲ解去レドモ、猶縮テ伸ビズ、木綿絞リハ聊縮タレドモ、大略ニ伸タリ、又鹿子ニモ數種アル歟、京坂ニテヒツタ鹿子ト云ハ、江戸ニ

有松絞

云總鹿子ナルベシ、全體ニ絞リテ、餘所ナキヲ云ナルベシ、

〔雍州府志七土產〕結（ユヒ）鹿子（カノコ）　凡以絲緊聚結絹帛爲紋、而後染所好之色、日乾後解其絲、則所期之紋現存、其跡如麛（カノコ）之皮紋、是總號鹿子（カノコ）目結（メユヒ）、一領衣服悉有此紋、謂總鹿子、所々有紋、謂村鹿子、是則婦人之業、而是稱鹿子結（ユヒ）此外摺繪、縫箔（ヌヒハク）、縫物（ヌヒモノ）、志保利染等、各有其家而存矣、

〔我衣〕寛文年中ニ至テハ、總鹿子ノ小袖ヲ著ス、地白綸子、或ハ紺緋紫ノ結鹿子總地ニセリ、

〔松下庵隨筆〕小大夫鹿子　貞享元祿の頃、伊藤小大夫といふ女形、江戸にて此鹿子を染させて著たり、京大坂にては、これを江戸鹿子といふ、

〔本朝世事談綺一衣服〕小大夫鹿子　貞享元祿のはじめ、伊藤小大夫といふかぶきもの、江戸にて此かのこぞめを著たり、江戸中に此そめかのこはやる、又京大坂にはやりて、江戸かのこと云、

大夫鹿子。

貞享のころ、京西洞院四條藤屋善右衞門と云もの始て染る、ゆひかのこのごとくに、紺屋形を以染るものなり、今以かたびらなど、麁相なるは此かのこなり、又結鹿子は、古來よりの物也、說文に纐纈、繫繒染爲文、

〔尾張志五〕有松纐木綿　有松村にてつくる、木綿をさらし、藍又紅等にてくゝり染をなし、いろ〳〵の文をなす、殊にうるはしく奇麗なれど、綿布のいやしきにより、高貴の人の用に備へがたし、されども當村東海道の筋なれば、旅人よく知りて傳ふる故、京江戸其外諸國にてもよく知りて、有松絞を名物とす、

〔尾張名所圖會前編愛智郡六〕有松纐纈記

纐纈之起也、其來久矣、奈良朝既染服御之物、和州龍田法隆寺中、今猶藏孝謙帝之褥云、又記于令式、

散見于六帖、古今諸歌選載錄不一、我尾張國有松里以是得名者、自慶長年間始、蓋竹田庄九郎之祖、自英比鄕移居有松、以此爲業、敬公〇德川義直受茅社入國、出迎獻采轡、公喜復其宅地、自是嗣公始入國、迎拜獻轡以爲常、子孫相承已二百年、其法逾精、其徒逾多、街衢相連、屋舍相接、戸々懸縐絹綿布、粲爛鮮麗、恰如花柳競媚楓菊駢列、行旅止步、買者不絕、〇中略　己未之夏　神野世猷文徽甫

〔東海道名所圖會三〕名産有松絞鳴海より壹里計り東にあり、細き木綿を風流に絞りて、紅藍に染て商ふ也、此市店十餘軒あり、旅行の人及び諸國へ商ふ、

板〆

〔守貞漫稿十九〕板ジメト云ハ、縮緬紅染ニモ、其他絹木綿トモニ紅藍何ニテモ製之、薄キ板ニ紋ヲ彫リ、縮メン以下固ク挾之ミ、染之ニ板形ノ如ク白ク染除ク也、蓋前ノ紙形ニ紺屋糊ヲ以テ染タル如ク、染後鮮ナラズ、八方ニ染色ニジミテ、又一種ヲナセリ、蓋紙形染ハ極細及二色染、其他自由ヲナス、板〆ハ唯一色ノ中形ノミ、

染法

〔七十一番歌合上〕四番　左　紺搔

壺こうの只一しほのそら色に光そへたる秋の夜の月

〔古今和歌集一春〕寛平の御時后の歌合によめる　源宗干朝臣

常盤なる松のみどりも春くれば今一しほの色まさりけり

〔古事記傳九〕八鹽折之酒、書紀に八醞酒（ヤシホヲリノサケ）と書り、醞は釀酒なりとも、久釀也とも字書に注せり、〇中略さて新撰字鏡に、酖、志保留とあり、酖は釀ノ俗字と見ゆ、さて釀は、說文に厚酒也と註せり、此に依らば、厚酒を造るを志保留とは云るにや、志保留は卽志本袁留の切（ツヾ）まりたる言にて、幾度も折返し釀意なるべし、さて物を絞ると云も、此より出たること、又物ノ色を染る度數を、一しほ二しほと云も、本ト同意にて、其は理を略る言ならむ、

〔爾雅註疏四釋器〕一染謂之縓、註、今之紅也、再染謂之赬、註、染赤、三染謂之纁、註、纁絳也、〇中略疏別衆色之名也、一染謂之縓者此述染絳法也、一染一入色名縓、今之紅也、

〔東北院職人歌合〕七番　左　紺搔

うとくなる人の心の花淺黃いくしほそめて色あがるらん

〔延喜式十四縫殿〕雜染用度

黃櫨綾一疋、櫨十四斤、蘇芳十一斤、酢二升、灰三斛、薪八荷、帛一疋、紫草十五斤、酢一升、灰一斛、薪四荷、黃丹綾一疋、紅花大十斤八兩、支子一斗二升、酢一斗、麩五升、藁四圍、薪一百八十斤、准生木所定、餘皆准此、帛一疋、紅花大七斤、支子九升、酢七升、麩四升、藁三圍、薪一百廿斤、羅一疋、用度同帛絲一絇、紅花大二斤八兩、支子三升、酢二升三合、麩二升、藁一圍、薪六十斤、

深紫綾一疋、綿紬、絲紬、東絁亦同、紫草卅斤、酢二升、灰二石、薪三百六十斤、帛一疋、紫草卅斤、酢一升、灰一石八斗、薪三百斤、羅一疋、紫草卅斤、酢一升、灰二石、薪三百斤、絞紗一疋、紫草十五斤、酢三合、灰四斗六升、薪一百廿斤、絲一絇、紫草十七斤、酢二合、灰二斗五升、薪六十斤、貲布一端、紫草五十斤、酢一升、灰一石二斗、薪二百卅斤、葛布一端、紫草廿三斤、酢二合、灰一斗七升、薪六十斤、

淺紫綾一疋、綿紬、絲紬、東絁亦同、紫草五斤、酢二升、灰五斗、薪六十斤、帛一疋、紫草五斤、酢一升五合、灰五斗、薪六十斤、羅一疋、用度同帛絞紗一疋、紫草五斤、酢六合、灰一斗二升、薪六十斤、纈帛一疋、紫草五斤、酢一升、灰二斗五升、薪六十斤、絲一絇、紫草五斤、酢三合、灰一斗、薪三十斤、貲布一端、紫草七斤、酢八合、灰一斗八升、薪六十斤、葛布一端、紫草七斤、酢六合、灰一斗五升、薪六十斤、

深滅紫綾一疋、紫草八斤、酢一升、灰一石、薪百廿斤、帛一疋、紫草八斤、酢一升、灰一石、薪百廿斤、絲一絇、紫草八斤、酢二合、灰三斗、薪九十斤、

中滅紫綾一疋、紫草八斤、酢八合、灰八斗、薪九十斤、帛一疋、紫草八斤、酢七合、灰七斗、薪九十斤、絲一絇、紫草七斤、酢一合、灰一斗五升、薪廿斤、

淺滅紫絲一絇、紫草一斤、灰一升、薪三斤、

深緋綾一疋、綿紬、絲紬、東絁亦同、茜大卅斤、紫草卅斤、米五升、灰三石、薪八百卅斤、帛一疋、茜大廿五斤、紫草廿三

斤、米四升、灰二石、薪六百斤、貲布一端、四丈、茜大十六斤、紫草十四斤、米三升、灰一石五斗、薪三百六十斤、
葛布一端、茜大七斤、米八合、灰四斗、薪九十斤、紫草七斤、
淺緋綾一疋、綿紬、東絁、貲布亦同、茜大卅斤、米五升、灰二石、薪三百六十斤、葛布一端、茜大十斤、米一升、灰四斗、薪九十斤、
深蘇芳綾一疋、蘇芳大一斤、酢八合、灰三斗、薪一百廿斤、帛一疋、蘇芳大十兩、酢七合、灰二斗、薪六十斤、絁一疋、蘇芳大十兩、酢七合、灰二斗、薪九十斤、帛一疋、蘇芳大六兩、酢三合、灰一斗五升、薪卅斤、
中蘇芳綾一疋、蘇芳大八兩、酢六合、灰二斗、薪六十斤、絁一疋、蘇芳大二兩、酢一合、灰五升、薪廿斤、
淺蘇芳綾一疋、蘇芳小五兩、酢一合、灰八升、薪六十斤、帛一疋、蘇芳小三兩、酢五勺、灰五升、薪卅斤、絁一疋、蘇芳小一兩、酢三勺、灰二升、薪廿斤、
蒲萄綾一疋、紫草三斤、酢一合、灰四升、薪卅斤、帛一疋、紫草一斤、酢一合、灰二升、薪卅斤、
韓紅花綾一疋、紅花大十斤、酢一斗、麩一斗、藁三圍、薪一百八十斤、帛一疋、紅花大六斤、酢六升、麩六升、絁一疋、紅花大四斤、酢四升、麩四升、藁二圍半、薪一百五十斤、紗一疋、紅花大二斤、酢二升、麩二升、藁大半圍、薪卅斤、絁一疋、紅花大一斤、酢七合、麩二升、藁半圍、薪卅斤、貲布一端、紅花大四斤、酢一升二合、藁一圍、薪六十斤、細布一端、紅花大五斤、酢六升、藁二圍、薪百五十斤、調布准此、
中紅花貲布一端、紅花大一斤四兩、酢八合、藁一圍、薪卅斤、
退紅帛一疋、紅花小八兩、酢一合、藁半圍、薪卅斤、絁一疋、紅花小二兩二分、酢三勺、藁小半圍、薪廿斤、細布一端、紅花大四兩、酢二合、藁半圍、薪卅斤、調布一端、紅花大十四兩、酢一合六勺、藁半圍、薪卅斤、
深支子綾一疋、紅花大十二兩、支子一斗、酢五合、藁半圍、薪卅斤、帛一疋、紅花大八兩、支子七升、酢四合、藁半圍、薪卅斤、絁一疋、紅花小一斤、支子三升、酢一合五勺、藁小半圍、薪廿斤、

黃支子綾一疋、支子一斗、薪卅斤、帛一疋、支子八升、薪廿斤、絁一絢、支子三升、薪廿斤、
淺支子綾一疋、支子二升、紅花小三兩、酢一合、藁半圍、薪卅斤、帛一疋、支子七合、紅花小一兩、酢五勺、藁小半圍、薪三斤、
橡綾一疋、東絁亦同、搗橡二斗五升、茜大二斤、灰七升、薪二百廿斤、絁一絢、搗橡六升、茜大六兩、灰二斗、薪卅斤、
赤白橡綾一疋、綿紬、絲紬、東絁亦同、黃櫨大九十斤、灰三石、茜大七斤、薪七百廿斤、帛一疋、黃櫨大七十斤、茜大五斤、灰二石、薪六百斤、絁一絢、黃櫨大五斤、灰一斗三升、茜大五兩、薪卅斤、貲布一端、黃櫨大十五斤、灰三斗五升、茜大一斤八兩、薪一百廿斤、
青白橡綾一疋、綿紬、絲紬、東絁亦同、苅安草大九十六斤、紫草六斤、灰三石、薪八百卅斤、帛一疋、苅安草大七十二斤、紫草四斤、灰二石、薪六百六十斤、絁一絢、苅安草大二斤、紫草一斤、灰七升、薪廿斤、貲布一端、苅安草大卅八斤、紫草五斤、灰一石一斗、薪六十斤、
深綠綾一疋、綿紬、絲紬、東絁亦同、藍十圍、苅安草大三斤、灰二斗、薪二百卅斤、帛一疋、貲布亦同、藍十圍、苅安草大二斤、灰一斗、薪一百廿斤、絲一絢、藍三圍、苅安草大九兩、薪六十斤、
中綠綾一疋、綿紬、絲紬、東絁亦同、藍六圍、黃蘗大二斤、薪九十斤、帛一疋、藍五圍、黃蘗大一斤八兩、薪卅斤、絲一絢、藍一圍、黃蘗大九兩、薪卅斤、
淺綠綾一疋、藍半圍、黃蘗二斤八兩、帛一疋、藍半圍、黃蘗大二斤、縞帛一疋、藍半圍、黃蘗大二斤、絲一絢、藍小半圍、黃蘗大二斤、
青綠帛一疋、藍四圍、黃蘗二斤、薪廿斤、
青淺綠絲一絢、黃淺綠亦同、藍小半圍、黃蘗八兩、
深縹綾一疋、藍十圍、薪一百廿斤、絲一絢、藍四圍、薪卅斤、貲布一端、乾藍二斗、

灰一斗、薪卅斤、

中縹綾一疋、藍七圍、薪九十斤、帛一疋、藍五圍、薪六十斤、絲一絇、藍二圍、薪卅斤、

次縹帛一疋、藍四圍、薪六十斤、絲一絇、藍一圍大半、薪廿斤、

淺縹綾一疋、藍一圍、薪卅斤、帛一疋、藍半圍、薪卅斤、絲一絇、藍大半圍、薪廿斤、

深藍色絲一絇、藍一圍小半、黃蘗十四兩、薪廿斤、

中藍色絲一絇、藍一圍、黃蘗十四兩、薪廿斤、

淺藍色綾一疋、藍半圍、黃蘗八兩、帛一疋、藍半圍、黃蘗八兩、纈帛一疋、藍半圍、黃蘗八兩、絲一絇、藍小半圍、黃蘗八兩、

白藍色絲一絇、藍小半圍、黃蘗七兩、

深黃綾一疋、綿紬、絲紬、東絁亦同、苅安草大五斤、灰一斗五升、薪六十斤、帛一疋、苅安草大三斤、灰八升、薪卅斤、絲一絇、苅安草大一斤、灰三斗、薪廿斤、

淺黃綾一疋、綿紬、絲紬、東絁亦同、苅安草大三斤八兩、灰一斗二升、薪卅斤、帛一疋、苅安草大二斤、絲一絇、苅安草大十一兩、灰二升薪廿斤、

〔延喜染鑑〕黃櫨綾一疋　櫨大十四斤　蘇芳大十一斤　酢二升　灰三斛　薪八荷

此記灰三斛者、不應于櫨蘇芳之斤數、今染試者灰也、用三㪷而足焉、㪷斛之字、恐傳寫之謬歟、

世黃櫨染名者、屬黃非赤色、疑若以櫨一種染、於是試除蘇芳而染者如斯、以照于前、

黃櫨染考

本邦天子之服也、累世有用黃櫨染袍、而禁臣下服矣、世稱黃櫨染者、其色屬黃者也、又按式內黃櫨綾之染草、有多用蘇芳也、用蘇芳則必當有赤色矣、於是用縫殿式黃櫨綾之染草、染試一疋綾、其色果赤黃色、與世稱者甚違焉、○中略

橡綾一疋　四位凶服委色彙　搗橡二斗五升

茜大斤　灰七升　薪二百廿斤

按橡字書柞實爲皂斗、柞卽橡也、其房可以染黑也、凡謂橡之染黑也、如此則此稱橡者、似非其本色、蓋令義解僧尼令曰、木蘭黃橡也、式內唯稱橡無黃字、而有赤白橡及青白橡、意者其唯稱橡者卽黃橡也、○中略

右若干色者、以式內所記之綾帛及染草、分爲四十分、以其一分染試之、且不拘入之數、偏隨染汁之竭、但深蘇芳淺藍色者、全染帛一疋、中綠者染試帛半疋者、

〔延喜式十五內藏〕雜染

紫染綾一百疋、深紫廿疋、淺紫八十疋料、絹一百六十疋、深紫卌疋、淺紫一百廿疋料、帛卌疋、淺紫纈料、絲二百絇、深紫、淺紫各七十絇、深滅紫、淺滅紫、中滅紫各廿絇料、錢十二貫文、篩廿口、料絹一疋二丈、口別四尺、

帒二百六十二口、料庸布卅二段二丈一尺、口別三尺五寸、糟二斛八斗、染手等料、席廿枚、染手座料、絲八絇四兩、酢二斛七斗、藁二百十三圍小半、薪七百廿一荷、灰百五斛六斗、水瓱桶四口、水桶十三口、杓十二柄、大四小八、已上官物、紫草一萬五千四百卅斤、寮物

右每年起二月一日、至五月卅日、依件染畢、以寮仕丁充駈使、其染手二人各給橡帛衣一領、別三丈、調布袴一腰、別七尺、褌一條、別六尺、染女四人、各橡帛衣一領、襷一條、長並同上、但纈料絲准量所須充、

藍染綾一百疋、深綠、淺綠、淺縹、藍色各十疋、中綠、深縹、中縹、各廿疋料、絹四百疋、深綠、青綠、次綠各廿疋、中綠、深縹、中縹、淺縹各卅疋、藍色百廿疋、淺綠五十疋、纈淺縹、藍色各廿五疋料、東帛六十疋、深綠、紺各卅疋料、絲六百絇、深綠、中綠、次綠、深縹、中縹各五十絇、紺淺綠、黃淺綠、淺縹、白縹各卅絇、黑綠七十絇、次縹九十絇、深藍色、中藍色、淺藍色、白藍色各十絇料、貲布八十端、深綠、深縹各卅端料、錢卅六貫文、絞帷二條、料絁二丈四尺、別一丈二尺、槽帊二條、料商布二段、帒二口、料商布二丈、押帷二條、料調布二丈五尺、水篩二口、料調布二丈八尺、藁三百圍、黃蘗大七百卅四斤六兩三銖、縫殿絹染料、眞木灰八斛、灰十二斛、苅安草二百卅圍、水瓱麻笥三口、水麻笥五口、杓十五柄、大五、小十、席十枚、折薦十五枚、官人并命婦已下座料、白

米九斛六斗（命婦以下料）黒米七斛二斗（仕丁鹽五斗六升八合、海藻大一百九十一斤四兩、糟二斛八斗八合、

右每年起二六月一日一至二八月卅日一染畢、亦以二仕丁一充二駈使一、其命婦以下駈使以上各賜二祿、總調綿五十屯、供事藏部十人、染手一人、各給二佐渡布衫一領（別二丈七尺）、仕丁二人商布衫一領（別一丈六尺）、染女六人、各調布衫一領（別一丈六尺）、襷一條、褌一條（條別六尺）、其染物者、預錄二用度一申レ省、請受寮允屬各一人、專當撿校、染訖貯二收寮庫一、依レ宣出用（染法並見二縫殿式一）

駕輿丁禮料、大纈紫絹十五疋四尺、染料紫草四百五十斤（寮物）、酢一斗五合、灰三斛七斗五升、薪廿二荷、已上官物　具錄申レ省、

〔諸藝小鏡〕にごんぞめ　鐵のせんくず八十目、ふし二十目合て、布袋にいれ、かまに水を入、其中へ袋を入て、何にても染る地をかまへいれ煮るなり、

ゑやれがき　下ぞめを梅にてどぶ色にそめて、其上に石灰を水にてときて、それにつけておけば、梅の上色の赤みぬけて、され色になるなり、下染の淺深にて好次第なり、

黒ちや染　ゆえんを二てう程すり、まめのこをうすくのべて、下染をこいあさぎに染、まめのこにすみ少宛入て、何返も色の付まで染るなり、色能ころに、はりてゑいしをかけ、其上に水をさいさいかけ、四五返も水ばりをすべし、色よくて落ざるなり、

ねずみ色　くるみを丸ながら黒焼にして、粉にしてべし、

水色淺黄　わせわらのあくをたれ、三升の中へくさぎの實一升入、一升五合にせんじつめ、みをひしぎ、ゑるをこして染るなり、

紺染　八月の末九月の比のあをのはくき共にかり、葉を取て、くきばかりを一ひろ一尺のなはにて結び、それ一束に水を手桶一つ半程入て、一桶程にせんじて、はをもみ出して染るなり、色は好次第幾度も染べし、

茶染　ゑぶきをせんじ、七八返染て、米のすを盃一つ入、鐵のせんくずをひき、茶一ふくほどせんじ、水三升程をにやかし、其中へ青みやうばん、らうはを半兩、粉にして入ませ、合酢と前の二色ながら半分あてに入、能合て地を入染て、黒みを付度ときは、又あをみやうばんを加へ染るなり、染しまひに、ひさらきのあくを引べし、又ゑぶきの汁に青みやうばんを入、下地をそめ、椿のあくをおさへにかくるなり、みるちやハ、一端にかりやすく一は程せんじ、椿のあくをせんじ、其汁にて紙を染、かう色にならバ、石灰を茶一ふく程入て取あげあらふべし、青み付度ハ、から竹の葉、茶の生葉をせんじて上を染るなり、

すゝ竹　下地をねずみに染て、上をもゝかはのせんじ汁にて染るなり、色をこくゑたき時ハ、下染をこくし、上染をいく度もすべし、ほす時にゑぼるべからず、むらに成なり、

ほんむらさき　下を椿のあくにて染、紫の根一頭をぬる湯にてもみだして、一端を五頭程の根にて染べし、紅粉をおろしてそれをわかし、にへたるうちに染るなり、一頭にて染てハ、又あくをかへるなり、二頭目よりうすへ入てつき、ぬるゆにてべにをおろし、わかして染るなり、色黒めば酢をさすべし、

似せむらさき　すはう一斤、常に染るごとくにせんじ、みやうばんを粉にして入、桶へ入て、一日一夜靜なる所にていさせ置、うはずみを取て、それにて下染をしてほし、本汁にたばこのはひを一合入て、よくかきませて染るなり、ほしてみやうばんの粉一匁をあつ湯に入、かきませ染べし、くれなゐつかひやう　くれなゐハ、二百目水につけ、冬ハ十二三日も、夏ハ五六日なり、其後布袋

に入て、水にて六返ばかり黄汁を取べし、汁多くハ七八度も取なり、黄汁すくなくバ四五反とるなり、其後本の花を玉四つにして、二日ねさせて後、いれ物一つへ玉一つ宛入置バ、さはらのあくをいかにもくら〳〵とにたて、玉二つにかけて玉をつきくづし、二尺五寸のあさ布を折かへし袋にして、くづし玉を入、竹のすの上にてもみ出し、其花の汁を前の殘し置たる二つの玉へかけつくして、又袋に入もみ出しぞく布四つへ皆々つけべし、但花汁一升程の中へ、米のすを茶びさく三つ程づゝ入べし、一束おろすあくハ、わせわら二十把たきて、あくを三升程取、三升のあくをくら〳〵とわかしてぞく布へ一つかけ、しぼり出して、べにを又よのぞく布へかくるなり、四つのぞくを前の如くかけ〳〵すれバ、初のぞくハ白く成なり、四つのぞくを皆しろ地、其べにの上に有きを取てわきの入物に置、前の白く成たるぞくをべにを入、米の酢を加へそめれバ、又べにつくなり、黄を取たる跡のあげくのべに一はい半程に、梅ず を蛤に一つ程さすべし、梅ずきくも有、又きかぬも有、其加減能見べし、

〔染物早指南〕一素鼠　灰墨少々　はひずみハ、水ばかりにてハ急にそめりがたけれバ、酢にてゆるめおく事なり、明ばん水　豆汁

二藍氣鼠　灰墨少々　唐藍同斷　めうばん水　豆汁

三湊鼠　唐藍　蘇枋　墨ボッチリ　からし水　豆汁

四藍鼠　唐藍　墨ボッチリ　石灰水　豆汁

五唐土鼠　も、皮うすくして一遍引

六茶氣鼠　蘇枋　唐藍　も、皮　からし水へ入る

七藤ねずみ　蘇枋水等分　唐藍少々　鐵漿ボッチリ　も、皮少々　石灰水へ入る

八葡萄鼠　蘇枋六遍　も、皮四遍　鐵漿水等分

九玄め鼠　かりやす　鐵漿

十濃ねずみ　墨ボッチリ　石灰水○下略

〔染物重寶記〕色上染なをし藍のふん

花色のうへは　あいみるちや　せんざい茶　茶びろうど　おめしちや　江戸なんど　黒によし

ちくさ色のうへはあいとびによし、其外はないろと同じ事也、花いろちくさともに　あか茶うす茶　あくちやにあし、

あさぎのうへは、諸色茶るいとび色るいによし、紋付摸様にも染べし、糊のあくにていろぬけて、白地にまがふなり、

色上染なをし黄のふん

うこん　紅うこん　くちば色は、日にさらせば、色ぬけるゆへに、うす茶、下染ちやにも大がいよし、紅ぬきし黄も同じ事也

きがら茶、くは茶は色ぬけざるゆへ右の茶にあし、　茶びろうど　せんざいちやに大がい染るなり　すべて黄いろのうへは、飛色るいに色あしく、むらさきとび　あやめ　あいにそまらず　茶るいにして、玄ゆみ見ゆる事あり、さらさるいによろし、

きはだもへぎは、色よきなんどちやにならず、せんざい茶、あひみるちや、茶びろうどに大がいよもへぎに二色あり、かりやすもへぎは、色ぬきてなんどちや、あい見るちや、せんざいちや、金いろ茶、ちやびろうどによし、

色上染なをし赤のふん

本紅のうへは色ぬかずに、とびいろるいによし（但シむらさきとびにあしゝ）色ぬきして、こい茶るいに大よし、うす茶大がいよし、ねずみ、ふぢいろ、白茶にあし、下染ちやに染れば、色あしくて地よはるなり、

中紅は色ぬかずに、とび色るいに大よし、色ぬきすれば、いづれの色にもよし、

もゝいろ、かうばい色は、あくうち、うこん氣なきゆへ、あいにそめても地よはる事なし、

こいちやるい、とびいろるいによし、白ちや、柳ちや、ねずみ、藤色、すみる茶、なんど茶ニ大がい

梅や玄ぶそめ、あかつちぞめのうへは、何いろにもあし、（〇中略）

張もの心得の事

むらさき、ふぢいろ、あやめ、灰汁ちやるい夏日かず立しのりにてはれば、色むらできるものなり、

糊をき心得の事

うす茶藤いろるい、灰のりつよきはわろし、うこん、紅うこん、きからちや、くは茶るいもちのりよし、はいのりは紋もやうのあがりあしゝ、

あいぞめやものは、灰のりつよきよし、

きぬるい茶下に、いけのりわろし、右はりのりをきの事は、素人の用なきことながら、あがりあしければ、染先の麁相となり、又は悉皆取次のなんぎと成事あり、たがいに心得べきため也、

〔農業全書六三草〕茜根

染様は、先ひさゝき柴の日當に生じうるはしきを、男の一荷取よせ灰にやき、晴たる夜の星を見る様に、火のちら〳〵とあるを、火の消る程に少水をうち、さて其灰をこしきにをし付、たぎりたる湯を、たご一荷かけ、あくにたれて用ゆべし、あくをこくする事は染る地によるべし、同じくあくかふ數の事は、丹後紬一疋、あかね一貫五百目水八升、六十五ゑほ、京紬同じく一貫三百目、水

前に同じ、五十五ゑほ、ほつけん一貫二百目、水七升六十ゑほ、絹ねりの類一貫目、水五升、三十五ゑほ、十九木綿、越後九百目、水六升三十五ゑほ、ふさゑりがひ、六百目、水七升廿五ゑほ、あかね、かし様前の年、九十月に掘たるならば、明る日染る宵より水に漬、明る日流川にて、ゑるの清ほど洗ひ上て煎ずべし、九月ほりたるは、二夜かすべし、をそく掘たる程、段々此考へにてかす物なり、同じく煎じ様、いづれも十二釜に煎ずる物なり、泉酷とぬるでの木を入て煎ずべし、若黒あかきいろ出來る事あり、其時はせんじからをばあげて、煎じ汁を染桶に汲入、あつき中に染べし、いきの出ぬ様に、ふたをよくすべし、かくのごとくして、度をかさね煎じ出す物なり、其煎ずる間は、染物をば漬てをくなり、かくのごとく九ゑほ染、三ゑほは釜の中にて染るなり、十二番ともに、染様同前なり、同じく醋のさし加減、あかね染の大秘事とて、口傳する事なし、されども水二升に、一盃入るとある時は、凡さしかげんを考へて、少の物をたび〳〵加減して染て心見たらば、手の下にゑるしを見るべし、扨そめ上ては、ゑぼりて、かげに干べし、少ゑめり氣ある中にたゝみて、ぬり桶などに入て、一夜をくべし、一夜に三度もたゝみかへたるよし、若又いづみ醋に鹽氣ある事あり、杉原紙に熱き飯を包み酢の中に入をきて、半時ばかりして取上れば、鹽其まゝぬくるもの也、

〔有德院殿御實紀附錄十七〕古製の染色は、延喜式縫殿の部に其法少し見ゆるといへども、今それをもてわきまへがたし、また往昔の布帛染革もて、ものゝぐの飾に用ひしものまゝあれど、これも年をへて色變りそこなはれて、其世のさまのたしかにゑりがたしとて、内藏式に載し染草の分量をたゞさせたまひ、それにたがはず製し出すべしと仰出され、小納戸浦上彌五左衞門直方奉りて、後藤縫殿助〇吳服所に命じ享保十四年より吹上の園中に染殿を開き、年々あまたそめ出しけるが、後にはみな習熟して黄櫨染よりはじめ紫、紅、二藍葡萄、朽葉、山藍縹、緑の類みな古色に少しもたがふことなく染出しけり、その中に茜染は、むかし山城國山科の里にて、もはら染けるが、

いつしか茜草の製法を失ひて、此頃は蘇芳もて染しを茜染と名付、世にひさぐこと、はなりぬ、然るにまことの茜染は、いかなる風雨霜露に逢といへども色かはらず、蘇芳にて染るも、打みたる處は劣らずといへどゝも、年をふるか、風雨霜露にあへば、色かならず變ずといへり、さればむかしより、武器には多く茜染を用ひしなり、これも染工等に命せられて、さば〳〵こゝろみられけれど御旨に應ぜず、其後貝原好古（黒田右衙門佐綱政家人）がさるしたる農業全書の中に、その染法をくはしくのせければ、これによりさらに御考どもあり、はたして古製のごとく染出しければ、盛慮にかなひ、永壽丸といへる御船の記號旗をもそめて試らるゝに、年をへて風雨にあへども色かはらざりければ、後は布帛はさらなり、矢羽竹などまでもそめられける、また其頃山城國八幡山よりいづる菖蒲皮をも命せられしに、少しもたがはず染出しければ、御甲冑のよそひにも是を用ひ玉へり、かくて京よりも染工どもあまた召れて、種々のもの染けるが、後にはいと盛になりて、縫殿式の染色、半にすぎてそめ出しければ、この服色をあつめ帖とせられ、式。。。内染鑑（○一名延喜染鑑）となづけて、後の證とせられしが、今猶奥の御文庫にあり、

〔倭訓栞（中編十志）〕ゑのぶずり　日本紀に蓁摺（ハリズリ）延喜式に小松ずり、小草ずりなど見えたれば、ゑのぶ草の形をすり付たる成べしといへり、伊勢物語にも、

春日野の若紫のすり衣ゑのぶのみだれかぎりなくつけたる也、さるをみちのくのゑのぶもぢずりとつゞくるは、陸奥國に信夫郡ある故也、信夫郡に石ありて岡部と云所の田中にあり、いつの比か、岡より落といふ、ゑのぶ草のかたしたる絞あるをすり付る物也といへるは非なるべし、もぢずりといへるも、右のゑのぶ草のかたを亂れすりたるをいふ也とぞ、されど東鑑にも、信夫毛地摺千端と見えたれば、信夫を地名とするも一説なるべけれ、公忠家集に、東にくだる人に、白き物を青きものしてすりて、火うちを入て贈るとて、

うち見ては思ひ出やと我宿の忍ぶ草してすれる也けり、是はやまあゐもてすれる衣といひ、はぎは花ずりなどいへる類なるべしといへり、されど新千載集には、朱雀院の御時、藤原親盛が、から物の使にまかりけるに、金の火うちに沈のほくちを、ゑのぶずりの袋に入てつかはすとて讀侍ける、權中納言敦忠とありて、上句、うちつけにおもひやいづと故郷のとあり下句同じ、

〔貞丈雜記（三小禮）〕一すり衣の事、ゑのぶもぢずり、花鳥などの形を彫刻みて、ひめのりを布に包みて、そのりうごかぬ爲也、のりをあさ〳〵と付置て、そのうへに布又は絹などをかけて、よくおしつくれバ、木かたの所高くなる也、それを藍の葉又は色々の花を銘々に布に包みて、布絹などの面を摺れば、草木花鳥の繪あらはるゝ也、

〔延喜式（四十弾正）〕凡摺染成文衣袴者、並不得著用、但緣公事所著、幷婦女衣裙不在禁限、

〔延喜式（十縫殿四）〕裁縫功程（○中略）

榛摺帛一疋、長功日、大半、中功日一人小半、短功日二人、

青摺布一端、長功日少半、中功日大半、短功日一人、

〔古事記（下仁德）〕其臣（○口子臣）服著紅紐青摺衣、

〔萬葉集（九雜歌）〕見河内大橋獨去娘子歌

紅（クレナヰノ）赤裳（アカモスソ）數十引山藍用摺衣服而、直獨伊渡爲兒者、若草（ワカクサノ）乃夫（ツマカアルラム）香有良武、（○下略）

讀人ゑらず

〔古今和歌集（十戀）〕題ゑらず

戀しくばゑたにを思へむらさきのねずりの衣色にいづなゆめ

○按ズルニ、摺衣ノ事ハ、冠服部祭服篇及ビ冠服雜載篇ニ載セタリ、宜シク參看スベシ、

かはらの左大臣（○源融）

〔古今和歌集（十四戀）〕題ゑらず

染料

陸奥の忍ぶもぢずり誰ゆへに亂れむと思我ならなくに

〔東遊雜記 一〕六日、〇天明八年六月桑折の驛出立して、再び福島休み忍摺の古跡所へ立寄、〇中略土人の云、文字摺岩、古しへは山のうへに有しに、大雨の節倒ひ落て、石面の平なる方は下となりて、土中に有りと云、福島に古しへの紋なりとて、錦石の形を石匠に彫刻させて、藏する家あり、埒もなきものながら、所の人は珍らしきものに覺へ居る事也、福島止宿の夜、沼崎長右衞門と云人と、終夜物語て、此邊の名所舊跡の事を聞しに、此人才子にて和歌をよみ、文も有る人なり、しかも豪家にて權代役と號して、福島市中にての長なり、此人の物語に、文字摺石は、後世の僞物にして、彼地に雅なる石の有りしを、幸に旅人など、古歌によりて文字摺石の事を尋ぬれば、彼石をおしへしにより、いつとなく名所となりし事也、文字摺と云事は、往古は奥羽の地至て邊鄙なる故に、染るといふ事は更に知らざりし事にて、石面の平かなるに、色よき草花を並べおき、其うへに藤布をあふせかけて、夫をまたきめよき丸キ石にて、うへより摺りて、草花のいろ〳〵の色を、布に摺りうつせしもの也、何れの石をさして、文字摺といふべきにはあらず、信夫郡古しへよりある所の平なる石は、皆々文字摺石也、今にても是より數十里奥羽の界筋にては、乏家のもの染代をいとひ、右のへりにして、白布にもやうを摺付る地もあると、物語りなり、

〔倭名類聚抄 十四調度〕染色具第百八十四　四聲字苑云、染以物取彩色也、色者五彩之總名也、

〔古事記 上〕故其日子遲神和備氐、三字以音自出雲將上坐倭國而、〇中略歌曰、〇中略夜麻賀多爾、麻岐斯、阿多泥都岐、曾米紀賀斯流邇、斯米許呂母遠、〇下略

〔古事記傳 十一〕阿多尼都伎は、茜春かと契冲云り、信に然聞ゆるを、赤根を阿多尼と云むことは、聊心ゆかず、若は草書にかと書るを、多と誤れるにやあらむ、〇中略曾米紀賀斯流邇は、染木之汁になり、染木とは、卽上の茜にて、其を搗たる汁にといふなり、さて茜は草なるを、木と云るは、物染るには、今世に木草ともに、凡ては染草と云如く、古は草をも凡て染木と云しか、契冲は、茜を木と云むこといかゞなれば、若は阿多尼は、皮を剝て染物する木ノ名にて、それを染木と云るにやともいへり、又は木と云は、本は植物の總名にて、草にもわたりしか、波岐、乎岐、須々伎、余母岐、布々伎など、草にも伎といふ名の多かるは、木と云ことにもや、

〔倭名類聚抄 十四染色具〕蘇枋　蘇敬本草注云、蘇枋音方、俗音須方、人用染色也、

黃櫨　文選注云、櫨落胡反、和名波邇之、今之黃櫨木也、

蘗　兼名苑云、黃蘗補麥反一名黃木、和名岐波太

梔子　唐韻云、梔音支梔子木實、可染黃色者也、今按醫家書等用支子二字、和名久知奈之

橡　唐韻云、橡徐兩反、上聲之重、和名都流波美、櫟實也、

茜　兼名苑注云、茜蘇見反、和名阿加禰、可以染緋者也、

紫草　本草云、紫草、和名無良散岐兼名苑云、一名茈戾、紫戾二音今案玉篇等、茈卽古紫字也、

紅藍　辨色立成云、紅藍久禮乃阿井吳藍同上本朝式云、紅花俗用之

藍藍澱附　唐韻云、藍魯甘反染草也、澱音殿、和名阿井之流、藍澱也、本草云、木藍堪作澱也、木藍、和名都波岐阿井蓼藍、多天阿井見本草、

黃草　辨色立成云、加伊奈本朝式云、刈安草

鴨頭草　楊氏漢語鈔云、鴨頭草、都岐久佐辨色立成云、押赤草

赤莧　本草注云、莧又有赤莧、和名阿加比由莖葉純紫、不堪食之、

〇按ズルニ、染料ト爲ス草木ノ詳ナル事ハ、植物部木篇及ビ草篇ニ載セタリ、宜シク參看スベシ、

〔江戸買物獨案內 上〕寶曆十辰年をしやうこに御もとめ可被下候、染よふの事は、袋紙にくわしくしるす、

染貫

企元祖早染草所
神田橋元町二丁目
大傳馬鹽町へ所替仕候
いせやゑい七製

〔近年諸藝方賣買代物事〕一べにの代
御はかまの染ちんは一兩、別紅の代四百文宛、御小袖御裏分、上は八百、中は四百文、其外は代によて染之、〇中略
一こんやの代
あさぎは百廿文、ひやうもんは百五十文、二ゑ物かちんまじり三百文、まき八百、或は一貫、ひやうもんは代不定、
一そめ物の代おもてばかり
かけもへぎ　梅ぞめ　倉谷物
小野物以下色々、上は一貫五百四百、中は一貫、下は一貫より内ニ入、

工具

〔倭名類聚抄十四裁縫具〕模　唐韻云、模莫胡反、俗語加太岐、法也、形也、
〔箋注倭名類聚抄六裁縫具〕廣韻同、按說文、模、法也、禮記內則注、模、象也、孫氏本之、以爲染布帛之模範者轉注也、尙書大傳、繽乎其猶摸繡也、注、摸所椓文章之範者、卽是義、按縫殿寮式新嘗祭小齋諸司青摺衫、有模飯料米、
〔延喜式十四縫殿〕新嘗祭小齋諸司青楷布衫三百十二領、〇中略模飯料、米二斗四升八勺、
三年一度雜物〇中略
染槽四隻、各長一丈槽二口、一口受一石、一口受五斗、水瓱麻笥四口、水麻笥五口、各受三斗、轆轤杓五柄、大三、小二、叩戸五口、
右御服染作所雜物依前件
〔勢陽五鈴遺響奄藝郡二〕白子〇中略　産物ハ索餅、紺屋ニ用ユル染形紙ヲ諸州ニ鬻グ、

練張

〔守貞漫稿十九〕小紋染ハ美濃紙ヲ十枚バカリ、柿澀ヲ以テ重之、是ニ紋ヲ極細ニモ穿ツ、此形工伊セノ白子村ニ多シ、諸國ニ携出テ賣之、近世ハ諸國城邑ノ地ニ製之、三都ニテハ京坂早ク、江戸遲ク出テ、江戸名工出テ京坂ニ勝アリ、
同ク美濃紙ヲ澀重子ニシテ、粗ナル紋ヲ穿チタルヲ中形トモ、小紋ニ對スルノ言也、夜具等ニハ大形ヲ用フレドモ、大形ト云名ハ未聞之、
〔倭名類聚抄十四染色具〕柃灰　蘇敬曰、又有柃灰、柃音靈燒柃木葉作之、並入染用、今案俗所謂椿灰等是也、
〔延喜式十五內藏〕奉諸陵幣〇中略練染用度、〇中略椿灰二石七斗、
〔倭名類聚抄十四染色具〕灰汁　辨色立成云、灰汁阿久淋、阿久太流、音林、
〔箋注倭名類聚抄六染色具〕汁灰見內藏寮式、〇中略阿久太流、上音林、本草綱目冬灰條、今人以灰淋汁、取鹼浣衣、浸藍靛染青色、辨色立成、淋灰訓阿久太流爲允、下總本標目下有淋灰附三字、
〔倭名類聚抄十二繒布〕練　蔣魴切韻云、練卽甸反、和名禰利岐沼、熟絹也、
〔延喜式十四縫殿〕練絁用度
絁十疋、綾絹亦同藁五圍、薪百廿斤、絲卅絇、藁四圍、薪六十斤、
〔貞丈雜記五裝束〕一搔練(カイネリ)之事、源氏物語初音の卷に、ひかりなく黑きかいねりのさひ〳〵しくはりたる云々、〇中略搔練と云は、ねらざる生(スヾシ)の絹に對して、練たる絹を搔練と云也、
〔法中裝束抄〕法中裝束之事
一鈍色白裳付香染事
問云、鈍色ノ名目、幷其所用如何、　答、〇中略白裳ハ必練テ粉ヲ付張ニセル也、但淸華ノ僧、生ノ裳ヲ著ル常事歟、是ハ可爲別儀、從僧乃至承仕ノ著用モ練タル白裳而已、
〔今昔物語二十四〕大江朝綱家尼直詩讀語第廿七

今昔、村上天皇ノ御代ニ大江朝綱ト云博士有ケリ、〇中略朝綱ノ二條ノ家ニ行カムト云テ其家ニ行ニケリ、〇中略丑寅方ヨリ尼一人出來、〇中略抑モ尼ハ何者ニテ有シゾト問バ、尼、己ハ故宰相殿ノ物張ニテナム侍リシ、〇下略

〔人倫訓蒙圖彙六〕練物張物師　絹を練る家、張物をなす、一切の染物、又は洗濯物これをはるなり、

瑩

〔貞丈雜記五裝束〕一瑩（モガク）瑩ノ字ヲ略シ用ユ又ゑうす瑩ノ字ヲヱウトヨム、ヨウト云ニ似タリ、とも云は、張たる絹を貝にてすりて光りを出すを云也、

〔延喜式十四縫殿〕三年一度雜物〇中略瑩板二枚各長三尺五寸、廣二尺四寸、〇中略右中宮御服所料、依前件、

〔枕草子五〕いみじくやうしたるしろききぬに、かた木のかたゑにかきたるおり物のからぎぬの上にきたるは、まことにめづらしき中に、〇下略

〔雅亮裝束抄一〕かべしろのおもては、れいの木丁のやうにて、うらはしろくやうして、ひもは、おもてはすはうながら、こきうちなからをあはせてあり、

打

〔貞丈雜記五裝束〕一裝束に打と云事あり、紅の打衣などの類也、是は砧（キヌタ）にて打て光を出したる也、後世は板引（イタビキ）にかへても、古の儀にまかせて打といふ也、單とて、裝束の下に著る單は、春冬はフクサ張、夏秋は板引を用るなり、

〔女官飾鈔〕一うちぎぬの事　紅の綾をうちて、かさねられ候、おさなひ人は濃きうち衣也、〇中略こきうちきとは紫の打たるを云也、

〔源氏物語二十八野分〕ひんがしの御かたへ、これよりぞわたり給、けさのあささむなるうちとけわざにや、ものたちなどするねびこだち、おまへにあまたして、ほそびつめく物に、わたひきかけてまさぐるわか人共もあり、いときよらなるくちばのうすもの、いまやう色のになくうちたるなど、ひきちらしたまへり、

板引

〔貞丈雜記五裝束〕一板引といふは、うるしぬりの板に、絹に糊を付てはり付て能ほして引はなせば、光出る也、蠟をぬりたるが如し、平絹も綾も板引にスルナリ

蠟引

一引倍支（ヒキヘギ）とも、ひへぎとも云は、板引の事也、板にはりて引へがす故、引へぎと云、

〔享保集成絲綸錄三十六〕元祿三午年三月

覺

一染物之地合、幷艶能く見世可申ため蠟抔引候由相聞候、總而左樣之手くろ箇間敷義、向後一切仕間敷候、若相背者於在之は、急度曲事に可申付候間、町々に罷在候呉服屋紺屋共江申きかせ、此旨堅可相守者也、

三月

右者、急度被仰出ニ而者無之由也、

湯熨

〔人倫訓蒙圖彙六〕湯熨（ゆのしや）や　一切の染物地に、ちゞみのあるをのべちゞめするなり、又つや付、木目つけ、同じ類なり、

雜載

〔萬葉集七譬喩歌〕寄絲

河内女之（カフチメノ）、手染之（テゾメノ）絲乎（イトヲ）、絡反（クリカヘシ）、片絲爾（カタイトニ）雖有（アレド）、將絶跡念（タエムトオモヘヤ）也、

〔源氏物語五十三手習〕かの人のいひつけしことなどを、染いそぐを見るにつけても、あやしくめづらかなるこゝちすれど、かけてもいひ出られず、

〔諸問屋再興調八〕寛政三亥年十二月手形帳書拔

一私共儀、藍玉在々賣掛錢ニ而請取候分、邊土之分は金銀ニ引替候儀難相成、江戸表江積取申度候得共、當九月中在方ゟ江戸表江當分錢差出申間敷旨御觸御座候ニ付、右錢積取申度段奉願候處、在々にて請取候分、便船等ニ而積廻し、紛敷儀も有之候而は如何ニ付、在々紺屋共染代錢

少々宛、其最寄町場等ニ而金銀ニ引替置候様、兼而問屋共ゟ掛合遣取立ニ相廻候節、金銀ニ而請取候ハヾ、假令邊土たり共、少々宛之兩替は、其最寄在方ニ而も不ニ相成筋者無之候間、右體之儀ハ、問屋共如何様にも勘辨可ニ致事ニ候、先達而錢相場下直ニ而難儀之段者、諸問屋共度々願出候程之儀ニ有レ之、漸々御世話を以、右相場も引上候様相成、商人共難有儀ニ有レ之、在々ゟ錢相廻候儀當分被ニ差留一候儀ハ、錢相場引立候爲之儀も有レ之處、却而右體之儀申立候儀ハ、錢相場之響等も不ニ相辨一目先之勝手而已を申立候段、如何之至候、依レ之願之趣不レ及ニ御沙汰一、訴狀御返し被レ成ニ奉請取一候、爲ニ後日一仍如レ件、

亥十二月六日

本八町堀貳丁目忠兵衞店　庄三郎阿州住宅ニ付代　藍玉問屋行事　名前虫喰不レ知印
同所三丁目忠右衞門店　新助阿州住宅ニ付代　同斷　喜兵衞印

〔染物重寶記〕染物匂ひを去る事

何色にてもにほひあり、別して黑に匂ひあり、夜風に一夜あつれば、にほひさるなり、

革工

革工ハ獸類ノ皮ヲ製スル工人ナリ、而シテ其製シタル革ヲ以テ、種々ノ器物ヲ造ルノ術ハ、夙ク神代ノ時ニ起レリ、

名稱

〔和爾雅三人物〕皮匠（カハザイク）

〔人倫訓蒙圖彙六〕滑革師（なめしかわし）　革は所々の穢多これを造る、革師これを求めて、馬具、銀袋（かねぶくろ）、蒲團、枕等、是をつくる、毛革をもつて作るを毛革師といふ、各春日通東洞院の西にあり、

〔日本書紀一神代〕一書曰、〇略　天照大神謂ニ素戔嗚尊一曰、汝猶有ニ黑心一不レ欲レ與レ汝相見一、乃入ニ于天石窟一而閉ニ

初見

職司工人

著磐戸一焉、於レ是天下恒闇、無ニ復晝夜之殊一、故會ニ八十萬神於天高市一而問之時、有ニ高皇產靈之息思兼神一云者、有ニ思慮之智一、乃思而白曰、宜圖ニ造彼神之象一而奉ニ招禱一也、故卽以ニ石凝姥一爲ニ冶工一、採ニ天香山之金一、以作ニ日矛一、又全剝ニ眞名鹿之皮一、以作ニ天羽韛一〇略下

〔令義解一職員〕大藏省

典履二人、掌下縫ニ作靴履鞍具一、謂此爲ニ賞賜一、不レ關ニ供御一、百濟手部、狛部、謂並是得レ考者也、撿ニ按百濟手部上一、百濟手部十人、掌ニ雜縫作事一、典革一人、掌下雜革染作一、撿ニ按狛部上一、狛部六人、掌ニ雜革染作一、〇略　百濟戸、狛戸、

〔令集解四職員〕大藏省

釋云、別記云、並得レ考、穴云、此司典履、內藏典履等別何、答二司並各作ニ同物一、同充ニ供御一也、其染作皮自ニ此司一入ニ內藏一耳、釋云、內藏爲ニ供御一也、此省爲ニ人給一也、古記云、典履典革爲ニ長上一、〇略　古記及釋云、別記云、忍海戸狛人五戸、竹志戸狛人七戸、合十二戸、役日無限、但年料牛皮廿張以下令レ作村村狛人三十戸、宮部狛人十四戸、大狛染六戸、右五色人等爲ニ品部一免ニ調役一也、紀伊國在狛人百濟人新羅人幷卅八戸、年料牛皮十張、鹿皮麂皮令レ作、但取ニ調庸一免ニ雜徭一、百濟手部十戸、在ニ京八戸、右京二戸、一番役五人、月料履一人十六兩令レ縫、爲ニ雜戸一免ニ調役一也、百濟戸十一戸、臨時免レ役爲ニ雜戸一免ニ調役一、

〔令義解一職員〕內藏寮

典履二人、掌下縫ニ作靴履鞍具一、謂此爲ニ及撿ニ按百濟手部上一、百濟手部十人、掌ニ雜縫作事一、〇略　百濟戸、

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

定ニ內匠寮雜工數事一〇略

番上一百人〇中　革宮工四人〇中

大同四年八月廿八日

〔日本書紀十五仁賢〕六年、是歲日鷹吉士還ニ自高麗一、獻ニ工匠須流枳奴流枳等一、今倭國山邊郡額田邑韈皮高

麗、是其後也、

〔日本書紀通證二十仁賢〕須流枳、奴流枳、蓋二人名、孰皮高麗、仁德紀、韋訓乎之加波、此訓爾比利、蓋韓語也、孰、熟本字、會典有熟皮匠、

〔甲斐國志百一人物〕在鄕諸職人

一革屋之事　萬力筋孫右衞門、中郡筋助衞門、萬力筋善次郎、大石和筋總十郎、西郡筋清九郎、北山筋與九郎、同七衞門、逸見筋勘助、

右者此八人之革屋、自前々諸役並田地役御免之由申事ニ候間、重而御理申上、御意次第可申付候、其內之儀ハ、此者共役等之儀御用捨尤候、自前々之墨付共有之間如此候、以上、

文祿四三月十三日　右近大輔　忠吉押　淺野家老

六筋之御代官衆　御給人衆中○略

北山筋宇津谷村革多

一革多七衞門屋敷三百坪、並家役被成御赦免之旨被仰出者也、如件、

天正廿年辰二月十日　井上梅雲齋　榮秀押

革名稱

〔倭名類聚抄十五膠漆具〕革　說文云、革古核反、和名都久利加波、今案有蘇枋革、黃櫨革、紫革、褐革、緋纈革等名、○中略獸皮去毛也、

〔令義解三賦役〕凡諸國貢獻物者、○註略皆盡當土所出、其金銀珠玉、皮革羽毛、錦罽羅縠紬綾、謂罽者、氈之屬、卽毛布也、

種類

〔革究圖考〕新革アラカハ　阿良加波とは、素改め更る義也、說文に其毛を治め去りて、是を革め更るなりと云、意相似たり、溫古究彙に洗革とあれども、新革と洗革とは異なるべし、

洗の字を用るは、水に浸して釋し製せばなり、世に鹿の革を以て水に浸し、雨露水濕を受て緊く堅からざらしむるを、洗革と云なんど、古を考ざる誤說なり、延喜式に、洗革一百張、又女鞍を造る料、挂甲を修理する料等、皆是を用ゆとみえたり、保元平治物語、平家物語、源平盛衰記、太平記等に、洗革威の鎧と見えたるは是なり、武雜記に、力革は白滑たるべしと見えたれば、天文永祿の頃、既に洗革の名は亡びて、白滑とは云るなるべし、溫古究彙に、洗革の說、文によりて物によらざるは誤れりと云、按に、阿良加波に洗字を用ゆるは安穩ならぬにや、新皮と書てこそ然るべきにや、新なるの儀にて、あら皮は新しき皮と云べき略語ならん、洗革は染革の名にて、混じて論ずるは癖事也、洗革の說は、安齋先生の考證を以て是とすべし、平義器談、軍器考標義、軍用記、武器考證、其外諸書に見えたり、素洗革と云は、薄紅にて染たる革にて威したる鎧を洗革と云事は、緋の革を洗ひ禿したる心なり、參考保元物語、京師本、杉原本、半井本等には、義朝が幼少の子供殺さるゝ時、兵共袖を濡す中にも、波多野十郎が赤革威京師本には緋威とありの鎧の袖、洗革にやなりぬらんと云事見えたり、印板の平治物語にはこの事なし是涙にて赤革緋威の革洗はれて色薄くなり、洗革になりぬべしと云意なり、近世の說に、洗革といふは、革のこわらぬ藥を水に入て洗たる革なりと云は妄說也と見ゆ、以上伊勢貞丈說是洗革といふは、薄紅の革の證とすべし、兵ども大勢並居たるに、波多野が鎧ばかり洗革にやなりぬらんと云は、薄紅を洗革と云べきこと明白し、日本紀天智天皇六年の條に、桃花布をあら染布と讀しむ、是も洗染と云ことにて、紅を洗ひて薄く桃の花色になりたる意也、桃染布、衣服令に桃染衫と見ゆ、萬葉集に桃染褐とみえ、延喜彈正式に桃花布衫と見ゆ、江家次第に荒染とあり、皆俱に退紅を云るなり、洗染は洗染るの略語なれども、諸の色を云ずして、退紅に限りて洗革とはいふなりとぞ、此阿良加波といふは、牛馬鹿などの皮を製れるなり、主稅寮式に、太刀の緒の料、鹿の洗革一條とみゆるは、新皮の事にはあらず、

〔革究圖考〕滑革ナメシカハ　究は皮革を柔になす也、滑すはなめらかにするなり、諸の色を以て染て光彩瑩滑にせる義也、古き書に滑革と云るは、皆色染の洗革をいふなり、俗に白滑鹿滑革など云るは、近き世の謂なり、唐土には鞹と云、なめすと訓ず、論語の注及び說文に、鞹は毛を去る皮なりと注して、革の字の注と同じうせるは、いまだ足ざるに似たり、徐氏が曰、鞹は皮の其毛を去り、染て是を

瑩くを華鞹と謂と、詳の說なり、爰を以て考れば、鞹の洗革なる事を知るべし、（字書に曰、革の字注に、徐氏の說を引て、染て是を瑩くを革といふとあるは、鞹と革と通じ用ゆればなり、靼は柔革なりとみえしは、是もまた鞹と同かるべきにや、）

〔安齋隨筆後編五〕一煉革を製する方　牛の革を煉るなり、長門牛を最とす、膠を薄く煎じて、冷して其膠水に牛革を浸して、心まで水の透りたる時とり揚げて、樫木の盤のうへにのべしきて、鐵の槌にてむらなく打つなり、打てば薄くなるなり、三日の間打ちて後、表裏に石灰をまぶしてすり付け、日に乾すなり、是を以て鎧の札をつくり、又煉鐔にするなり、革を厚くするは、革二枚、或は三枚重ねて打てば、一つに付て厚くなるなり、盤樫木の切口の方に革を置て打つなり、右鎧工岩井某が傳なり、貞丈按に、煉革冬月寒中に製せば、革の性强くして虫を生ずる事あるまじきなり、夏月の製はいまだ乾かざる時、革腐る故、性弱くして虫生ずる事あるべし、亦按に、革乾たる時、泥鰻の肉をすり付て乾すべし、或は泥鰻を燒て、其烟りにてふすべたるがよし、すべて軍器は如此すべし、虫を生ずる事なし、

〔延喜式十五内藏〕諸國年料供進（○中略）雜染革一百六十張、（紫革卌張、緋革卌張、纈革卅張、畫革廿張、白革卅張、）洗革一百張、（已上盛二漆韓櫃三合一○中略）牛皮廿四張、赤木廿材、（有二增減一○中略）右太宰府所レ進、

〔延喜式四十九左右兵庫〕修理挂甲一領料、（○中略）洗革四張半、

〔延喜式工事解三兵庫〕洗革四張半

洗革トハ鹿皮ノ毛ヲ去テ半熟スル者ナリ、（今俗ノ鹿滑革ト言フ者ナリ）

〔貞丈雜記十四皮類〕一天平韋と云は、白韋にかき色に地をして、白くもやうを出たる韋也、其もやう不動明王の像、八幡の二字梵字、天平十二年八月の七字を付る也、是は甲冑の飾に用べき爲に作りたる韋なるが故、冑のまびさし、耳袖のかむりの板などを包む程づゝにかこみを書て、其内にもやうを付る也、此韋肥後國八代郡より出る也、板木にてもやうをおしたる也、染たるが如し、（もやうの所は白し、牡丹唐草に獅子あり、丸の内に梵字あり、又不動明王の像あり、）

一正平韋も、白韋に地をかき色に、白く紋を出す、板木を以てもやうを付る也、もやうは唐草獅子などを付、正平六年六月一日の八字、もやうの内所々にあり、天平韋に似たる韋也、是も肥後國八代郡より出る也、古より八代郡に天平韋の板傳りて、韋にもやうをおして出しけるが、不動明王の像、八幡の二字梵字等を付る故、それを憚りて、中比より商賣をとめられしを、鎭西將軍懷良親王、八代郡高田に御座ありし時、南朝の（此時天子兩人在て、南朝北朝と分れて合戰あり、太平記に見ゆ、）正平年中に、（正平は、南朝後村上院の年號、）別の板をきざませられて、商買する事をば御免ありしによりて、正平御免韋と名付たりと云、ただ御免韋と云あり、正平御免韋とは別也、

〔革究圖考〕畫韋（エカハ）　天平韋　正平韋　延喜内藏寮式に、畫韋二十張と見ゆ、（軍器考補正に、甲冑の所所包める色韋は、昔各其名こそありつらめど、聞もつたへずとあれども、延喜式にみえし畫韋と云もの是なるべし、）此畫韋といふもの種々の文あるべし、畫韋と云は總ての名にて、其文に倚て名をまうけ、何々の畫韋とは云なるべし、

天平韋、正平韋と云は、古にありて畫韋と云し物なるべし、天平韋、正平韋といへる名は、近き世の俗に出る所にして、古書には聞えず、近來造り出せるものは、不動尊像、獅子牡丹などの古の文に倣て製すれども、古の製に比すれば殊に拙なく、鎧造るべき料には充がたし、菊地佐々傳記附錄に曰、天平韋の板、肥後國八代古閑橋の邊にあり、土人の說に、天平韋は中に天平十二年八月とありて、不動像及び八幡の二字幷梵字等あり、神佛の像ある故、商買を忌憚りけるに、征西將軍懷良親王、八ツ代の高田にまし〳〵ける時にて、南朝の正平年中に別板を彫りて給ふ、是より御許を得たりとて、正平御免韋と稱す、此板には、正平六年六月朔日とあり、諸國正平染の權輿なり、（武林原始にも是を引きたり）軍器考に曰、正平韋といふ物、異邦より來れるとも、又南朝の朝廷にて染させられしを、

嘉慶の頃、鹿苑院公方〇足利義滿へ、紀伊國矢田の庄より其板あまた進ぜられしとも云、異朝の物なりと云事心得ず、南朝の號にして、其六年には南北一統して、北朝觀應の號を止められ、天下悉く正平六年と號す、再南北分れて、南朝は終に亡びさせ給ひしかど、其號は空く此韋に止りぬ、紀伊國は從來南朝の領させ給ひし所なれば、後に此物彼國より出しなど云事、さもありぬべし、軍器考補正に云、肥後國より染出す物を肥後韋と云、天平十二年八月と云文字を今に染たり、いかなる故にや、餘りに舊(ふり)まさりし年號にあるにや、往古の染樣ならんには、脇盾を包む韋も染付あるべきに、年の號は古にて、此包料なきは不審し、安齋先生の軍器考頭書に、正平御免韋は、卽ち今の正平韋なり、此外に御免革と云ものあり、赤黑色に白く文を出せる染革なり、紫に白文あるは錦韋とて、室町將軍の御物に用ひし故、常人の用ることを禁ぜらる、赤黑色に白文あるは御免にて誰も用る也、其色紫に似するといへども、正しき錦革に非ざる故御免也とみえたり、

〔雍州府志七土產〕菖蒲革　八幡山下大谷染之、傳言、準神功皇后征三韓之鎧威而以革染之、故名高麗勝武也、源義家朝臣奉勅伐東夷時、祈石清水八幡宮、從大谷獻高麗勝武、義家悅爲鎧威、立軍功、故歷代幕下稱此革、其後豐臣秀吉公征朝鮮時、倣神后嘉兆、詣石清水祈戰利、且使陪臣木下半助吉政徵勝武革、卽獻高麗勝武革、秀吉公賜書嘉之、其書今在矣、當時名爲菖蒲革者、以仲夏節染成之故歟、

〔裝劍奇賞六〕天平革正平革　肥後國八代古閑橋のほとりにて製、元鎧の威の料に供ふ、天平十二年八月と題す、當時交易せざりしを、後賣買をゆるされしゆゑ、御免革ともいへり、又正平南朝年號六年六月一日と題せるなり、是を正平革と名く、

菖蒲革　城州男山の麓にて往昔染る所にして、是も鎧の威に用ふ、菖蒲は、勝武の義を音に借てこれを祝せる也、

御免革　地を紫に染て、圖〇圖略のごとき菊の形をおきたるもの也、其樣の天平革に似たるをもて、これを御免革と稱して賣買す、眞の御免革とは別なり、

姫路革　播州姫路にて製す、五色あり、いづれも一葉の葵と散櫻の極印あり、大さ壹尺三寸に、七寸五分あり、紅革のものは、此中にて高直なり、

〔毛吹草三〕肥後　御免革錦革ノ如シ、武具又鞠ノ沓等ニ用之、

〔續日本紀三十六光仁〕寶龜十一年八月庚戌、勅、今聞諸國甲、稍經年序、悉皆多不中用、〇中略自今以後、諸國所造年料甲冑、皆宜用革卽依前例、每年進樣、但前造鐵甲不可徒爛、每經三年、依舊修之、

〔類聚三代格十二〕太政官符

應禁斷犢皮韉事

右被右大臣宣偁、奉勅、牛之爲用、在國切要、負重致遠、其功實多、今聞無賴之流、爭事驕侈、殺剝斑犢、競用鞍韉及胡籙等之具、爲弊尤甚、事須禁絕、若有違犯、科違勅罪、主司阿容、亦與同罪、

延曆廿三年十二月廿一日

〔延喜式十五內藏〕牛皮一張、長六尺五寸、廣五尺五寸、除毛一人、除膚肉(タナシ・ヲ)一人、浸水潤釋一人、曝涼踏柔四人、染皺文革一張、長廣同上、採樫皮一人、合和麴鹽染造四人、鹿皮一張、長四尺五寸、廣三尺、除毛曝涼一人、除膚宍浸釋一人、削暴和腦槎(タモミ)乾一人半、染皂革一張、長廣同上、燒柔熏烟一人、染造二人、

〔延喜式十七內匠〕年料革筥廿合、就中衾筥四合、〇註略衣筥六合、〇註略釼緒筥一合、〇註略巾筥二合、〇註略唾巾筥二合、〇註略櫛筥四合、〇註略刀子筥一合、〇註略料、牛皮十張、各長八尺已下七尺以上、鹿皮十張、各長五尺已上、漆六斗六升四合、熟麻廿斤七兩、張繩料帛一丈五尺、石見庸綿廿二斤十兩、掃墨二斗四合、黏料信濃調布四端二丈五尺、小麥二斗四合、伊豫砥五顆、青砥四枚、橡絁一疋三丈、革筥工三人衣袴料苧四斤九兩、緣料絹六尺四寸、油三升三合、鐵二挺、皮燒幷皮刀料調布八尺八寸、炭九斛二斗五升、和炭二斛二斗三升、步板六枚、筥形料單功七百

六十一人、工七百十人、夫五十一人、

〔延喜式十七内匠〕馬瑠御腰帶一條、六道料、馬革一條、長七尺、廣六寸、縫料生絲一分、拭料調布五寸、入革脥料苧小一兩、張革繩料麻小七兩、黏料米一合、作革料油一合、鹽三合、糟三升、染料酢一合、漆三勺、炭五升、錡具石一顆、方四寸〇下略

〔貞丈雜記八調度〕一敷皮（シキカハ）と引敷（ヒツシキ）と替る事、敷皮は鹿の毛皮にて作る、うらに白布を作る、へりはえやうぶ皮也、緒なし、敷く時毛の方を上にして敷也、引敷は羚羊（カモシカ）の皮にて作る、鹿の皮をも用ゆ、作樣大體敷皮の如し、是は緒を付て、毛の方を外にして、うらの布の方を腰にあて、緒を前にて結ぶ也、腰につけたるまゝにて敷也、其時布の方は上になり、毛の方は地に付也、腰の緒をときて敷くとも同じ事也、敷皮引敷の事は、犬追物類鏡に委くしるし置也、

〔雍州府志八古蹟〕悲田寺　古在二京師一、今在二東三條一、〇略中　東三條南有二天部村一、此處與二悲田寺一爲二一雙一、然此處屠人而專剝二牛馬皮一爲レ革、以二此張一太鼓一、又以二此革一縫二草鞋底一、每日出二市中一携二小筥一入二鍼幷絲革一補二履破一、此天部悲田寺共號二穢多一、因稱二穢多一、或號二皮（カハ）太一、太字倭俗助語之詞也、

淺草　彈左衞門一件〇略中

一御役目相勤之儀は、御厩江御用次第、御おひ綱指上申候、其外御陣太鼓幷時之御太鼓、御陣御用之皮類、御用次第差上候事、〇略中

右之趣、此度御尋ニ付奉二書上一、前度寫指上候古證文、毛頭相違無二御座一候、以上、

淺草　彈左衞門

享保十年巳九月

〔雍州府志七土產〕革匠　以レ革製二諸品物一、是謂二革屋一、造二蹈皮幷革袴一、及革頭巾、革道服一、多在二三條通一、又以二不レ去レ毛之皮一造レ物、是謂二毛皮屋一、在二春日通西一、

〔人倫訓蒙圖彙六〕足袋師　革足袋は、鹿の滑革をかいとりてこれを造る、此家羽織袴等、革にてこれをつくる、燻革此所に造る、紫革、黑革、菖蒲革は、外に染てあり、三條通御幸町より西の方に多く住す、

〔雍州府志七土產〕植虎皮　以二虎毛一插二他皮一、其紋采不レ與二眞虎皮一相違一、是謂二植虎屋一、插二其毛一猶レ植二草木一、故稱レ之、在二烏丸二條北一、

〔毛吹草三〕山城　鹿切革細工

〔七十一番歌合上〕十番　右

いけはぎの皮かはふ時ながむればあかはだかにもすめる月哉

かはかはふ

明治四十一年十月十二日印刷
明治四十一年十月十五日發行

版權所有

神宮司廳

G6-43

印刷者　東京市京橋區築地三丁目十一番地
野村宗十郎

印刷所　東京市京橋區築地二丁目十七番地
株式會社東京築地活版製造所

製本頒布所　東京市京橋區築地二丁目十七番地
株式會社東京築地活版製造所